

第百六十二回 参議院經濟産業委員会會議録第十五号

平成十七年五月十日(火曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

五月十日

辞任

田 英夫君

補欠選任

近藤 正道君

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 昭郎君

理事

泉 信也君

加納 時男君

小林 温君

藤原 正司君

渡辺 秀央君

魚住 汎英君

沓掛 哲男君

倉田 寛之君

保坂 三蔵君

松田 岩夫君

松村 祥史君

加藤 敏幸君

木俣 佳文君

直嶋 正行君

平田 健二君

藤末 健三君

浜田 昌良君

松 あきら君

近藤 正道君

鈴木 陽悦君

中川 昭一君

国務大臣

経済産業大臣

副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

文部科学大臣官房審議官

経済産業省産業技術環境局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁資源・燃料部長

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

資源エネルギー庁原子力安全・保安院長

資源エネルギー庁原子力安全・保安院次長

環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

文部科学大臣官房審議官

経済産業省産業技術環境局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁資源・燃料部長

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

資源エネルギー庁原子力安全・保安院長

資源エネルギー庁原子力安全・保安院次長

環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

保坂 三蔵君

平田 耕一君

世木 義之君

森口 泰孝君

齋藤 浩君

小平 信因君

近藤 賢二君

安達 健祐君

松永 和夫君

三代 真彰君

南川 秀樹君

○委員長(佐藤昭郎君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日、の委員会に文部科学大臣官房審議官森口泰孝君、経済産業省産業技術環境局長齋藤浩君、資源エネルギー庁長官小平信因君、資源エネルギー庁資源・燃料部長近藤賢二君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長安達健祐君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院長松永和夫君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院次長三代真彰君及び環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長南川秀樹君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤昭郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤昭郎君) 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。中川経済産業大臣。

○国務大臣(中川昭一君) おはようございます。初めに、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国においては、供給安定性や環境適合性に

優れている原子力発電を基幹電源として位置付けており、これを的確に推進していくに当たり、原子力発電の運転に伴って生じる使用済燃料を再処理し、有用物質を回収して再び燃料として利用する核燃料サイクルを推進することを基本的考え方としております。この核燃料サイクルの根幹を成す再処理等の事業については、極めて長い期間を要すること等から、その事業に要する費用を確実に確保していくことが必要であります。

このため、再処理等を適正に実施するための必要な措置等を講じ、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ること等を目的として、本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、実用発電用原子炉を設置している者に對して、使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、毎年度、経済産業大臣が通知する額の金銭を使用済燃料再処理等積立金として経済産業大臣が指定する資金管理法に積み立てることを義務付けることとしております。

第二に、使用済燃料再処理等積立金を管理する資金管理法に関する事項その他所要の措置について定めることとしております。

続きまして、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

米国同時多発テロ事件以降、核燃料物質の防護に対する要請が高まっております。核燃料物質の防護対策の抜本的な強化が必要となつてきております。

また、原子力発電所等の廃止の現状と将来の見通しを踏まえ、原子力施設の廃止措置に関する安全規制の一層の充実を図るとともに、原子力施設の解体等に伴い発生する廃棄物を適切に処理す

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国務大臣(中川昭一君) おはようございます。初めに、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

るための制度を整備することが必要となっております。

本法律案は、これらを踏まえ、核燃料物質の防護及び原子力の安全確保に万全を期するため、所要の措置を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、核燃料物質の防護に関する規定の整備であります。原子力事業者等に対して、国が定期に行う核物質防護規定の遵守の状況に関する検査を受けることを義務付けるとともに、核燃料物質の防護に関する秘密の保持を義務付けることとしております。

第二に、原子力施設の廃止措置に関する規定の整備であります。事業等を廃止しようとする原子力事業者等は、廃止措置計画を定め、国の認可を受けなければならないこととするともに、講じた廃止措置の結果について国の確認を受けなければならないこととしております。

第三に、原子力施設の解体等に伴い発生する廃棄物を適切に処理するための制度の新設であります。原子力事業者等は、原子力施設の解体等に伴い発生する廃棄物等に含まれる放射性物質の濃度が極めて低いことについて国の確認を受けることができることとし、国の確認を受けた廃棄物等については通常の廃棄物等と同様に再生利用や処分を行うことを可能とするものであります。

以上が、これら法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤昭郎君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加納時男君 自由民主党の加納時男でございます。

この経済産業委員会において、三月十五日、中川大臣の所信説明に対する質疑を、私、行わさせていただいたところ、大臣から、供給の安定性、そしてまた気候変動など、地球温暖化防止のためにも原子力は重要な政策であり積極的に推進するという大変力強い言葉をいただいたところであります。

それから約一月後だったと思いますが、四月十六日の日に官邸のホームページ、私、時々見ていますが、これ非常に短くてポイントがよく載っているラジオトークという、総理のラジオトークが載っているんで時々見ています。一月後にこれ見ていましたら、ちょっとあれっと思ったことがあります。それは一言で言うと、新エネルギーで脱石油という趣旨にどうも聞こえるわけでありまして、音も聞こえるわけですから。

盛んに言っておられたのは、新しい官邸ができた、太陽光が入った、これから、余り出力は出ないけれども小さくても風力も置いておく、燃料電池も入った、いよいよ新エネルギーの時代である、何といつてもエネルギー政策では脱石油が大事だ、脱石油のためには太陽光だ、そして風力だ、そしてバイオだ、こういったことをやっていく、これが大事なんですとおっしゃって、私、これ大事だということはよく分かるんですが、脱石油というのちょっと引つ掛かったのと、それからもう一つ、脱石油は新エネで、この二か所にかよって、もう少し説明があつていいのかなと思つたんですが、何分あのホームページ非常に短くて、おっしゃる方も非常に短い言葉でございまして、誤解を受けるんじゃないかと。

私のところに実はいろんなところから、私もホームページ開いてやっているものだからメールがしょっちゅう入るんですけれども、大分抗議のメールが来まして、何か政府の方針というのは新エネで脱石油ですかと言ふんですけれども、いや私は、まああれはいろいろあつて、その一部で

あつて、あれはその部分は正しいけれども、全体はもうちょっとあるんですというふうに言つたんですけれども、そこを今日は確認したいと思ひます。

実は、それからまた半月たちまして、先週のことでございます。先週の五月二日、大臣はパリに行かれました。IEAの閣僚理事会、私もIEAの仕事は専門家会議の副議長を五、六年務めたんでしょっちゅう行つていまして大体内情は分かるつもりなんです、中には非常に原子力が好きじゃないヨーロッパの一部の国がしょっちゅう発言する、もう不思議な会議なんです、そのIEAの閣僚理事会で五月二日に中川大臣がなさった演説は、実に私は的確だつたと思つています。

要点、御本人がいる前で要点言っちゃいけませんけれども、私、三つ大臣は強調されたと思つています。

第一は、世界がエネルギーで取り組むべき課題は、これ三つある。一つは省エネルギー技術だ。エネルギー利用の効率化は、エネルギーの安全保障、そして環境保全のためにも重要であり、両立させるもので、供給ばかり言うんじゃない、まず需要が大事だ。非常に私はいい御発言だつたと思つています。省エネが一番。

第二に大切なことは、脱石油とは言われなかつたようです。石油の安定確保とはつきり言つておられます。特に上流部門、それから中流、下流、精製設備等も入りますが、こういったところに対する投資が不足しているんじゃないか。これも非常に私は鋭い指摘だと思つています。

この石油、確かに石油依存度は全体としては減らしてきています。日本で言えば、一次エネルギーの七五％を占めていたものが、最近原子力と天然ガス、そして省エネルギーもあつて五〇％まで減つています。発電で言えば、かつて七七％が石油火力だったのが、今日、一一％です。七分の一に減つています。いろんなことをやって石油依存度を下げてきたけれども、それでもなお日本で五割、先進国で四割強を占めている石油、こ

の石油の安定確保は大事だということを大臣がおっしゃつたのは、私は非常に重要なポイントだと思つています。

三つ目は、エネルギーの多様化の促進が大事で、環境、セキュリティ、両面をにらんだ多様化が大事だ。その面で最も力を入れて大臣が言われたのが原子力の重要性ということでありまして、そして、量は少ない、まだ少ないけれども、補完として再生エネルギー、日本語で言うと新エネルギーですけれども、英語でおっしゃつたようにすけれども、再生エネルギー、リニューアブルズの推進ということも重要であると。

簡単に要約しちゃうと、省エネルギーと石油の安定確保とそれから原子力等の供給の確保と、こういう非常に重要な三点をおっしゃつたと思うんです。私、これはエネルギー政策として正に政府の方針であつてほしいし、また、エネルギー基本法、我々が作った基本法に基づくエネルギー基本計画でもはつきりこの方向が出ています。

それに比べると、この官邸のホームページ、時間の制約だと、私、あえて言いたいんですけれども、それもあるんでしよう、非常に誤解を招きやすいんですけれども、一体、政府の方針として新エネで脱石油というのは決まつたんですか。

これを大臣にまず伺いたいと思ひますし、原子力についての大臣の思いも伺いたいと思ひます。○国務大臣(中川昭一君) 今、加納先生から御指摘の、まず、五月の二日、パリでのIEA閣僚会合において私から冒頭発言をした内容は、正に今御引用していただいたとおりでございます。

更にそれを一つ付け加えさせていただきますと、日本は世界一の省エネ国家になったと。エネルギー効率は、アメリカの三分の一、あるいは中国の十分の一、あるいはインドの十六分の一、これはIEAの統計でございますけれども。したがって、当委員会でもよく話に出ますように、三十年前に比べて、産業用のエネルギーというものはもうほとんど横ばいである。我々は胸を張つて世界一のエネルギー効率国家であるという

ことを自慢してきたわけであり。何もこれは私が自慢すべきことじゃなくて、日本国を代表して自慢しておりますので、関係者の御努力のたまものでございます。そのことをまず当委員会の先生方に御礼がたがた御報告を申し上げます。

と同時に、日本だけが頑張ってもしょうがないんであります。アメリカが四分の一エネルギーを使っている、あるいは中国、インドがこれらからどんどん増えるという中で、まあこれ川上のは話はず別にしまして、川下の部分でじゃぶじゃぶと世界じゅうからだかき集めて効率の悪いエネルギーを消費ということは、これは決して良くないことである。したがって、日本が重視しておりますエネルギーの効率化のための技術というものを、是非、ほかの国々にも我々は移転する用意があります。とりわけ、中国、インドを始めとする東アジアの国々に一緒に省エネをやりたいというところを私の方から提案をし、採択されたところでございます。

あと二点目、三点目については、御指摘のとおりでございますので省略させていただきますけれども、そういうことで、日本としてはもとより資源がない、しかし、世界で第二番目の経済国家として、あるいは一億二千万人が快適に暮らすための民生用、あるいはそれを補完するための運送用を含めてエネルギー効率を良くしていく。あるいはまた、それとも今や表裏一体であります環境問題、温暖化対策等についても我々は、今御指摘のとおり、新官邸、太陽光、あるいは小規模ですけれども熱と発電のコージョエネレーション施設とか、そういうものもお手本として入っておりますし、万博においても日本館等々でそういうものに配慮した施設を造っているわけでございます。それが私のいいますようにか日本政府を代表したエネルギー政策でございます。

他方、四月十五日に行われました総合エネルギー対策推進閣僚会合におきまして、脱石油に向けて全庁挙げて取り組むべきという指示があったことも事実でございます。

これは加納先生が心配されるとおりといましようか、これは現実的には、エネルギー全体で五〇％、発電でも一〇％を占める石油を、現在一％に満たないいわゆる新エネ、まあ燃料電池でありますとかあるいは新しいいろいろな、バイオでありますとか、そういうものでいきなり、いきなりといましようか、将来にわたって全部代替して石油をなくすということではないわけでございまして、そういう意味で、とにかく、日本の石油、原子力あるいは石炭、水力、その他新エネ、大きく基幹エネルギーというふうに分けますとそういうものをバランス良く取っていくんだということ、特に新エネの技術、太陽光は御承知のとおり世界の半分の発電量を日本でやっておりますし、先ほど申し上げたように、省エネあるいはまた温暖化対策技術が世界に冠たる日本は、新エネというものにより世界をリードしていく自負と責任がある。そして、それを世界に移転していくという貢献もしていきたいという意味で新エネを頑張りたいというふうに申し上げたわけでございます。

それについて的小泉流キャッチフレーズといまして、あえて脱石油ということを総理自ら使われたわけでございまして、決して、この石油についても二〇三〇年に向けても五〇％から四〇％、一〇ポイント下げるとい目標はございませうけれども、やっぱり四〇％、半分近くはやっぱり石油ということに頼っていくわけでございませうから、そういう中で最大の我々の技術力を発揮して、日本のみならず世界のエネルギー状況あるいはまた温暖化対策等の環境面に向けて積極的な役割を果たしていきたいということでございまして、御心配のとおり、言葉じりだけ見ると石油をやめて新エネへと、これは技術的にも、少なくとも我々の計算の範囲内では、時間の範囲内ではとてできる話では現実的にもございせんし、また、エネルギーのポートフォリオという観点から、石油を捨ててしまおうとか石油を極端に減らすということは、決して国民経済的にも私は、好ま

しい、ベストの選択だとは思っておりませんので、ひとつ新エネをやっていくという一つのキャッチフレーズとして、小泉式用語法として脱石油から新エネということでございまして、政府として進めていくべきエネルギー政策というものは、当委員会等での御審議に基づきまして、冒頭、IEAで私が申し上げたようなことが基本的な方針であるということを是非とも御理解をいただきたいと思っております。

○加納時男君 今の大臣の御説明で非常によく分かりまして、ありがとうございます。おっしゃったことの中で、一、二、ちょっと感じたことですが、一つは太陽光ですね。確かに私も太陽光の推進、その一翼を担ってきたつもりでありますし、ここまで進んできたのは非常にうれしく思っています。日本の太陽光、政府の政策、そして企業の開発努力があつて世界一の効率。そして、おっしゃったとおり、世界の生産の二分の一を占めるという、ある意味では大変成功した。ならば、これで石油に代替できるのかと、そこだけがポイントだと思っております。

今、太陽光どんどん増えていて、これで二〇一〇年には五百万キロワットぐらい、そこらじゅうに太陽光がつくって、できればということですが、そういう夢が実現したと仮にして、五百万キロワットという物すごい太陽光がついにでき上がった。それで一次エネルギーの何％を占めるだろうか。冷酷に申し上げますと、〇・二％でございます。〇・二％になるかどうか分からないけれども、最大やって〇・二％。それを占めている石油の代替というのはちよつと、オーダーが二けたぐらい違うんじゃないかというのが私の感想でございます。

いや、太陽光はそうかもしれない。それなら風力があるよ。風力も同じようにして、今ほとんどこれまたいろんな促進策を取って増やしてきています。三百万キロワット、あつちこつちにやたらできたイメージですが、それで、それならすこ

だろうと思いますが、これまた〇・二％。〇・二と〇・二足せば大したもんだと言わなければならない。〇・四。とても五〇％とか四〇％の石油とちよつと、代替というのはちよつと無理かなというところで疑問がありましたけれども、大臣の御説明で非常によく分かりました。

そういう意味では、既に日本の電力の三五％を占めている原子力、これを環境と供給の多様性、両面から積極的に推進していくんだというふうには大臣のお言葉を今理解したところでございます。念のための確認ですけれども、このたび、京都議定書が二月十六日に発効しまして、今までの温暖化大綱じゃなくて京都議定書目標達成計画、我々、長いのをみんな短くする癖があるんで、通称目達と、こう言っておりますけれども、この目達の中に、目達を閣議決定したわけですが、その中に原子力がしっかりと位置付けられたと思えます。これ、念のための質問でございますけれども、この目達の中で原子力を積極的に推進していくと、こういう理解で、大臣、よろしいでしょうか。

○副大臣(保坂三蔵君) この部分は私どもから答弁させていただきます。

加納委員からお話がありましたとおり、中川大臣の過日のIEAでの発言は、大変各国の閣僚から注目を浴びております。なんぞ原子力発電につきましては、エネルギーの多様化の中で、大変安定供給に優れた面、そしてまた地球温暖化ガスの抑制という二局面から、これは重要な役割を果たしているという認識につきましては訴えも十分できたものと存じております。

先生おっしゃるとおり、四月二十八日に京都プロトコルの目標達成計画が閣議決定されました。この中でも、原子力発電は重要な役割を占めていて、このように明記されております。したがって、政府といたしまして、今後、国民のよく理解を得た上で、安全性というものを大前提にしながら、原子力発電の推進のために鋭意努力してまいりたいと存じております。

○加納時男君 保坂副大臣、ありがとうございます。

大臣、副大臣に今までずっと伺ってまいりました。以下、若干具体的なことを政府委員の方に伺いたいと思っています。

原子力が重要なことになりまると、原子力の稼働率についてどう考えるのかということ、まずエネルギー長官、小平長官に伺いたいと思います。

原子力の設備利用率ですけれども、欧米や韓国を見てみると、九〇％台に達しております。中でもアメリカの利用改善が顕著でありまして、一九九〇年以降新しい発電所は一つもできていないですけれども、設備利用率は非常に良くなりまして、その結果、発電電力量は三五％増加しているようでありまして。設備利用率が八〇％だったのが九〇％台に一〇ポイント上がったというのは大変な出来事だと思います。新増設がゼロであっても、実質的に二千万キロワットあるいは三千万キロワット近い発電所を新しく造つたのと同じ効果が現れているわけでありまして。温暖化防止で言ったら、キロワットじゃなくてキロワットアワー、どれだけ電気をおこしたかが大事なところでもあります。

なぜそれが成功したのかと私なりに理解しているところでは、長サイクル運転、日本だと十三か月ごとに必ず止めて、何のトラブルがなくても止めて全部ばらすわけですが、整然と動いているもの、運転実績のいいものはもっと長く運転しているよと、いわゆる長サイクル運転、それから定検を重点化すること、合理化すること、そして熱出力、電気出力を弾力的に扱うこと、こういったようなことがあったと思うんです。

こういう九〇％台の世界相場に対して、さつき大臣は省エネで日本は世界一と言われたんですが、この原子力の稼働率だけに限定してみると、日本は八〇％で悪いんです。じゃ、日本は計画外停止率、原子力が計画しないで止まる率は高いのかといったら、実は世界一低いんです。一番いい

わけでありまして。省エネと同じで世界一なんです。だけれども、ルールでよく止めることになっているので稼働率が上がってないというのも事実であります。遺憾な事故があったのももちろん事実でありますけれども。

こういう日本が低い稼働率で、水準でいったときには、議定書の目標達成に対しては、私は、大きな力はないんじゃないだろうか、逆に言うと、ここを改善できるかどうか京都議定書目達、目標達成の大きなかぎを握っていると思っております。もちろん安全確保、これは大前提であります。その上で、利用率の向上を図る環境対策が重要じゃないかと思っております。そういう政策面から見て、まず小平長官に伺いたいと思っております。

○政府参考人(小平信因君) お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘ございましたとおり、目標達成計画を実現いたしますためには、原子力発電を基幹電源といたしまして今後とも推進していく必要があります。現在稼働中の五十三基に加えて、二〇一〇年度までに現在建設中がございます三基の着実な稼働を実現することはもちろんでございますけれども、先生からただいま御指摘ございましたように、これに加えて、電力の二酸化炭素排出原単位を更に低減するというためには、原子力発電の設備利用率の一層の向上が必要でございます。

こういう原子力設備利用率向上のための取組といたしましては、既に多くの原子炉で導入が進んでおります定格熱出力一定運転に加えて、安全の確保が大前提となりますけれども、原子炉の運転中に待機状態で停止しておりますポンプ等の予備機等の点検、補修を行うことなどの取組も想定されるところでございます。

国をいたしまして、事業者と協力しながら、安全の確保と原子力発電所立地地域の地元の方々の理解の促進に努めながら、今後とも稼働率の向上のために努力をしてまいりたいというふうに考

えております。

○加納時男君 ありがとうございます。

この同じ質問に対して安全規制面、保安面の問題が私は当然重要だと思いますけれども、松永保安院長、見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。

原子力発電所の設備利用率につきましては、今、加納委員御指摘のとおり、事故やトラブルが発生いたしますとその分低下をいたしますので、設備利用率向上のためには、まずは日々の安全の確保ということが大変重要であるというふうに考えております。その上で、設備利用率を向上させるための方策をいたしまして、ただいま小平長官の方からお答え申し上げましたように、定格熱出力一定運転という考え方が既に取り入れられております。さらに、これに加えて、一回の定期検査に要する時間の短縮、あるいは事業者の点検や国の検査の合理的な運用というふうなことで運転停止期間の短縮を図る、こうした考え方が電力事業者の間でも議論をされているというふうに承知をしております。

検査を含みます原子力安全規制の在り方につきましては、私も、日ごろ事業者との意思疎通を円滑にいたしまして、事業者からの提案に対しましてはよく耳を傾けてまいり、そういう考え方でございます。その上で、保安院といたしましては、新しい技術進歩を踏まえて、あるいは民間の企画を国の評価後に導入するなどによりまして、規制の不断の見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。ただ、その際、基本となりましては、今、加納委員も御指摘のとおり、安全に支障を生じないということが大前提でございます。設備利用率を上げるために安全の水準を切り下げるというふうなことがあってはならないというふうに考えております。

以上申し上げましたように、日々の安全確保のために規制の執行に万全を期しますとともに、新たな設備利用率向上策のいろいろなアイデアにつ

きまして、科学的、合理的な基盤に立つて厳正な評価や審査を行ってまいりたいというふうに考えております。

○加納時男君 ありがとうございます。今、目達について少し踏み込みましたので、原子力をま

ず伺いました。

目達に関連して、政府のグリーン調達について簡単に伺いたいと思います。

市場原理第一主義、市場原理主義というのは私が大好きな言葉であります。ただ、これだけでエネルギー政策をやつてはまずいんじゃないだろうか、もっと大切なエネルギーのセキュリティと、そして環境調和が大事だというのがエネルギー政策基本法、その上での市場原理というふうな位置付けされているのは御存じのとおりであります。政府のエネルギー調達もそういう考え方に沿って私はやってほしいと思っております。

ところで、公用車、政府が使う車については、値段が若干高くても環境にいい車に切り替えようという方針の下に、この三月、一〇〇％公用車は環境に優しい車に替わったことは、私は政府としてすばらしい決断だったと思っております。その反面、エネルギーの調達については、入札をしてもかく安いものにしようということを積極的に行ってきた結果、中央官庁においては、建て替え中の文部科学省を除いて全部化石燃料を使う新規事業者の方に契約を変えたようでありまして。言葉はちよつと悪いんですけど、政府が率先実行しているいろいろなことはいいんですけど、何かCO₂の増加を率先実行してやっているとどうも聞かえるという批判が国会でもありましたし、自民党でもございました。

政府はこれ、いろいろ、この意見を取り上げまして、実は今回の目達の中に、省CO₂、CO₂を少なくする電力を調達しようということをつたつたということでございますが、具体的にこれは今後どのように進める考えがあるのか、まだこれから検討しているのか分かりませんが、検討中

のことがあれば伺いたいと思います。

○政府参考人(小平信因君) 今御指摘のございました政府の電力調達でございますけれども、平成十二年三月の電力の小売部分自由化以降、庁舎を始めいたします国有施設のうち、自由化対象のものにつきましては、会計法で原則とされておりますとおり、競争入札により契約を行っているところでございます。

この結果、中央省庁の庁舎を始めとする政府調達案件を落札することによりまして、特定規模電気事業者が事業シエラを拡大するなど、落札価格が相当程度低下しているということも見られておりまして、電力市場におけます有効な競争の促進に一定の貢献をしてきたものと考えております。他方で、今御指摘がございましたとおり、目標達成計画におきまして、先ほどのお話のとおり、旨が盛り込まれております。

したがって、経済産業省といたしましては、現行の購入方式を改めまして、電力市場におけます有効な競争の確保と、原子力を含めたCO₂削減に資する電源の推進をともに図ることが可能な調達方法を平成十八年度から導入をしたいというふうに思っております、どのような調達の在り方がいいのか、今検討を進めているところでございます。

○加納時男君 それでは、検討を進めていただきたいと思ひます。

同じ関連で、CDMについて伺いたいと思ひます。

京都メカニズムの一つにクリーン開発メカニズム、CDMがあります。まず、全世界を一つのマーケットとして考えたならば、最も投資効果の多いところから順番に投資をしていって、最後の追加投資、限界生産力が均等になるようにすると世界で一番効果が出る、これはまあ常識でございますが、その発想で出てきたのが、京都会議のときに、妥結のときに生まれたCDM、京都メカニズムの、中でもこのクリーン開発メカニズムであります。

当然、このクリーン開発メカニズム、先進国で、先ほど中川大臣がお話があったように、省エネルギーが最も進んでいる日本、更にそこで追加の省エネルギー投資をやるよりも、ほかの国で省エネルギー投資をやった方が大きな効果が地球レベルで上がると。同じように、CDMを考えていくと、原子力もそうではないだろうかということになってきます。

当然、原子力もCDMの対象にしてよいと、すべきであるというふうな我々考えているわけですが、CDMの理事会は、非常にその中に原子力の嫌いな方も入っておられる、ヨーロッパの方ですが、ありまして、これまで理事会ではCDMは取り上げないということ、原子力をCDMの対象にしないということ、原子力をCDMの対象にしないというところで理事会で決めて今日に至っておりますが、これでいいのだろうかという疑問があります、どのようにお考えか、伺いたいと思ひます。

○政府参考人(齋藤浩君) 先生御指摘のとおりでございます、CDMにつきましては、実は二〇〇一年のいわゆるマラケシュ合意、COP7でございますが、その際の決定におきまして、原子力のプロジェクトについては、CDMとして仮に削減を稼いできても、先進国がそれを自分の国の削減量として使うべきじゃないという決定がなされてしまいました。そういうことで、先生御指摘のとおり、結果的にはCDMの中に原子力プロジェクトが入らない状態に現状はなっております、ことでございます。

私どもといたしましては、世界的な規模での原子力の利用促進というのは、やはりエネルギーの安全保障の点、また温室効果ガスの削減に関しましてでも大変有効な手段ではないかというふうな考えでございます。

そこで、昨年の十二月に、産業構造審議会の環境部会におきまして、将来の枠組みに対する中間取りまとめというのをさせていただきました。その際に、CDMにつきまして、原子力の安全の確保と、それから途上国に幅広く原子力発電所を建て

るということもございますので、核不拡散に対する十分な対応というものをした上で原子力発電プロジェクトがCDMの対象となるべきであらうという答申をいただいております。

早速それを私も活用させていただいております。昨年十二月にCOP10ございましたが、その際に、私どもはサイドイベントということで、その提言いただきましたものについて御披露を申し上げまして、世界の方々にこういう考え方を取るべきではないかという提案をさせていただいて、いるところでございます。幸いなことに、京都議定書の発効に伴いましてCDMを積極的に活用していくという実需が出てきております。

それからもう一つは、将来の枠組みの議論がどんどん進んできているということでございますので、こういう国際的な検討の場におきまして、私どもは今のような考え方を積極的に提言をしたいというふうな考えております。

○加納時男君 どうもありがとうございます。COP7で、原子力をCDMの対象にするのは、リフレインというたし英語だったと思ひますが、慎重だと、やらなさんだという決議をしたことも今のお話でよく分かったところであります。

同時に、今、日本は、いろいろ議論があるにせよ、せっかく京都で約束したあの議定書の目標を日本は全力を挙げて達成するように努力する、このことが一つであります、加えて、二〇一〇年前後、第一約束期間を超えたこれからの長期の地球レベルの気候変動防止に向けてどのような枠組みがいいのか。アメリカとか中国、インドが参加しない、世界のぐくわすかな国だけが参加するよ、うな、そんなものじゃなくて、正に世界最大の大、国、エネルギー大国でありCO₂大国でもあるアメリカの参加、そしてやがては世界の過半を占めるCO₂を発生することが確実な発展途上国を仲間として迎え入れられるような、そういう枠組みを日本が提案していくべきであるというのが一つと、それからもう一つは、今おっしゃったCDM

をその中で生かしていくと、これが不可欠だと思いますので、是非その方向で御努力いただきたいと思ひます。

さて、法案のちよつと具体的な内容について、二、三、残った時間で伺いたいと思ひます。

まず、炉規法でございますが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案というのが正確な名前になると思ひますが、この炉規法の中で幾つか伺いたいと思ひます。

一つは、廃止措置中の、廃止、原子力発電所の運転をやめた、もうこれで壊しますということを決めた発電所における安全規制について伺いたいと思ひます。

廃止措置に入りますと、原子力発電所はその廃止措置の進み具合に応じて施設の放射線等のリスクがなくなつて、減つてまいります。そして、燃料も運び出しちゃう。そうすると、もうそこには発電しようにもしようもなくなっているわけでありまして、したがって、その燃料に伴うリスクがなくなつてくる。そのために規制は段階的に変えていくのが当然だと思ひます。

ところで、先般ちよつと見てきたところ、びっくりしたことを見たのは、日本原子力発電所の東海でございますが、この東海発電所、既に廃止措置に入っております。廃止しました。この廃止をしている発電所において、運転員が制御室にいるわけです。いついるのと言ったら、いや、二十四時間交代勤務でいますって言うんですね。何しているのと言ったら、別に何もしていませんと。

で、なぜいるのと言ったら、そういう規則になっている。何の規則ですかと言ったら、保安規定だと。保安規定って、確かに保安規定も私読んでみたら、そう書いてあるんですね。交代勤務によって原子炉施設の監視を行う、確かに書いてあるわけですね。書いてあるからやっているんですと言ふけど、じゃ、なぜこの保安規定変えないのと言ふたら、これは変えられないと。それは省令によって、炉規法三十五条の一項の規定を受けた省

令、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則というのが、これ省令ですけど、これも私、こういうのを調べるの好きですからすぐ調べたんですが、それ見たら確かにそう書いてあるんですよ。原子炉運転に必要な人員がそろっていないければ運転はしないことと。

これ、運転しないならば、運転するならもちろんこの規則大事なんですけど、この炉はもう運転やめちゃった、運転しない、将来も運転しないんです。それが決まっちゃったんで、こういうのは人はいなくてもいいんじゃないかと思うんですけど、これについてルールの変更というのは、恐らく検討していらっしゃるんじゃないかとは思いますが、検討中でしたらその方向性を伺いたいと思います。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。廃止措置に移行いたしました原子炉施設では、原子炉の運転が停止をされて、また炉心からの燃料取り出しも終了しております。したがって、供用中に、運転中に考慮すべき事故あるいはこれに起因をいたします放射性物質の環境への漏えいといった危険性は確かに低減をしております。したがって、今御指摘のとおり、廃止措置期間中の安全規制につきましては、こうした廃止措置の特性あるいはその進捗などに応じた段階的な規制にするということが重要であるというふうに考えております。今回、炉規制法の改正案ということでお諮りをしている次第でございます。

御指摘の日本原電の東海発電所は、ただいま廃止措置中でございます。ただ、空調換気系あるいは廃棄物処理系などの一部の施設につきましては引き続き運転をしております。御指摘のとおり、まだ法律改正がされていないということもございまして、原子炉本体の運転中と同様の規制を適用しております。中央操作室には二十四時間体制で運転員が勤務をしているというのは御指摘のとおりでございます。

今申しましたとおり、廃止措置期間中の安全規制につきましては、廃止措置計画を通じた監督が適切に行われれば段階的な規制にすること、これが正しい方向であるというふうに私も考えております。そういう意味では、現在の規制内容は必ずしも廃止措置中の施設の特性を念頭に置いて整備をされたものではないと、こういう指摘を踏まえまして、今般の法律改正に基づきまして今後整備する省令などの検討の段階で、今、加納委員御指摘の点も含めて、適切な規制の在り方についてきちんと対応してまいりたいというふうに考えております。

○加納時男君 省令の改正で十分であるという今お答えだったので、結構でございます。私は、何か今申しからぬと言っているんじゃないかと、これ、不思議なことが起こると。気が付かないことが世の中にいろいろあるんですから、いいんです。世の中ね。それで、気が付いたら直していい。直すよって言うてくれたんで、私は納得です。直さないと、今の法律でこういうことなんだって言うならば、そんなら議員立法で法律を変えちゃおうということになっちゃうわけですね。そんな激しいことを私は言っているつもりはないんで、おかしいことはおかしいと認めた松永院長は、私、勇気のある方だと思うし、それは直してください。それ、それだけで深追いしませんが、この話は、これ、直していただければ結構です。同じようなことをちよつとまた伺いたいと思います。今度の法律案の改正によって新しく出る話について、ちよつと気になることがあるので伺います。

これ、炉規制法を今回改正しますが、改正案、条文全部読みました。そうしたところ、七十二条の三項だつたと思いますけれども、国家公安委員会や海上保安庁は、その職員に、原子力事業者の事業所に立ち入り、帳簿とか書類等の物件の検査をすることができると。私、これ、結構だと思えます。この必要性は理解します。質問は、分かったんですけど、同じところに

行つて同じ帳簿を、今日は国家公安委員会が来ましたが、あしたは海上保安庁が来ます、あさっては原子力安全・保安院が来ます、それぞればらばらに同じ目的で同じところに同じもので行くというのは二重三重になっちゃうと、それぞれがまたばらばらに勧告をしてくると、指示をしてくると、これ、ちよつと非効率じゃないかなと思うんで、これらの機関がやるのは結構なんですけれども、事前に関係機関の間で調整をして、それじゃまとめてやろうというふうにする、非常に効率的ではないかと思うんで、この二重三重の規制というのはこれからやる話ですから、今から気を付ければ十分であると思うんですが、是非考えてほしいと思うけれども、いかがかと。

実は、似たような事例、経済産業省じゃないんですが、ほかの官庁でたくさんありました。もういろんなところが次から次へと調査に来るといふもので、ばらばらの書式でばらばらのものを全く同じものについて出している。こういうのは港湾関係でも実はあったわけですが、かなり今回改善したわけですが、是非、これからやる話ですので、今日は是非、これは今後の進め方を伺っておきたいと思ひます。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。今般の法律改正では、核物質防護規定関連の運用に關しまして、国家公安委員会、海上保安庁長官が主務大臣に元々意見陳述できる規定になつておりましたけれども、この意見陳述に際しまして、事業者の防護措置の実情を踏まえて的確にこれを行えるようにすると、こういう趣旨で国家公安委員会あるいは海上保安庁長官の配下の職員が立入検査できる、こういう規定を追加した次第でございます。

この規定の運用につきましては、事業者の負担が過度にならないようにこれら関連の治安機関と密接に連絡調整を行ひまして、具体的に原子力安全・保安院が立入を行うときに合わせて一緒に立入りをしてもらうというような形の運用をき

ちつとまとめておきたいというふうに考えております。ちなみに、その上での事業者への是正措置命令あるいは指導というものにつきましては、従前より、主務大臣でございます経済産業大臣が一元的に行うということにしておりますので、こうした法的な枠組みは引き続き変更はございません。いずれにしても、治安当局と密接な連携を図りながら、加えて事業者負担への配慮ということも十分勘案しながら、適切な法律の運用というものを図つてまいりたいというふうに考えております。

○加納時男君 その方向で是非よろしくお願いいたします。次に、細かくなりますけれども、法案の中で一つ新しいコンセプトであります設計基礎脅威について質問したいと思ひます。この法案では、核物質防護のための規制強化の一つとして設計基礎脅威を設定するということがなつています。この言葉、設計基礎脅威というのはちよつと日本語としては余りなじみのない言葉のような響きがします。元の英語はDBT、デザイン・ベシス・スレット。それ直訳すると、確かに一つずつ日本語にすると、設計で基礎で脅威だからというとなんだらうと思ひますが、元々のIAEAのガイドラインではこのDBTをどのように定めているんでしようか。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。IAEAの最新のガイドラインでは、この設計基礎脅威、デザイン・ベシス・スレットにつきましては、核物質の不法移転又は妨害破壊行為を企てるおそれのある潜在的内部者及び、又は外部からの敵の属性及び性格、これに対して核物質防護システムが設計、評価されると、こういうふう

に記述をされております。○加納時男君 ありがとうございました。よく分かりました。今の御説明をちよつと私なりに理解してみる

と、要するに、DBTというのは核物質防護システムの設計に当たり考慮すべき脅威、つまり想定脅威といえますか、そういう日本語に近いのになって理解をします。

そこで、具体的なイメージを伺いたいと思うんですが、実はこの設計基礎脅威の内容を明らかにするということは、正に今おっしゃった内部の通報者だと外部の敵だとかに対して塩を送ることになるので、機微情報だと私は理解しております。その上であえて何うのは、イメージが少しでもこういう場を通じて国民の方々に伝えたいと思っているからであります。

要するに、五W一H風に言うと、一体だが、そして何のためにどこでどのように何をするのかというように、そんな話だろうと思います。外部の人なのか潜在的内部者なのか。それから、目的としては核物質を盗み出すこと、あるいは不法に移転することなのか、原子炉施設、原子力施設の妨害とか破壊なのか。いつ来るのか、これは分からないと思います。平日の昼もあるし、夜間、それから休日なんか特にねられると思います。それから、場所はどこか。サイトの中なのか外なのか。一体何をねらってくるのか。こういうレベルでは区分Ⅰというのがありますが、再処理施設とか、それから「もんじゅ」のような研究開発施設。それから、区分Ⅱというのが原子力発電所なんかが入りますが、この区分Ⅰなのか区分Ⅱなのか。それから、どういう手段で、ハウですね、やるのか。例えば武器なのかミサイルなのか弾薬なのか。NBC兵器と言っていますが、核それから生物兵器、化学兵器を使ったこういう脅威なのか。外からの脅威なのか中からの脅威なのか。暴力的な脅威なのか、あるいは暗証番号を盗み出すというような極めて情報戦略的な脅威なのか、いろいろあると思うんですが、例えばこんなようなことという、一つぐらいで結構ですから、もし分かりやすい例があったら教えてください。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。

DBTの内容の概略は、テロリスト等の仮想敵の攻撃目標、人数、携行武器、戦術、攻撃能力等を具体的に想定したものでございます。事柄の性格上詳しくは申し上げられませんが、イメージで申し上げますと、例えば、原子力施設における核物質の盗取あるいは施設の妨害破壊行為等を目的としたしまして、複数名のテロリストが自動小銃等の小型火器を持ち、武装車両を用いて実力行使で警備システムを突破をいたしまして、安全上重要な施設でございます冷却施設の破壊を企てると、あるいは監視システムの網の目をくぐりまして隠密裏に施設内に侵入をいたしまして、中央制御室の占拠を企てると、こういったような行為を想定をしているところでございます。

○加納時男君 大変機微なお話を、いや若干オブラートに包みつつ、しかも非常に分かりやすく説明していただいております。さて、その脅威であります、この核物質防護対策の強化の一環として、内部事情に精通した人間の不正行為だと情報漏えいといった内部脅威対策がある、これに対処が必要だということとは、何か四月二十六日の新聞によりまして、保安院ではそういうことを検討を、方向性をまとめているという新聞記事があったので、若干伺いたしたいと思います。

内部脅威を排除するためには、私は三つあると思います。一つは、フィジカルプロテクションと言っていますが、物的な防護施設。二つ目は、出退管理と言っていますが、出入りの管理。それから三つ目が人的管理。今ここで質問したいのは、その人的管理のところでありまして。

私はこの三つ、フィジカルプロテクションと出退管理と人的管理を組み合わせて効果的にやっていくのが内部脅威対策だろうと思っておりますけれども、人的管理についてどのように考えられるのか。アメリカなんかの例をちょっと調べてみたんですが、アメリカは原子力発電所だけやっているわけではあります。あの国は国防とか治安とかテロ対策、特に九・一一以降はテロ対策に非常に

力を入れておりまして、これはもう国家の安全だということであって、そのために、そういうものに、安全に関する事に就く者は、職歴とか学歴だけでなく借金情報、借金しているかどうか、アルコールとか薬物依存状況などの情報を集めてまして分野横断的にこれを活用するんだというんですけれども、それは事実でしょうか。

これに比べると、日本の場合は非常に個人のプライバシーというのを強調してやりにくいんじゃないかと。私自体、個人情報とか個人のプライバシーは守りたいという立場に立っております。私益は守るべきだと。と同時に、一方、テロリスト、暗躍は許さない、テロ対策、安全対策という公益も大事だと。ここで公益と私益がぶつかるわけでありまして、どのように考えていくのか。現在までの検討状況があれば教えてください。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。

内部脅威対策の必要性につきましては、かねてから御指摘もございまして、昨年の十二月から審議会において検討をしている最中でございます。御指摘のとおり、内部脅威対策につきましては、物的防護、出入りの管理、それから人的管理のこの三つの観点から整理をして対策を講じております。ポイントになりますのは、このうちの人的管理ということでございます。

加納委員御指摘のとおり、この人的管理のうち、特に原子力施設の従業員等に対しましていわゆる信頼性確認、信用調査といいますが、そういうことにつきましては、諸外国の状況等について現在詳細に調査しているところでございます。

これによりまして、イギリス、アメリカ、フランス等いずれの主要国におきましては、国家秘密を取り扱うことを業務とする国防分野等を中心に、国家レベルでの分野横断的な信頼性確認制度が整備をされております。この上で、原子力施設に立ち入る者につきましては、これらの分野横断的な国防・治安分野の信頼性確認制度に付随した

制度という形で整備をされております。

現在の検討状況でございますけれども、こうした各国の状況等を踏まえまして、日本においてどうした形で個人の信頼性を確認するための制度ができるのかということでございますけれども、現在検討が行われております審議会のワーキンググループにおきましては、内部脅威対策として真に実効性のある仕組みを実現するためには、諸外国の例に見られますように、脅威の排除に直結いたします個人情報を国が収集、管理をいたしまして、それを各機関が活用する普遍的、横断的な制度とするということが重要であると、こういう指摘もいただいております。

ただ、一方で、こうした制度と、民間企業への国の過度の介入になるのではないかと、あるいは個人のプライバシーの侵害に当たるのではないかとといった基本的な人権との関係につきましても併せて慎重に議論する必要があるということもこのワーキンググループの中で議論をされておまして、現在更に検討を続けていると、こういう状況でございます。

○加納時男君 分かりました。

公益、国防、治安、こういったことと、それからまた、私益、特に基本的人権、これをしっかりと両立させるといって大変難しい話ではございますが、分野横断的に進めること、そしてそれを扱う人間に完全な守秘義務を課すること、そして企業等における自主申告制等も活用する、いろんな方向があると思います。慎重かつ積極的な対応を希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(佐藤昭郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、田英夫君が委員を辞任され、その補欠として近藤正道君が選任されました。

○藤原正司君 民主党・新緑風会の藤原でございます。

本日、審議に付されております法案、とりわけバックエンド積立法につきましては、我が国の原子力政策の基本となる核燃料サイクル、この核燃料サイクルにとりまして当面最も重要なプルサーマルの資金を安定的に確保しようとする極めて重要な法案であるというふうにご覧いただいております。本日、この法案を審議するに当たり、我が党が衆議院において賛成した上に立って本院に送付されてきたということについて、極めて深い感慨を覚えております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず最初に、先ほど同僚議員の質問もございましたが、大臣がこの五月二日、IEAの閣僚理事会に出席されました。どういう論議がされて、そして大臣がどう発言されたかという概要につきまして、新聞等で大体承知をしているところでありまして、大臣として、あの会議に出て論議に参加されてどういう思いを持って帰られたのか、そういう点を是非お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(中川昭一君) 私は、万博の会場はほとんどまだ見ていないですけれども、日本館、それから、この前シラク大統領に同行してフランス館を見てまいりまして、フランス館も趣旨に賛同した形で環境とか地球とか貧困とかいった問題に大変取り組んで、しかも、日本館の方はこういう技術でこういうことをやれば未来はバラ色ですという明るい未来を描いておられますが、フランスはこのまま行くと地球は大変なことになるという、目標は同じなんですけれども、アプローチが全く違うフランス館を見て、大変ある意味では感銘を受けたわけでありまして。

その中でいろいろな言葉があるんですけども、地球は先祖から受け継いだものではなくて子孫から借りているものであるという言葉がございまして、私はその言葉に非常に感銘を受けたわけでございます。エネルギーにしてもまた経済活動にしても、あるいは生活にしても、我々は今、先祖の築いた中で好き勝手にやればいいということではなくて、子孫の皆さんから我々が、今また

まこの時点で生きている我々が借りているんだという目的意識というものを持っていかなければいけないんだと、ちよつと私にとりまして大変重要な言葉であつて、そういうものを、これからエネルギー政策、あるいはまた温暖化対策に取り組んでいかなければいけない一つの心掛けみたいな感じを持つていっているわけでありまして。

そういう中で、御質問のIEA、実はIEAにのみならず、アメリカの新しいエネルギー長官、あるいはオーストラリア、あるいはEUのエネルギー担当、あるいはオランダのエネルギー担当兼副首相と個別の会談をいたしましたけれども、どの国もこのままではつておいていいものではないであろうと。例えばアメリカにおいても原子力発電所の、原子力エネルギーの見直しが行われておりますし、中国でも行われておりますし、ましてヨーロッパの国々、一時期は原発といえは環境の最も敵みに思われていた国も原子力発電を見直す動き、あのドイツの緑の党ですら原子力発電というものの見直しの作業に入ってきているようなわけでありまして、そういう意味で、限られた化石燃料あるいはまた地球環境への貢献といったときに、先ほど申し上げたような三点が非常に大事であるということ強く印象を受けたがゆえに、土壇場まで原稿を書き直しをしながら発言をしたところでございます。

他方、やはり供給側もつと供給したい、でも供給するには大変なコストが、今いろんな物財費が上がつておりますから、例えば開発するためのコストあるいはまた運搬するためのコスト等々があつてなかなか厳しい状況にあるということで、川上、川下ともこういう問題に苦勞を抱えておりますし、そしてまたその中間において地政学的なリスク、先日のマラッカ海峡の海峽ではございませぬけれども、そういったようなリスクも世界じゅうに存在しているわけでありまして、やはりこれはみんな力を合わせてやっていかなければいけない。アジアはアジアで、ヨーロッパはヨーロッパで、そして輸出国と輸入国とが協力し

合つてという中で、石油に限らず、原子力であろうと、そしてまた省エネ、新エネといった技術が日本がトップの技術を持っているのであればそれをほかの国にも移転をしていく、ヨーロッパが持っている技術もほかの国に移転をしていくということをやろうじゃないかということを提唱したところでございます。主にIEAというのは先進国が中心でございまして、多くの途上国、中国、インドを始めとして途上国の閣僚にも参加をしていただいていた積極的な議論をしたところでございます。

中国に対しての、エネルギー需要の急速な伸びに対して中国の代表は、いや、我々はそんなにその世界の値上がり、混乱に影響を与えていないんだと、中国は今でも自給率五〇%あるんだから中国要因というのはないんだというような御発言もあつて議論が大変盛り上がりつたということもございましたし、率直に自分の国のことを考えながら、しかし自分の国だけでやっていけるエネルギー政策はもはやないだろうということ、私は、中国、インドを含めて多くの国々が実感をして、それが共通認識になつたのではないかと。これは、将来にわたつてのエネルギー政策あるいは地球温暖化対策、もつと云えば、中国に関して言えば、中国の環境対策も含めて、効率化対策も含めて、みんなやれるところを協力し合つてやっていこうということでも共通認識ができたというふうに感じております。

○藤原正司君 そこで、化石燃料の中心となる石油価格の動向についてありますが、イラク戦争のときに一時的に上昇した価格が二〇〇三年に少し落ち着いて、アジア指標になるドバイで大体二十八ドルぐらいで落ち着いていたところ、二〇〇四年の夏以降ずっと上がつて、若干の上下を繰り返しながらも、これ五十ドル近くまで上がつてきている。

私は、これから質問するのは、予想屋さん、予想してくだささいということではなくて、こういう

石油の価格の上昇傾向等を踏まえながら、我が国として、今後、油の価格というのは高止まりするか、あるいは更に高くなつていくということなのか、あるいは一時的な問題でこれは落ち着いていくというふうに見るのか、どういうことを想定しながらこれからエネルギー政策を考えていくのかと、この点についてお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(近藤賢二君) お答えを申し上げます。

現在の原油価格でございますけれども、中国、インド、アメリカといった国々を中心に世界の需要が増大しておりますこと、またOPEC各国の原油の生産余力が少ないこと、さらにはアメリカを中心に精製設備の能力に余裕がないこと、こういった構造的な要因と投機的な動きが加わりまして高い水準で推移しているものと理解をしておるところでございます。原油価格につきましては、様々な要因が複合的に影響を合つて決まるものでございまして、原油価格が今後どのように推移するかということをご予想するのはなかなか難しいところではございますけれども、少なくとも今申し上げたこれらの構造的な要因自体は短期的に解決することがなかなか難しいのではないかとというのが大方の見方でございます。

こういう観点から、ただいま大臣からも御説明がございましたIEAでもいろいろな議論を行ひまして、大臣のスピーチを受けた形で、最終コミニケにおきまして、これらの点を中心に産油国、消費国が構造的な課題にしっかりと取り組もうということの必要性について合意がされたところでございます。

政府といたしましては、引き続き、原油価格の高騰が我が国及び世界経済に与える影響を十分に注視をし、今後の対応に遺漏なきを期してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○藤原正司君 いや、まあ本当はその最後の一行をもつと詳しく聞きたいわけですからけれども、いずれにしても、識者の方には、もう石油

というのは市場で扱われる物品から完全に戦略物資に変わってきたんだというふうな見方もありまして、我が国としては、石油依存度を五割切るまで下げてきたとはいいながら、なお貴重なエネルギー源であるし、そういうことに対してどういふ基本をもって臨んでいくかというのは大変重要なことではないかというふうに思うわけでありま

す。

そこで、この油の価格上昇が我が国に及ぼす影響について簡単に尋ねておきたいんですが、例えば一バーレル十ドル上昇した場合に我が国の年間負担増というのはどの程度になるのか。大ざっぱな数字で結構です。それは、例えば二〇〇三年に安定していた大体一バーレル二十八ドルに比べて現在の価格、この差で年間トータルどの程度の負担増になっていくのか教えていただきたいと思

います。

○政府参考人(近藤賢二君) お答えを申し上げます。

二〇〇四年の我が国の年間の原油輸入量の実績でございますが、二億四千三百万キロリットルでございます。これを一バーレルに換算いたしますと十五億三千万バーレルという数字になるわけでございます。

今委員の御指摘の、仮に十ドルこれが高くなつたらどうかということでございますが、十五億三千万バーレルに十ドルを掛けますと百五十三億ドルほど増加するということになるわけでございます。二〇〇四年の為替レートの平均が一ドル百八円でございまして、これを日本円に換算いたしますと増加分は約一兆七千億円ぐらいいと、十ドル上がりますと一兆七千億円ぐらいいと、こういう試算でございます。

また、原油価格が高騰を見せる前の二〇〇三年の時点と現時点を比較して年間の原油輸入総額がどのくらい増加するかという御質問でございます。仮に、今年の原油輸入量、それから年平均の為替レートを二〇〇三年と同じであるという前提を置いて計算をいたします。また、今年の第一

四半期、今年の一月から三月の平均の原油輸入価格、これが一キロリットル当たり二万七千円でございますが、これが一年通じて平均輸入価格となるという前提で計算をさせていただきますと、二〇〇三年に比べまして、二〇〇五年にかけて約二兆円の輸入総額の増になると、このように試算をするわけでございます。

ただ、今の試算は幾つかの前提がございまして、例えば為替レートは二〇〇三年には百十六円でございます。現在の為替、この第一・四半期の平均は百五円でございまして円高になっておりますこととか、年間の輸入量も二〇〇三年から二〇〇五年にかけて約五百万キロリットルほど減少しております。そういう点がございまして、今申し上げた二兆円というのはあくまでも幾つかの前提を置いた数字というように御理解をいただきたいと、こう思う次第でございます。

○藤原正司君 いや、それほど詳細な数字というよりも、大体油の価格の上昇が我が国の例えば輸入金額にどれだけの影響を及ぼすのかというようなのを概算として頭に持っておきたかったわけであって、そういう前提はそれほど気にしていただく必要はないわけでございます。

そういうふうにして、油の価格が今後とも少なくとも現在の状況で高止まりをしていくというふうなことを考えたときに、今、我が国、様々なエネルギーの見通しとか計画とか、いろんなものを作っているわけでありまして、こういう油の高騰傾向というのはそういうエネルギーの計画、見通しに対して影響を与えるものかどうか、いや、それは必要なものなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○副大臣(保坂三蔵君) ただいま御質問がございましたとおり、二〇〇三年の計画でございますから、原油価格が高騰する以前に立てられた基本計画ではないかと、このようにお伺いをいたしました。しかし、現実的に我が国の石油の供給はほとんど、九〇%以上を海外から輸入しているわけでございますので、この脆弱な体制というのはその時

点でよく分かっていたわけでございます。したがって、国際的な原油供給体制の動揺というものがあつてはならないわけでございますが、あるという前提に基づいて、さすればどういふことをやっていくかという政策、総合的な戦略もこの中に書き込んであるわけでございます。

したがって、我々としては、一兆円とか二兆円とか今御説明がございましたけど、現時点での価格の体制を読みながら体制を組んでいくしかない、このようには考えておりますけど、この基本計画は少なくとも三年に一度は見直すということになっておりますし、また、大きな事情の変更があつた場合は適時適切に見直すことを冷静に判断をしているところでございます。

○藤原正司君 次に、この法案の作成の背景についてお尋ねをしたいと思います。

まず、おとしの五月、六月に改正電気事業法が衆議院、参議院で論議、採決をされ、そのときの附帯決議に官民の役割分担について触れているわけでございます。その内容は、「バックエンド事業については、国の責任を明確化した上で、徹底した情報開示と透明性の高い国民的議論の下で、官民の役割分担の在り方、既存制度との整合性等を整理し、経済的措置等具体的な制度・措置の在り方について早急に検討を行い、」云々と、こうなっているわけであって、この検討に基づいて今回の法案が提出されたというふうに承知をしておりますが、この附帯決議に言う国の責任の明確化ということと官民の役割分担の整理と、こういうことについては今回の法案の中でどう生かされているのか、お尋ねしたいと思います。

○副大臣(保坂三蔵君) お答えいたします。ただいまお話がありましたとおり、バックエンド対策を始めいたしました官民の役割分担でございますが、民間におきましては、事業を執行するに際しましてのノウハウの蓄積、あるいはまた地域との信頼関係をより一層綿密にする、そしてまた事業を実施していくと、このような責任が

あるわけでございます。一方、国におきましては、それらの事業が現実的に円滑に行われるような基本方針を明確化すること、そして同時にそれを行われるような事業環境をつくっていくという、こういう役割分担があるわけでございます。

こうした役割分担の下で、このたびバックエンド事業に係る環境整備を図るためから使用済燃料の再処理準備金制度を設けたわけでございまして、この制度が実施されることによりまして、旧来の官民の役割分担がうまくいくという前提の下でやってまいりますればこの全体のスキームというものは崩れることはない、このような思いで提案をさせていただいたわけでございます。

○藤原正司君 今の御答弁につきましては、恐らく昨年の八月に出されました総合資源エネルギー調査会電気事業分科会における「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」の中間報告、この中の第四章に基づいて恐らく発言されているんだらうというふうに思います。

ただ、この第四章、バックエンド事業についての官民の役割分担の考え方、このまよめの前提になつておるのは、現行の原子力長期計画において国はこういうふうにしなさい、いわゆる平たく言えば国策民営という考え方が出されているわけであり

ます。

ただ、私が質問したいのは、確かに現行の原子力長計においてはこういう国策民営という考え方で役割分担が整理をされているわけでありまして、これは平成十二年にこの原子力長計というのは作られているわけでありまして、ところが、このバックエンドといいますが事業をめぐりましては、平成十三年に御承知のとおり九・一一テロというのが発生をいたしましたし、そして冷戦構造の崩壊に伴いまして特定の国の核保有をめぐる動向というものも気になる。ということとは、すなわち核不拡散に対して国際社会が大変敏感になつていて、核不拡散に対して大変国際社会の懸念が非常に高まっているという、そういう変化があるわけでありまして、そういう変化がある中で従来ど

り長計の中では国策民営と言っているんだから、国は、基本方針を明確化したり安全ルールを設定したり危機管理体制を整備したりとか、そういういわゆる国策に類するものやあって、民間はそれに基づいて事業をやるということだけでいいのか。国自身、国、官民の役割そのものを、こういう核不拡散が大変デリケートな状況にある中で、そういうことも含めてもう一度改めた議論というものがあった上で、いや、従来どおり官民の役割というのはこのとおりいくんですよと、こういうことになったのか。この辺りについてお聞かせを願いたいと思います。

○副大臣(保坂三蔵君) 御案内のとおり、原子力発電の収益性につきましては、基本的に対コスト、遜色がない、他の電力発電者に比べまして原子力発電の場合はその点はキープされていると考えております。しかしながら、初期投資が非常に大きいこと、またその投資をされた部分の回収に長期間掛かる、そしてさらに、今お話がありましたように、バックエンド事業に関しては更に超長期なわけでございますね。したがって、非常に投資的なリスクが大きいものですが、確かに国策民営と言われますように、分かっているが、電力事業者に関してはやはり慎重にならざるを得ないところがあるわけでございます。

そこで、我々といましては、今回提案されております法案に基づきまして、必要な、例えば廃止にしましての、再処理等に必要資金の外部積立てを義務付けたり、そしてさらにそれを、費用をすべて電気料金で賄うというような制度を提案することによりまして現実的に、官民の役割が維持される、また国際環境に大きな変化がない、こういうような前提に基づけば、基本的にはこれは整備されていくものと考えております。

○藤原正司君 まあ国際環境の問題はまた後から質問させていただくことにさせていただきますが、要は、国としては今回このバックエンド積立法を作るに当たり、これから我が国のバックエンド事業を運営するというのを全体的に俯瞰して

みたときに、今までどおりで、今までどおりの役割分担でいいんだと。最近の核不拡散をめぐる問題だと電力の自由化問題とか、そういう状況変化はあるけれども、十分それは議論した上で今までのどおりの役割で基本的にいけばいいんだと。ただし、想定外のような問題が発生したような場合については、これは根本的に議論する必要があるかもしれないけれども、経済的措置をさえておれば基本的な役割分担というものは見直す必要はないんだということで今回の法案整備がされた、こういうふうな理解してよろしいでしょうか。

○副大臣(保坂三蔵君) そのとおりでございます。藤原正司君 そういう意味でいいますと、今回、経済的措置ということで超長期にわたる巨大な資金を必要とする、あるいは将来不確実性を有する、あるいはお金を使うときに負担する時期の違いが出てくるなどから、この積立金方式というもののできたわけですが、今回の積立金方式で少なくとも今当面として想定されるリスクの基本的な部分というのはヘッジをされたというふうに理解してよろしいわけですね。

○政府参考人(小平信因君) お答え申し上げます。先ほどから副大臣がお答えを申し上げておりますとおり、私もいましては、電力の自由化あるいは国際環境等を勘案をいたしまして、今回の準備金制度、それを実施するための法案を御提案をしておるわけでございます。これによりまして、現状の下では今先生御指摘のリスクにつきましてはヘッジをされているものというふうな考えております。

○藤原正司君 次に、この核不拡散問題について、特に国際社会の動向と我が国の基本姿勢についてお尋ねをしたいわけでありまして、IAEAのエルバラダイ事務局長は二〇〇三年に国際核管理構想というものを表明して、そしてこれを受ける形で国際専門家会議というのが招集

され、昨年の二月にMNA、私も舌かみそうなんです、核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチについての報告書が出されているわけ、この報告書の中には、ウラン濃縮、再処理、使用済燃料、放射性廃棄物の貯蔵管理などを複数の国や国際機関で共同管理をするという考え方がございます。

もう一つは、この五月二日に開催されておりますNPT、核不拡散条約の再検討会議において、これは発言されたかどうかまだちょっと確かによくないんですが、事前の情報によれば、エルバラダイさんがウラン濃縮・再処理施設の新規建設の五か年凍結を始めとする七項目を提案される予定であると、こういうことも報道されているわけでありまして。

この背景にはいろいろありまして、エルバラダイさんは三選ねらった上でちよつと政治的発言しているのやというふうな声もあられますけれども、少なくとも核の平和利用という問題と核不拡散をどう両立をさせるかという面では、これはある程度検討すべきものもあるというふうに思うわけでありまして、まずひとつ、この核の国際管理という考え方について、日本は考え方として受け入れられるものなのか受け入れられないものなのか、どうなんでしょう。

○大臣政務官(平田耕一君) エルバラダイの構想は、もう御承知のように報告書が取りまとめられたと、こういうことでございまして、また、先ほど言及されました今開催中のNPT運用検討会議の演説でございまして、これは大まかな構想の報告を取りまとめたということで報告を受けておるわけでありまして、具体的にエルバラダイの個人的な構想であります五年凍結ということに言及をされなかったというふうな今、ただいまの時点で聞いておるところでございます。

えいていきたいというふうに思っているところがございます。御指摘のこの核不拡散というのは大変重要でございます。特に我が国は、原子力ということにつきましては平和利用のフロントランナーと自称しておるわけでございますが、こういうことに、経過に基づいて厳格な保障措置、輸出管理規制、そして核物質防護等を講じてきておりまして、いろんな経過から唯一、非核兵器国として商業用の再処理施設の設置を行うに至ると、こういうことでございまして、我が国としては今後とも、国際的な核不拡散体制の強化と各国の原子力の平和利用とのバランスをいかに確保していくかということについて様々な国際的な場で十分に議論を尽くしていきたいと、そういうスタンスでやってまいりたいというふうに思っております。

○藤原正司君 我が国の原子力政策というのは、平和利用に徹して、それで現実もきちつとそれをやつてきている。その意味で世界、国際社会から高い評価を受けている。このことは誇るべきであるし、今後とも維持すべき、堅持すべきものだというふうに思います。

ただ、エルバラダイが二日の日にどういうスピーチをしたか知りませんが、少なくとも核の国際管理ということについては、エルバラダイが専門家会議を招集して、そして検討させて、そして今年の二月にレポートが出されると。だから、これから、二日から始まって一か月ぐらいい議論されるんではしょうけれども、そういう中で十分議論がされることは間違いのないわけですね。

我が国が平和利用、優等生の国として高い評価を受けて、IAEAの中でも統合保障措置の位置付けを与えられたり、あるいは日米原子力協定の枠組みで二〇一八年まで、少なくとも三十年間包括的プルトニウム利用を認められたり、これはいいんです。いいんですけれども、実際に、原子力発電、フロント部分は韓国でも台湾でもずつとやっているわけで、こういうところは使用済燃料がば

んだという問題が、アジアの中でもそういう問題が出てくると。

核を持つていない国は平和利用をするというのは権利なんです。NPT条約のやっぱり条件は、平和利用はちゃんとさせてもらいますよと、だから核を持つていない国を認めるということですね、現有。そういうことでできているわけですね、そのことがうまく両立をするのかどうか。下手をすれば、日本だけ好きなように何かその、ウラン濃縮もやるし原子力発電もやる、その後、再処理もやる、そしてプルサーマルもやり、将来は核燃料サイクルもFBRサイクルもやっていくと。わしらは軽水炉だけ運転して、あと、ふん詰まりかと、どうするんだ、私らの問題はと、こういうことが出かねない状況にあると。

そういう中で、我が国の路線を堅持しながら、かつ国際社会全体の中で、核不拡散といいますが、この平和利用路線を進めていくために我が国は何をなすべきかと。我が国は認められているんだから、うちはもう特別の権利なんで、あんたら知らぬでということに済むのかどうかということがこれから一番大きなポイントになってくるんじゃないかと。

だから、NPTの中で議題に上がっているか上がつていないか知りません。知りませんけれども、少なくともこのことが十分議論をされていくに当たって、我が国としてどういう立場で臨んでいる、やっぱり日本は認めると、日本のことはちゃんと分かったというふうにやってもらえるかというのは極めて重要なことだと思うんですけども、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 言うまでもなく、日本は唯一の被爆国としての経験、そしてそういう中での国民的な理解、安全性に基づく、先ほどの加納委員とのやり取りでもございました、藤原委員ともやり取りやらせていただきましたが、原子力エネルギーの重要性というものは日本の国益として存在しているわけであります。

他方、これが国際的な核を扱うシステムの中でどう位置付けられてきたかということにつきましても、今藤原委員が整理をさせていただいたとおりでございます。日本は非核兵器保有国家であるにもかかわらずいまいちようか、であるからこそいまいちようか、日本の不断な努力がIAEA等の特別扱いを認められているわけでございます。仮に、その日本もひっくり返る五年間云々ということになるならば、我々は率直に言えば、今後も厳しい体制、あるいは制度をもつて、運用をもつてこの核物質を扱い、エネルギーの平和利用に徹していく決意は何ら変わるものではありませんけれども、他国の事情によって、つまり核に関するいろいろな不透明な問題等々の問題によってこの体制そのものが崩れてしまうということになることは、日本のみならず多くの平和利用を志向している国々にとっても決して私はプラスにならないだろうと思います。

そういう意味で、今年の初めでした去年でしたか、エルバラダイさんお見えになったときにもちよつとその話をいたしましたけれども、どういう背景かは分かりませんが、時々そういう発言をエルバラダイさんがおっしゃっておられることについては、どうぞ日本の実情、あるいはまた何で日本がそういうふうな、仮にそういう候補にならなければいけないのかということをはっきりと説明をしてくださいということを私も強く申し上げたんでありますけれども、あのときはたしか、まだまだ基本的な私の案ですみませんことでも、具体的なお答えはなかったわけでありましたけれども、日本は胸を張って世界一の平和利用国家であり、そしてそれを通じて貢献をしたいということ、これからの大きな決意を持ってやっているとくわけでありますから、仮にもそのようなIAEAの事務局長のお立場で、責任あるお立場でそういう発言をするとするならば、我々としてもきちつと事実を御説明をし、御理解をいただいております。かなければならないというふうと考えております。

○藤原正司君 私がつくお聞きしている背景は、官民の役割という中で、この第四章の国の役割の中で、平和利用を担保し事業の円滑な実施を図る国際的枠組みの整備、これは国の責任だ、役割だ、こう書かれている。こういうものがきちつと整備されて安定的な原子力政策があればこそ、その下でこそ民間事業は成り立つわけで、これがきちつと担保されなければ、幾ら資金的な対応をしますと、手だてをしましたと言ったからといって、それでリスクはヘッジされたとは言い難いと思うんです。その意味で、きちつとこの平和利用を担保し事業の円滑な実施を図る国際的枠組みの整備ということに関して、国は全責任を懸けてやってもらわにやいかぬというふうに思うわけです。

今までは我々は評価をされた、今までは評価をされた。しかし、これから国際環境が様々に変化していく中で、例えばアメリカの大統領だつて替わつたら何を言ひ出すか分からない。二〇一八年までは一応三十年もつていけるけれども、一八年過ぎた後、非常にデリケートな大統領が出てきたら急に何を言ひ出すか分からない。そういうことに対して、我が国はエネルギーのない少資源国で島国なんですから、そういう国がきちつとしたエネルギーの安定確保をしていくためには、このところ、一番大事なような気がするんです。だから、国の責任、役割というものは、今までどおりとおっしゃるならば、この今までのこの部分に関しては是非腹にきちつとたたき込んで対応していただきたいというふうに思うわけでございます。

次に、バックエンド事業を民間でやるかというのを私質問しようと思つたんですけれども、ただ私は正直言つと、このバックエンド事業に対する資金の手だては三百年先まで見通していません、こういうことになっているわけです。確かに再処理施設を四十年間運転して、四十年間、放射能レベルを下げるために四十年間冷ましておいて、そこから分解をして、そして高レベル部分はガラス固化して、次にまたそれを冷まして最終地

下処分するということを考えると三百年ぐらい掛かるし、足し算すりゃ三百年になるんですけれども、ただこれは単に足し算の世界であつて、民間がという、どうもこのイメージが、民間について三百年先の話というのはどうもイメージがわいてこない。国というのは、その領土に国民が存在する限り、人間が存在する限り、国家としての組織は僕はあると思うんです。ただ、三百年先に、会社法が変わつて株式会社じゃないかも分からへん。何も想定できないわけですね、そういうときに民間に対して三百年先の想定した事業ということがどうもイメージとしてわかない。

で、どう理解するかということになる。それは、三百年先のことはだれも分らないんだから、取りあえず今の体制の下で進んでいって、今手を打つべきものだけ打つておいて、何か起きたらそのときはそのときもう一遍考えましよう、というふうな三百年先の問題というのは理解しているもんかどう、簡単に答えたいかと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 確かに、今から三百年前に、一七〇〇年です。江戸時代の元禄末期ぐらいのときに決められたことを今我々がこの世の中の中でまあそれに基づいてやるといふことはなかなか想像しにくいことでございますし、また、三百年先について今から認めるのもまず感覚的にいかなものかという藤原委員の御指摘は、私もそのとおりでございます。

ただ、これはエネルギー政策という、ある意味では先ほど申し上げた子孫からの借り物というところの一つであると同時に、とりわけこの原子力エネルギーというものは、誠にその半減期の関係もあつて中長期にわたらざるを得ないということが一番の特殊要因だろうと思ひます。したがいましと、やっぱりその三百年とか百年とか二百年とかと、そういうたつたチームでこの核エネルギーサイクルを視野に入れた真剣な議論をし、制度づくりを現時点でできる限り考えていかなければいけないということも、やはりこの問題の一つの大きな

特徴であろうというふうに考えております。

その点に關しまして、先ほどから強調されていくように官民の在り方ということになるんだろうと思ひますけれども、エネルギー政策は言うまでもなく、国が基本的な方針を決め、それに基づいて民間事業者がやっていく、民間がやる以上は当然採算性ということもあるんじゃないけれども、あくまでも地元の理解とか国民の理解とか安全性とか、そしてそういうものをすべて含めた国の基本方針の上に立つてやっていただくということ前提に三百年というものを一つ視野に入れたらいいと思います。そういう程度のものでいいと思います。

○藤原正司君 時間の関係もありますので飛ばすところもあると思いますが、高レベル廃棄物の処分問題について。

我が国のバックエンド事業について民間と切り離す部分というのは、NUMOがやっている高レベル廃棄物の最終処分と、この中間報告で将来の課題として残されておるあのTRUの処分の問題、これぐらいだというふうに思ふわけでありますが、これは官とのか民とのか、この認可法人というのは一体どういう分類に入るのかよく分からないんですけれども、少なくとも民間でないと担当しているのがこの実は高レベル廃棄物処分問題なんですけれども、これについて、これ今どういう状況の中で、そして見通しどおりにいけるのかな、その点についてお聞きしたい。

○大臣政務官(平田耕一君) 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、もう御承知のことだと思いますが、特定放射性廃棄物最終処分に關する法律というのが十二年に制定をされて、国としてはその九月に基本方針それから計画というのを閣議決定をしておるわけでございます。

これらに基づきまして、最終処分の実施主体として原子力発電環境整備機構設立の認可を行つて、実際、その機構が十四年十二月から処分地選定というものを全国の市町村を対象にいたしまして公募を開始をいたしておるところでございます。これ鋭意やっておりますけれども、現時点ではまだ期間の点もあり応募がなされていない状況でございますが、このこともしつかり情報提供に努めながら、処分事業等について御理解をいただき、国として最大限の努力を積み重ね、責任を果たしていかなければならないと、このように考えているところでございます。

○藤原正司君 いずれにしましても、核燃料サイクルの中で最後のところはこれなんです。これは是非国として責任を持ってやっていただきたいと、着実に進めてほしいということをお願いしておきたいと思ひます。

そこで次に、原子力の平和利用開発における我が国の役割の問題についてお尋ねをしたいと思います。ふに思ふわけですが、少なくともこれまでの議論を通じて、我が国は平和利用の先進国として、そして技術開発に努力を行つていくとともに、その技術を国際社会にも利益を均てん化していくということが極めて大事だというふうに思っているわけでありまして。

特に高速炉の場合は、今回想定しているのはあくまでもプルトニウムでありまして、ウラン利用効率が一〇ないし二〇%程度向上するというものでありますけれども、飛躍的な向上を望むということであるならば、やはり高速炉、いわゆるFBRサイクルというところに持っていかなければ本當の意味で我が国のエネルギー確保というのが中長期的に安心とは言えないということが言えると思ひますし、その意味でも高速炉は大変大事で

すし、特に先ほどの高レベルの廃棄物の処理に關連して、超ウラン元素を核変換しますが、元素を変えてしまふということによってできるだけ半減期を小さいものに変えてしまふ、そういうことによって廃棄物を減容化していくと。そういうようなこともこの高速炉の大変大きな役目としてある。これらの点について我が国は先行的に進めていく必要があるというふうに思っているわけでありまして。

ただこれは、フランスでフェニックスはもうやめたとか、スーパフェニックスは途中でやめたとか、だから高速炉は駄目なんだとかいう単純な論理に走る人があるかも知れませんが、高速炉の技術的なものというのとは十分確立しているわけで、これをいかに実用可能な状況に持っていくかということが我が国に課せられた、ある意味では我が国のこれから強みにならなければならない。よそがやってへんからやるべきではないというものは、それはもう論理とは全然関係のないところだと私は思つておりますし、こういう面でもやっぱり役割を果たしていく必要がある。

さらに、水素社会という問題がよく言われていますが、私もこの委員会に質問したんですけれども、一次エネルギーなくして水素なしなんです。水素というのは天然にたばつんと単体で存在しないんです。ですから、幾ら天然ガスから燃料電池つくります、あるいは自動車をつくりましますと言いますが、その中に含まれているカーボンがCO₂になるのは間違いないわけで、純粋に水素をつくるかと思ふと一次エネルギーの供給なくしてできないわけで、そのことを考えると、やっぱり例えば高温炉の開発問題、まあ実験的には我が国も相当進んでいるんですけども、そういうようなことを含めて我が国が平和利用のリーダーシップを取る、ある意味ではイニシアチブを取っていくということが極めて大事だというふうに思ふわけですが、この点についてのお考えをお聞かせしたいと思います。

○政府参考人(森口泰孝君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、高速増殖炉の技術につきましては、原子力委員会の長期計画策定会議の議論あるいはエネルギー基本計画におきましても、高速増殖炉サイクル技術については着実に研究開発に取り組んでいくことが重要というふうに指摘されているところでございます。

こういうこともございまして、我が国におきましては、高速増殖炉「もんじゅ」を始めいたします高速増殖炉の研究開発につきまして、その実用化を目指して着実に取り組んでいくところでございます。

○藤原正司君 私は研究開発の状況をお聞きしたんですが、我が国が平和利用の先進者としてこれからやっていくんだというむしろ決意をお聞きしたかったわけでございます。まあ、もういいですから。

次に、「もんじゅ」の話に入りたいんですけれども、その「もんじゅ」が今最高裁で争われておるんですが、再開までまだ見通しが立たないというのの承知をしております。しかし、先ほども申し上げましたように、FBRサイクルの確立というのは我が国にとって極めて重要であり、そのためにはこの「もんじゅ」が順調に再開までこぎ着けていくということが極めて大事なことであります。

その上で、国として、これから「もんじゅ」再開までのような課題があつて、少なくともこのぐらいには何とか運転再開したいというものを聞かせていただきたい。

○政府参考人(森口泰孝君) お答え申し上げます。

高速増殖炉の「もんじゅ」につきましては、一日も早く運転再開をしまして、これを最大限に活用して高速増殖炉の技術成果を蓄積していくということが将来の高速増殖炉の実用化に不可欠であると考えているところでございます。

去る二月七日には改造工事着手につきまして地

元の御了解もいただいたところでございまして、現在、核燃料サイクル開発機構では、安全第一で改造工事に向けた準備工事を精力的に今進めているところでございます。

今後の見通しといたしましては、準備工事を含め改造工事について二年を要するわけでございまして、その後、改造した設備の機能確認あるいはプラント点検等を行った後に試運転を再開する予定でございます。

文部科学省といたしましては、核燃料サイクルの実現に不可欠な「もんじゅ」の一刻も早い運転再開を目指しまして鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○藤原正司君 実は、この「もんじゅ」、そしてその後のFBRサイクルの今後の計画といいますが、そういうものについてもお聞きをしたかったわけでありますが、この問題をお聞きしようとする最低限三つの省庁にお尋ねしなければ、いやこのところはちよつと違う、これは違う、これは違う。いつも何となく達成感のない質問をしなければならぬというのは誠に残念なわけであります。

私は本会議でも質問させていただいたわけでありますけれども、アメリカでもフランスでもエネルギー省というのがあって、そして、例えばフランスの原子力庁でいえば、研究開発から実用まで一貫して、もちろん原爆も含めてやっていますけれども、それは横に置いて、研究開発から実用化まで一貫した体制の下でエネルギー問題、原子力問題が所管されていると。

私、大変うらやましいというふうに思うわけですが、私は、こんなこと言ったら文科省が怒られるからぬけれども、実験室でテーブルの上で実験されるレベルならば文科省でもいいかもしれぬけれども、例えば「もんじゅ」のようにどこから見ても、地域の皆さんから見たら、どこから見てもあれ原子力発電所なんですよ。そういうようなところも含めて、今我が国がエネルギー部門だけでもばらばらばらの所管になっているこ

とについて誠に危惧を感じます。特に、「もんじゅ」の高裁判決のときにいろんな御意見お聞きしようと思っても、もうそれぞれ、内閣府は違いますが、いやエネルギーは違いますが、いや文科省は、もうばらばらになってしまっている。私は、十二省庁再編問題の大きな問題はこの点にある。私はもう一度、最低限エネルギーに関連する部門というのは整理して一つの省庁で対応してもらわないと、これから我が国のエネルギー問題というのは、大変厳しい環境の中で、しかも戦略的に対応しなければならぬ中で、こんなばらばらの状態で本当にいいのだろうか。しかも、役所側の人材にしても、そういうぶち切られた中で人材が本当に育成されていくのだろうか。大変私は危惧をするわけでございまして、この前の東シナ海の平湖の、もつと広げて言えば平湖の油田のときの例のあのストロウの話のときだって、輪銀が融資することを外務省は全く知らぬまま行ってしまったというとか、今度のエネルギー問題に關しても、「もんじゅ」に關してもばらばらの状態になっている。

私は、何とかこのエネルギー全般にわたって所管する省庁というのをつくっていただきたい。安全規制するのは、我々、我が民主党も提案していますけれども、まああれは、それはちよつと横に置いて、とにかく推進する体制だけでもきちとした体制をつくっていただきたいというのが願ひでございます。大臣、お考えをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 結論的には藤原委員と私と全く同じでございますし、多分政府としても同じだろうと思っております。

何も、実験やって何かの知見を得て、さあおしまいということではなくて、この「もんじゅ」にしても、途中でこれは中断になりましたけれども、「ふげん」というものも過去ございましたけれども、やはり日本のエネルギー政策という中に貢献できるような施設を造っていききたいという中で、今文科省の実験炉として「もんじゅ」が、今

裁判とかいろいろございましてけれども、できるだけ早くやっていただきたいというふうに思っております。

いただきますというご自身、またこれは他省のことだろうという御指摘を受けるわけですが、いずれにしても、総理の下で関係閣僚会合、あるいはまた総合エネルギー審議会ですか、等々、調査会ですか、政府としては一体としてのエネルギー政策を中長期的に進めておりまして、その中の新しい施設としての高速増殖炉、その実験炉としての「もんじゅ」の位置付けというものは、我が国のエネルギー政策の中で、さつき藤原委員も御指摘のとおり、実験としてはもうフランス等においてある程度実証済みということもございまして、日本としてきちとした形で、「もんじゅ」についてはいろいろと裁判等があつてなかなかスピードが遅れておりますけれども、いずれにしても、安全性と地元理解、国民的御理解の下で、よりメリットのある核物質エネルギーとして高速増殖炉が早く実用化できれば、国民経済的にも国のエネルギー政策上もよいと思っておりますので、その辺は政府一体となつて進めておりますので、引き続き御指導をよろしく願ひいたします。

○藤原正司君 是非、形ともに一体となつて進められるように心からお願ひをしたいと思います。残余の質問はございますが、それは明後日に回答させていただきます、今日の質問はここで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(佐藤昭郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時開会

○委員長(佐藤昭郎君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○加藤敏幸君 民主党・新緑風会の加藤敏幸でございます。

藤原委員に引き続きまして質問をさせていただきます。

午前中は大変プロフェッショナルなお二方の御質問を聞かせていただきまして、少なからず感銘をいたしております。私はアマチュアの目線でいろいろと御質問をさせていただきたいと、このように思いますのでよろしく願ひいたします。

まず、この法案は、原子力発電の一層の推進ということと核燃料サイクルの必要性ということとを前提として提案をされていると思ひます。そして、その理由として、一つはエネルギーセキュリティの確保並びに地球環境保全の二点が挙げられています。石油、石炭を始めとする化石燃料の今後長期にわたる安定的確保が定かでないこと、また、我が国が京都議定書に織り込まれたCO₂排出の大幅削減の義務を負っていることを考えますと、原子力発電の推進は正に我が国の公益的課題に沿うものであると、このように考えます。

しかしながら、これらの主張は幾つかの前提条件の下で成り立っているということも事実でありまして、例えばその前提条件として主に三つ挙げさせていただきますと、第一は、ウラン資源が今後長期的、安定的に確保されるということであり、ただ、この点につきましては、中国を始めアジア地域における今後の原子力発電の拡大がウラン資源の需給バランスを崩していくのではないかと懸念があるということでもあります。第二は、使用済核燃料が再利用できるといふ核燃料サイクルが確立されるということでございます。第三に、化石燃料を使った発電技術が飛躍的

な効率向上と、正にそういう大きなブレイクスルーがこれは余り期待できない。あるいは、自然エネルギーや水素エネルギーなどを利用した新エネルギーにつきましても、午前中、加納委員の御指摘もございましたように、大変発達はしていますけれども、全体に占めるウエートというのは一けたも二けたも低いんじゃないかという意味で、日本のエネルギーの屋台骨にはこれはなかなかならないという、そういう見通しがあると思います。

これらの前提条件につきましては政府としても関係審議会などで様々な御検討をされてきたわけではございますが、どのような科学的な見地あるいは経済的見通しに立ってこれらの諸点について検証されてきたのか、御説明をいただきたいと思っています。

○政府参考人(小平信因君) お答えを申し上げます。

今、何点かにつきましてお尋ねがございましたので、少し長くなるかと思いますが、それぞれにつきまして御説明をさせていただきますと思います。

まず、ウラン資源でございますけれども、ウラン資源につきましては政情が安定した国々に分散して賦存しているという特徴がございます。現在のところ、我が国の電気事業者が海外のウラン資源開発会社との長期購入契約を締結することなどによりまして適切に確保がされているものというふうに認識をいたしております。

他方、世界のウラン需給でございますけれども、現在の世界のウラン生産、一次供給でございますけれども、これは世界のウラン需要の約五割から六割でございます。この不足分につきましてはアメリカ、ロシアの核兵器の解体に伴いまして発生するウラン等のいわゆる二次供給により賄われているという状況でございます。

今後は、こうした解体核からの二次供給が減少することに加えまして、先ほど御指摘ございましたように、中国を始めとするアジアにおける原子

力発電所の新設等に伴いますウランの大幅な需要増が見込まれておりまして、早ければ十年後にも供給不足となるという予想もあるところでございます。このため、限りがありますウラン資源を有効利用するという観点から核燃料サイクルの必要性が高まっているものというふうに考えているところでございます。

次に、核燃料サイクル、核燃料サイクルでございますけれども、これにつきましては、原子力委員会長期計画策定会議におきまして、すべて公開の下に小委員会も含めまして十八回、延べ四十五時間にわたります徹底的な議論が行われまして、全量再処理、全量直接処分等の四つの基本シナリオにつきまして、エネルギーセキュリティ、経済性、技術的成立性等、十項目の観点から総合的に評価が行われました。

その結果、主に、再処理路線は、直接処分路線に比較いたしまして、経済性の面では劣るけれども、エネルギーセキュリティ、環境適合性、将来の不確実性への対応能力等の面で優れていること、第二に、長年掛けて蓄積してきた技術、立地地域との信頼関係、我が国における再処理に関し

て獲得してきた様々な国際合意等は維持すべき大きな価値を有していること、第三に、再処理路線から直接処分路線に政策変更を行った場合において、原子力発電所からの使用済燃料の搬出が困難になって発電所が順次停止するおそれがあることや、中間貯蔵施設と最終処分場の立地が進展しない状態が続くことが予想されることといったような理由から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本方針とするという中間取りまとめを行ったところでございます。

次に、化石燃料の発電効率でございます。化石燃料の発電につきましては、負荷追従性に優れているという特性はございますので引き続き一定の役割を果たしていくものと考えております。

発電効率でございますけれども、石炭火力発電につきましては、石炭をガス化したしまして発電

する技術開発等を通じて、従来型のもの、四〇%から約一〇%向上することが見込まれております。LNG発電につきましては、コンバインドサイクル発電、現在約五〇%の効率でございますけれども、これが更に高まることが期待されるわけでございますけれども、こうした効率の向上によりまして二酸化炭素の排出量の削減率はこの向上の範囲内にとどまるということでございます。これに對しまして、原子力発電は発電過程で二酸化炭素を排出しないという環境面での優位性を有しており、今後の温室効果ガスの削減に当たってはより大きな役割を果たすものというふうに考えております。

新エネルギーでございますけれども、これは、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策の観点から積極的に推進しておりますけれども、本格的な普及を実現いたしますためにはコストが高いといったような課題を克服する必要があります。

新エネルギーの一次エネルギー供給に占めますシェアにつきましては、総合資源エネルギー調査会需給部会の二〇三〇年のエネルギー展望におきまして、二〇二〇年度実績一・六%に比しまして二〇一〇年度で三%、二〇三〇年で約七%というふうに伸びていくというふうに見通しておりますけれども、当省といたしましては、今後ともこの導入拡大に向けて全力で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○加藤敏幸君 ありがとうございます。

そういう分析なり見通しに立って正に日本のエネルギー、基本的な政策を考えていくということでございますけれども、総合資源エネルギー調査会需給部会がこの三月に二〇三〇年のエネルギー需給展望をまとめられました。この報告書では、エネルギー需給構造の分析やシナリオ分析を具体的にかつ厳密に行われているわけですが、その分析結果からもエネルギー需給の柔軟性を求める姿勢が大いに出ているのではないかと、この点については評価をしたいと思っています。

そこで、私は、地球環境問題の抜本的な解決手段を求めると、やはり近年著しいエネルギー技術の胎動を注視することが必要であると考えます。二〇三〇年の、そういう二十年、三十年のレンジで考えるならば、技術開発のブレイクスルーによつてはエネルギー供給におけるポर्टフォリオがドラスチックに変わる可能性も十分にあると考えられると思います。

この需給展望の中で、エネルギーの供給問題を新エネルギーの役割を含めましてポर्टフォリオ論から説明していくことは国民的な理解が得やすいのではないかと考えます。二〇一〇年あるいは二〇三〇年においてはどのようなエネルギーの組合せがベストミックスであるのか、そういう国民的議論を起こすことが必要であると考えます。コストを重視するのか、あるいは安定を重視するのか、あるいは環境を重視するのか、その視点の置き方によつてポर्टフォリオは大きく変わってくるはずであります。

特に、エネルギー政策全体の中で原子力発電の位置付けについても、硬直的にと申しましようか、賛成か反対かと、そういう見方、あるいは硬直的な目標値を出すとか、そういうことではなくて、政府が科学的知見に基づく様々な情報を広く提供し、最終的には国民がいかなるポर्टフォリオを選択するのが本当にいいのかと、そういう私は生きた議論が今、日本におけるエネルギー全般の議論の中でも大切ではないかと、このように思っている次第でございますので、二〇三〇年のエネルギー需給展望、現在における私ども日本国の英知がある意味でここに結集しているとするならば、その内容もさることながら、このことの中身、特にポर्टフォリオ課題の在り方ということが今一番必要ではないかと、このように考えますが、展望の中身、あるいは先ほど私が申し上げました点についての御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(小平信因君) お答え申し上げます。

今、先生から御指摘がございましたように、今

回の二〇三〇年の長期の需給見通しでございますけれども、これは従来行っていないものでございまして、従来行っていないが、長期の見通しを作成をいたしました、その際には、今御指摘がございましたように、省エネルギーの進展、これは従来技術だけで対応するようになるか、あるいは更に新しい技術を用いていくようになるかというように、あるいは原子力発電所の新規立地がどの程度進むかというように、それから経済成長率、原油価格等の不確実性の高い要素につきましては幅を持って想定をするということ、幾つかの道筋を示しまして、全体として柔軟性を持たせた見通しを作成をしたところでございます。

これは、特にこういう二〇三〇年までの長期ということになりますと、今先生の御指摘ございましたように、幾つかのシナリオを提示いたしました、それに基づいて様々なところで議論をしていただきながらエネルギー政策を遂行していく必要があるという観点から作成をしたものでございまして、この見通しの中で特徴を幾つか申し上げますと、エネルギーの需給構造でございすけれども、エネルギー需要の伸びは人口、経済、社会構造の変化により鈍化をいたしまして、二〇二〇年ごろには自然体でまいりまして頭打ちになると。さらに、技術を実用化、普及すれば更に減少する可能性があるというように、それから、エネルギーの供給構造につきましては、天然ガスのシェアが高まる一方で、石油はシェアが低下するものの依然として四割程度を占める重要なエネルギー源であると。また、原子力はベースロードに対応した電源として引き続き発電電力量の四割から五割の安定的なシェアを占めるというように需給見通しになっているところでございます。

こうした見通しに基づきまして、具体的な政策を進めていきます上では、省エネルギーの推進でございまして、原子力発電の推進など国民の皆様御理解と御協力を得ていくことが不可欠であるというふうに思っております。そのために、エネ

ルギー基本計画とかエネルギー需給展望の策定に当たりましては、広く国民の皆様からのパブリックコメントをいただいておりますほか、各地で地方公聴会を開催するといったように、様々な形で国民的な議論を踏まえるように努めてきています。

また、先ほど申し上げましたような需給展望に示されました基本的な考え方につきましては、新聞、マスメディアを通じて広報、各種シンポジウムの開催、パンフレットの作成、エネルギー白書の作成などを通しまして国民の皆様にも広くお知らせするとともに、学校におきますエネルギー教育の充実などにも取り組んでいるところでございます。

〇加藤敏幸君 是非とも、特に学校教育の場における私は説明といいたうか、この展望を使つた、次の世代の子供たちに二〇三〇年になったらあんなにも選挙権できるんだからと、そういうようなことも含めて私はよく展開をしていただきたいと、このように思います。

次に、バックエンドの受益者負担の公平性、自家発電のこの問題について少しお伺いをしたいと思いますけれども、基本的に原子力発電はいわゆるフロントエンドと呼ばれる初期投資が大きく、また立地もいろいろ問題が多く、解決に長期化を要する、さらに地域の合意が得られにくいという立地そのものの持つ困難性、そういうようなものを含んでおります。

国策としての原子力発電推進は、言わば電気事業者にとっては経営的に実力を超えたりリスクを背負っているわけであり、それだけに、今後とも公的な支援政策がないと電気事業者としては経営責任は果たせない、あるいは供給責任を果たせない、こんなふうなことではないかと思ひます。今回のバックエンドに対する施策はその一環のものであると考えますが、結論的には積立金の原資を電気料金に含めるという受益者負担の形と、こういうふうなことに御提案をされているということでございます。

私は、エネルギーの利用に関しては当然受益者負担という原則が貫かれるべきだと考えますが、この受益者負担はやはり公平性の観点から不可欠だと、このように考えます。この観点から幾つかの問題点が出てくるわけでございますが、それは、バックエンドへのコストを特定規模電気事業者、いわゆるPPSから既発電分を含めて徴収されるのに対し、現在増え続けている自家発電からは徴収しないということでございます。自家発電が現在十数%のシェアを占め、今後その割合が増えていくことが予想される中で、私は、やはり公平性の観点から近い将来問題が生じることにならないかと懸念いたします。

当然のこととして、自家発電の有利性が強まれば需要家の自家発電へのインセンティブが強く働きますし、小口の需要家も分散型の自家発電に積極的に投資していくのではないかと、このようにも思われます。そうすると、一般電気事業者の経営環境はますます厳しくなることが予想されますが、私は一般電気事業者の肩を持つ気はございませんけれども、この自家発電に対してどのように見ておられるのか、また、今後、原子力発電との関係や環境コストへの負担という観点からどのように対応されようとしているのか、お考えをお伺いしたいと思ひます。

〇副大臣(保坂三蔵君) お答え申し上げます。御質問の原子力のバックエンド費用の負担でございますが、これは御案内のとおり、原子力発電による利益を享受したいいわゆるユーザー、これが負担をすることになっておりまして、基本は受益者負担でございます。

一方、お話がございました自家発電でございますが、これに関しましては現実的に自家発電をすべてで賄うわけではございませんで、原子力を活用した電力事業者からの供給も受けるわけでございます。したがって、その受けた部分に関しましては当然バックエンド費用は負担をしなくてはならないわけでございますが、自分で発電した部分に関しましては、この発電者はいわゆる電気を供

給する事業者ではございませんので、したがってこの負担がないという、そういう御指摘のとおり矛盾があるわけでございます。

これはほかの法律でも、特定放射性廃棄物提出金制度や電気事業者が新エネルギー等の利用に関する特措法がございましたけど、これらも実は長期的な観点から免除になっているわけでございす。しかしながら、今お話がありましたとおり、現実的に自家発電は既に十五年レベルで一五・八%まで伸びておりまして、しかも素材産業、鉄鋼や紙パルプなどでは既に三〇%を超えているわけでございます。

したがって、長期的な供給体制を見ながら、この自家発電者の電力の供給といいたうか、あるいは活用といいたうか、これが電力市場にどういった影響を受けていくか、あるいは及ぼしていくか、こういうことをよく考えながら検討していく課題であろうと存じておりまして、今検討をしているところでございます。

〇加藤敏幸君 ありがとうございます。検討中ということでございますし、私もこれ、直ちに結論がそう簡単に出せるというふうには考えていないわけでありまして。

しかしながら、やはり負担の公平性ということ、私はある意味で、神経質なようですけれども、やっぱり目一杯議論として追求していく姿勢がなければ、この手の問題は、まあ案をしないと、かまうやうなうまいんだとか、そういうふうなことが社会に蔓延するようでは、私はやっぱり、基本的なエネルギーを国全体として責任を持って確保するし、先ほどお話がありましたように、三百年にわたってどうするかというように、含めた議論をする前提としては、私は、ひとしくそれだけがそれぞれの立場に応じてしっかりと責任をやっていくと。そして、その論理のやっぱり貫徹性ということ、私は国の責任としてしっかりとやっていくべきだと思ひますし、私どももそのことに参加をしていく必要があるんじゃないかと、このように思っております。

よろしくお願いをしたいというふうに思います。
先ほどPPSについて触れましたので、これに関連して更に御質問させていただきたいと思

現在、高レベル放射性廃棄物の処理・処分費用として拠出されております特定放射性廃棄物処理拠出金制度につきましては、PPSの顧客につ

ては既発電分の発電費として料金原価に算入させてきませんでした。そして、今回の使用済燃料再処理等積立金制度においては、PPSからも託送料金に上乗せして既発電分も徴収されることに方針が切り替えられました。

この措置の変更について、どのような議論経過があったのか、過去の積立分を含めた負担に対してはPPS関係者の強い不満もあると、このように聞いておりますけれども、改めてこの場において、ここにかかわる議論についての御説明をいただきたいと思

○政府参考人(安達健祐君) 御説明申し上げます。

今御指摘の特定放射性廃棄物拠出金制度でございますけれども、これは平成十二年度に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づきまして拠出金制度が創設されたわけでございますが、その際には、電力の小売自由化が開始されたばかりでございます、また自由化範囲が電力需要量の二六％に限られてございました。このため、需要家間の公平性とか競争中立性に対し大きな影響はないと考えられたことから、過去の原子力発電によって生じた使用済燃料についての最終処分費用をPPSの需要家から回収する仕組みは導入しないということにされたところでございます。

平成十七年度四月から小売自由化の範囲が電力需要の過半を超えることになりましたが、既に拠出金創設後五年が経過してございまして、この間に、過去の原子力発電によって生じた使用済燃料に係ります特定放射性廃棄物の最終処分費用のうち、既に約四〇％に当たる約〇・二兆円の回収を終えまして、今後平成十七年度以降回収すべき費

用は〇・三兆円となっております。それで、制度として根付いている本制度を変更することは市場参加者に対し無用の混乱をもたらすおそれがあるということなどから、現時点で拠出金制度を変更することは適当ではなくて、引き続き今後の状況をきちんと見守ってまいりたいと考えているところでございます。

他方、今回の法律で積立ての対象となっておりまして過去の原子力発電によって生じた使用済燃料に係ります再処理費用につきましては、平成十七年度以降に要する費用は約六兆円でございまして、うち内部留保されている約二・八兆円を除いても三・二兆円と、平成十七年度以降に回収すべき拠出金費用に比べて約十倍という額になってござい

ます。このため、平成十七年度四月から自由化範囲が電力需要量の過半を超えることになることを勘案いたしますと、過去の原子力発電によって生じた使用済燃料についての費用について、PPSの需要家からも費用を回収することは適当であるというふうに判断したところでございます。

なお、これらの整理につきましては、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において御審議をいただき、昨年八月に取りまとめられた中間報告を踏まえたものとなっておりますのでござい

ます。○加藤敏幸君 少し視点を変えさせていただきます。国際競争条件という観点から、かつて私も電力料金の問題について少し指摘をさせていただきまして、私のライフワークといましようか、物づくり日本と、日本列島でやるんだと、こういうふうな条件をどうつくっていくのかと、このことについて昨年十一月、大臣ともいろいろと、御意見をいただいたと、こういうふうなことでござ

います。ふうな懸念というふうなものもあると思

私は、もう先ほど言いましたように、物づくり日本と、製造業の再生を言い続けておりますけれども、我が国の製造業を立ち直させて地域を活性化していくためには、まず海外展開を抑制して国内における工場立地を促進していく、これがまず第一の道だ。しかし、その際に障害となっ

ている我が国の法人税体系であったり、流通・輸送部門における非効率性や高コスト、あるいはまた、電力、ガスなどのエネルギーコストの国際的に比較対比的に高いと、こういう問題があると。もちろん、人件費の問題、福利厚生費の問題、こ

れは労使間でいろいろ議論しておる問題でありますし、最近はいろいろと労使が工夫して、これらの総額人件費の引下げということに努力をしているというところでございますから、本日はこれらはテーマではございません。

これらの問題は前川レポートの時代から言われ続けてきたことでございますが、やはり電力料金は国際水準にまで引き下げる努力は今後とも怠ってはならないと、このように思います。この点、もちろん公共料金である電力料金の決定方式の変更や電力自由化政策はそれなりの成果を上げてきたわけであります、電力事業者の労使の御努力については、私はこれはもう本当に大変な御努力をいただいているという意味で評価をしたいと、このように思っております。

そこで、今回のバックエンドコストの料金上乗せについてでございますけれども、国内の製造業その他、各産業の復権という政策目標からすれば、今回の措置というのはどつちの方向を向いているのかと、そういうふうな指摘もござい

ます。この上乗せ分を上回る値下げの努力が必要になってくると思

いと思

○国務大臣(中川昭一君) 電力エネルギーというのは、産業活動においても、また民生その他あらゆる活動、人間の活動において必要不可欠のものであるわけであり

ます。そういう中で、電力料金が諸外国に比べて高いという加藤委員の御指摘は、現実、そのとおりでござ

います。ただ、自由化前に比較いたしましたら、現時点におきましては、産業用あるいは家庭用を含めまして、世界の主要各国との価格差というのは縮まり、イタリ

ア等で一部逆転をしているというデータもござい

ます。引き続き関係者の皆様方には安全性等を十分、あるいは環境面等を十分配慮をしていただきながら御努力をいただきたいと思

います。そしてまた、電力に限らずエネルギーの安定確保ということとは中長期的な観点にわたって必要なことでござ

○加藤敏幸君 という大臣の答弁を踏まえまして、私はこの問題を考へていくときに、どうしても国内料金が低い高いと、引き下げると、こういうことだけでは済まない課題を抱えているし、それは私が立場としては是非申し上げなきゃならないことが一つあるんです。

それは、国際的な競争を考へる場合に、公正労働基準、これは私はいささか仕事をしてみましたけれども、これはやっぱり労働者の労働条件については非常に安い、あるいは劣悪な労働条件を前提として国際競争で勝っていくと、これはやっぱり許されないわけでありまして、それは正にILOの活動が何十年にわたってそのことを、国際的な公正基準をいかに確立していくかという、そういう努力をしてきたわけでありまして、同時に、公正な競争条件ということからいけば、エネルギーコストについても、我が国のように、安全から、それから環境対策とかいろいろなことを先進的に一生懸命やる、それらを含めて全部支えている国のコストと、一方で、ほとんど環境対策についてはお金を使わずに、石炭の生だきに近いような形で他国の酸性雨のもとをつくっているような、そういう安い電力を前提として物づくりをやって世界の工場だと、そういうふうなことで本当にいいのかと。だから、私は、このシステムというのは、国内だけで頑張るといことは当然やるべきですけれども、と同時に政府として、やっぱり基準からいって随分劣悪な電力で、そういう、しかし地球に対しては極めて厳しい環境負荷を掛けていような、そういうその電力を前提として国際競争を戦っていくと、そういうことについてどうするんですかと。

私は、そういう視点からやっぱりこの議論を国全体として、国として、政府として、世界のやっぱり電力コストの在り方、そしてそれは当然環境に対する対応策というものをしっかりと、余り具体的な名前はいませんけれども、中国なんかはしっかりと背負ってほしいと、そういうふうなことも含めて私は議論をやるべきではないかという

うことを、これを申し上げないと同僚議員に対してなかなか顔を向けられないと、こういうようなこともございまして、そういう広い視点からも、これは御意見でございまして、よろしければ大臣も一言おっしゃって。

○国務大臣(中川昭一君) 私になりましたから、去年五月にオランダでエネルギー関係のフォーラム、これは先進国も途上国も、あるいはエネルギー生産国も消費国も一堂に会して会議をやりました。そのときに私から、エネルギーについてはそれぞれの立場だけで頑張っても、午前中もちょっと申し上げましたけれども、限界がありますので、みんなでそれぞれ違う立場で力を合わせていこうということで提案をし、それが今年一月にインドのニューデリーでアジアのエネルギー対話と、産消対話ということで、日本、中国、韓国という東の端から中東の産油国までの国々が集まって共同してやっていますというフォーラムがスタートいたしました。これはもう一年一回やっていますというところ、二年に一回、三回目はたしか日本でやる予定になっておりますけれども、そして先ほど申し上げましたIEAでも私が冒頭の提言をしたところでございまして、もうそれは共同宣言の中にも取り込まれました。

共同宣言の中で画期的なのは、やはり省エネと。最近、日本ではもったいないという言葉が随分と使われるわけで、サミットでも何か使われるとか使われないとかいう話がありますが、エネルギーについても省エネということが非常に大事である、あるいは何年ぶりかで原子力エネルギーも選択肢の一つであるということがあの会議の最終報告の中に盛り込まれたところとございまして、そういう成果は十分上がったと思います。

加藤委員御指摘のように、幾ら日本が世界一だ、クリーンだ、省エネ努めていますと云々といつても、お隣の国で煙もくもく、CO₂、あるいは硫化物質その他がどんどん出て、あるいはまたそれが川を伝わり空気を伝わり、自分の国だけでかぶっているんだから大いに、関係ないで済まされ

れますけれども、こっちに降ってくるわけでありまして、これはもうとてたまったものではないんで、どうぞ省エネもしっかりやってください、CO₂その他の地球にとってプラスでない物質はできるだけ出さないようにしてくださいということとで、先ほどから申し上げておりますように、それぞれの国が持つております技術を大いに転移をして、そしてできるだけ地球を汚さない、あるいはまた、先ほど申し上げましたようにIEAのデータでは日本と中国とのエネルギー効率率が十対一ということでありまして、向こうで十必要だとしても日本の技術をもつてすれば一で済むという単純計算になるわけとございまして、そういう意味でも、ただ爆食という言葉がありますが、やたらと集めて、そしてエネルギーとして燃やせばいいんだというだけでは、その国にとってももちろんプラスになりませんし、国際的にもいろいろな意味で悪影響を及ぼすので、中国に限らず、特に省エネ途上国といましようか、あるいはまた地球温暖化途上国という国々に対しては、それぞれ技術を持つている国々が協力をしたり、また共同で作業をやったり、いろいろなやり方で国際戦略を推し進めていかなければならないというふうに思っております。

○加藤敏幸君 よろしくお願いいたします。

さて、原子力発電の量的拡大並びに核燃料サイクルの実現化に向けて、政府は国策として民間の事業者への支援策を一段と充実させていかなければならないと思っております。そして、その中でも一番大事なことは、この政策の推進に関して国民の支持を得ていくことだと、このように思います。

例えば、二〇〇三年十月七日に閣議決定されたエネルギー基本計画に対し、原発施設を多く抱える福島県の佐藤県知事は、後に原子力政策が破綻したら今生きていける者の責任だと、自治体はこれに拘束されないと強く批判されました。やはり原子力発電の安全面あるいはコスト面だけからではなく、国のエネルギー政策全般について、国民の理解あるいは関係地域の理解は依然としてま

だまだ不十分な状態にあると私は思います。

そこで、まず政府として考へていただきたいのは、原子力発電はエネルギー政策の中核にあるのでやむを得ないといましようか、組織上仕方がない点があると思えますけれども、政府の策定する原子力政策はやや複雑過ぎる、あるいは重複が多過ぎるのではないかと云々ということとあります。これは私は非常に素人の目で見てもそういう思いを持つわけでございまして、例えば内閣府の原子力委員会が策定する原子力研究開発利用長期計画がありまして、それから、経済産業大臣の諮問機関の総合資源エネルギー調査会からは長期エネルギー需給見通しが出されます。この需給見通しは、近年ではエネルギー政策の最上位に位置付けられ、これが原子力発電政策の方向性も打ち出しています。さらに、議員立法として二〇〇二年六月に制定されたエネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画があります。これは十年を見通してのエネルギー政策の定性的な計画をまとめられたものだ。

それぞれ、よって来るゆえん、あるいはその役割、目指すところ、あるわけでございましてけれども、しかし国民から見た場合には、やっぱり国のエネルギー政策なり、その中における原子力政策というふうなものはやっぱり一体であり、やっぱり一本だと、そういうふうなことでございまして、そういうふうな視点で定量的な見直しを立てられる総合資源エネルギー調査会では、電気事業分科会や原子力部会が原子力政策に関する政策提言をタイムリーに出されていると。本年三月の二〇〇三年のエネルギー需給展望や、昨年十一月の核燃料サイクル政策についての中間取りまとめなどがそうだと云々ございまして、原子力発電政策に関するこれらの計画なり見直しは、いずれも最終的な帰結は核燃料サイクル政策の推進にあるわけでして、これは正に日本の長期のエネルギー政策の一つの目玉といましようか、へそだと、ポイントだと、このように思うわけであります。国民からすれば、いろいろな形で、これでもか

これでもかといういろんな形で報告なり計画書なりいろんなものが出てくるわけでありまして、そんなに手を替え品を替えいろいろ言ってくるのかと、こういうふうな思いも国民の中では持たれてる方もおられると、このように思います。

エネルギーに関する計画や提言についても、定性的計画であるとか定量的計画であるとか、それぞれの役割分担も私はこれはロジカルに言えばあるというふうに思いますけれども、一方で国民から見た原子力政策という場合には、くどいようですけれども、やっぱりそれは一つだと、こういうふうなことだというふうに思いますので、私はそういうような意味では、作る場合の役割分担はいろいろあったとしても、国民に提示するときの形なり見え方というのはやっぱりすっきりと一本化した中身だということが大切ではないかと、このように思いますけれども、この点どう思われるのか、見解をいただきますと思いますけれども。

○政府参考人(小平信因君) 正に結論は先生のおっしゃったとおりであろうかと思えますけれども、その前に、今御指摘のございました様々な計画等につきまして少し御説明をさせていただきますと思います。

まず、エネルギー基本計画でございますけれども、これは大変広範にわたりますエネルギー、先ほどおっしゃいましたとおり、原子力ももちろんございます。石油、新エネルギー、天然ガス、石炭等大変広範にわたっておるわけでございまして、これらのエネルギーの需給に關します施策の長期的、総合的、計画的な推進を図るということで様々なエネルギー源を対象に策定をいたしております。したがって、原子力に特化をして、深く原子力を掘り下げて施策を網羅的に位置付けたという計画ではないところでございます。

他方、原子力長期計画、正式には原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画、これは原子力委員会によって策定をされるわけでございまして、これは対象は原子力に限定をされてお

りますけれども、放射線、これは食品の利用でございまして医療における利用でございまして、大変幅の広い放射線利用等ございまして、エネルギーに限らない原子力全般につきまして国の施策を整理をするということで、これは昭和三十年ごろから原子力という大変重要な施策を政府全体として取りまとめるために作ってきいているというものでございまして、エネルギー基本計画と原子力長期計画は重なる部分と重ならない部分がございますけれども、それぞれエネルギーに關しましては方向性は常に一致をし、相互にもよく調整、議論をしながら詰めているということでございまして、こうした統一された方向性に基づきまして原子力政策を着実に推進していく必要があるというふうに考えております。

それから、エネルギー需給展望との関係でございますけれども、これはエネルギー基本計画におきまして、将来のエネルギー需給構成についての情報提供を国民に対して行うとともに、施策の検討と評価の基礎とするため、定量的な見通しを示すこととするというふうに計画においてされておるわけでございまして、これに基づきましてこの三月に二〇三〇年のエネルギー需給展望を取りまとめたものでございます。したがって、エネルギー基本計画と需給展望は一体のものでございます。

いずれにいたしましても、確かに国民の皆様から見ますといろいろなものが次々に出てきて分かりますという面があるかと思えますので、統一的に關係のところをよく連携、調整をしながら、分かりやすい説明をし、御理解をいただくように努めてまいりたいというふうに思っております。

○加藤敏幸君 私は生まれ付き気が弱くて余り迫及タイプじゃないんです。ですから、まあ私が主張したいことは長官は最後に理解をさせていただいて、こう思うんです。

で、くどいようですけれども、この原子力政策なりエネルギー政策の基本というのは、国民がど

う理解していただくかと、そして国民の共感がなければ何もできないじゃないですかと、どんなこと言ったって、というところに一番大きなポイントがあるんじゃないかと。私たち業界から言えば、やっぱりお客様は神様なんです。お客様が大事なんです。そのお客様から見ても分からねえと、何かいろいろ言うてくるけど、それは揚げまんじゅうも蒸しまんじゅうもやっぱりまんじゅうなんだろうと。やっぱりどことが違うんですか。それは学問的に専門家が言えは違ひはあるし、私は間違っているとは言いませんし、全部正しいんです。それぞれ意味があつて、区分けがあつて、作つてくれる機関が違う、組織が違う。それはそれで現実ですから。でも、お客様に提示する時には、やっぱり理解してほしいなら理解してもらえように、食べやすいように、私は、きちつとそういう努力をやっぱりしつかりとしていく。それはやはりこれから政府に求められている、私は、この説明責任などというややこしい硬い言葉じゃなくて、親切な、本当に分かつてほしい、その思いを込めた、私たちの業界でいけば情報宣伝、広報、そういうふうなことを是非お願いをしたいし、それがなければこれから先の私はエネルギー政策の成功はないんじゃないかと、こういうふうなことを申し上げたいということでございます。

(発言する者あり) という声がございまして、コメントを、大臣なり副大臣なり。○国務大臣(中川昭一君) もう加藤委員のおっしゃるとおりでございまして、まあ今、エネ庁長官の方からいろいろ現状を御説明いたしました。が、先ほど申し上げましたが、産業活動する上でも、普通の生活する上でも、エネルギーは必要であります。特に日本の場合には今ほとんどが海外からの依存という中で、長期的に、安定的に、そしてまた環境にも優しい、できるだけそういう方向でエネルギーを求めるといことは、国民の皆様が支持していただけるエネルギー政策だろうと思ひます。

しかし、そのために我々がいろいろやっていて

も一体何やっているのかよく分からない、今の例でいいますと、揚げまんじゅうと肉まんじゅうでしたつけ、蒸しまんじゅう。揚げまんじゅうと蒸しまんじゅうというものをどちらを食べたいかというときに、まあメニューが、もういろんなメニューがあつて、結局、揚げまんじゅうと蒸しまんじゅうなんですけれども、あるいは何かまんじゅうであつても、日本語で書いてあつたり、英語で書いてあつたり、写真付きであつたり、あるいはまたカロリーで計算してみたり、あるいはまた重量で計算してみたり、値段だけのメニューがあつたりといったら、一体、どのメニューを見て一体国民の皆さんが本当に理解をいただいているのかと。これ一枚見れば分かりますよというものを本当は、計画というのはそれぞれ目的を持って、しかし整合性を持ってやってはおりますけれども、国民の皆様は御理解と御支持をいただく上では、もつともつと分かりやすくするように、パブリックコメントあるいは地方公聴会あるいはまたインターネット、あらゆる手段でやってはおりますけれども、やればやるほど屋上屋を重ねるということがあつてもいいかなと思ひますので、その辺は国民の皆様の声もよく聞いて、こつちからこういうものを分かりやすいだろうといつても、向こうから見ればますます分かりにくいものがある一個できちゃつたというんじや意味がないので、今の御指摘、十分我々、政策を進める上での大きなポイントだと思ひますので、政府全体で、また改めていろんな各方面の御意見をよく伺いながら、目的達成のために、御理解いただくために努力をしていきたいと思つております。

○加藤敏幸君 ありがとうございます。

次に、電力自由化を含めた、私が考えています、少し、やや勇み足かも知れませんが、少し、少し御質問をしてみたいと思ひます。

今回、バックエンドコストがほぼ明らかになつたことによりまして、電力自由化が一段と進展する中で原子力発電と火力発電の競争の枠組みが明確になつてきたと思ひます。現時点では依然とし

て原子力発電の競争力というふうなものが確保されているわけですが、今後長期的にわたってこの競争力が保持されるのかどうか、このところは現時点で保証はないわけですが、

そこで、国策としての原子力発電の量的拡大と核燃料サイクルを実現していくためには、やはり私は、国としての積極的支援策を取っていくしかない、このように考えるわけですが、将来的には原子力発電は、エネルギーセキュリティの確保あるいは地球温暖化防止という観点から、政府や国民はこのコストを積極的に負担していくというふうな、そういう制度的な枠組みをつくり、それについて国民的合意を形成していくことも大事だと、私はそう考えておるわけであり

ます。このコストを、電気事業者に対する支援、政策支援ということで税金で賄っていくのか、あるいは電気料金として受益者負担で賄っていくのかという議論もありますが、一方で、国レベルにおける、原子力発電に発生した電力、原発電力の買取方式という発想もあってもいいのではないかと、このようにも思うわけであり

ます。この制度的枠組みにつきましては、既に再生可能エネルギー割当て基準というものがあつたわけですが、例えば地球温暖化防止エネルギー割当て基準というふうな名称で運営できれば、多くの国民の理解も得られるのではないかと考えるわけであり、このコストの一部を税で賄うのであれば、例えば、これは少し議論としては先走って申し訳ございませんけれども、環境税という枠組みも活用できますし、自由化市場で拡大する火力発電からもバックエンドのみならず全体のコストも負担してもらいたいと思ふと、いろいろなことがあるわけですが、

先走った議論ですけれども、そういった政策が取られれば、一般電気事業者も安心して核燃料サイクルシステムの確立に向けた研究開発、そのことに専念できて、併せてバックエンドについても

十分準備することができると考えますが、少し御見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(保坂三蔵君) お答え申し上げます。原子力は、ただいまいろいろな議論ありましたが、日本、日本の基幹電源でございます。したがって、平成七年の部分自由化以降も環境整備のために一杯努めてきたところでござい

ます。具体的に申し上げますと、例えば、私などもびっくりしているんですが、平成十二年に、例えばゴールデンウィークみたく非常に電力の消費が下がったときに、同じように電力事業者が発電して供給してくるというふうなシステムでは余ってしまうわけですね。原子力のように、一方、長期固定電源を守っていくという立場からい

まして、どうするんだと。原子力を止めるわけには、それは理論上はできませんし、まあ実際はできるわけですが、それを守っていくという立場から、例えば電気事業法の中で優先給電指令というのをやっただけで、優先給電。給電です。それから電力の供給をお願いするんだらうと思つていましたら、そうじゃなく、ほかの人たち

にはちよつと待つてくれと抑制をして原子力の方を守つたというふうな、そういう措置を具体的に平成十二年に実施したわけであり。そのとき、PPSにまでそれを掛けたわけですね。

それから、その三年後でございますけれども、平成十五年、電源開発促進税、これを交付金を拡充いたしました。一層、原子力発電所の設置を可能にさせたり、あるいはまた運転を円滑にさせたり、そういう努力もしてまいりました。そして、更に今回、使用済核燃料の再処理の準備金の制度を創設した。もう数々の一応手は打つてきたわけですが、

しかしながら、中長期的に見た場合、加藤先生がおっしゃるとおり、エネルギーの割当て制度というものがこれ可能であるならば、あるいはまたやるべきであるならば、やはりこの部分自由化がこれ一層進みまして、この四月からまた電力の自

由化が進んだわけでございます。こういうものをよく勘案しながら、これらを検討していくという課題として私たちは認識しているところでございますので、よろしく御理解のほどをお願いしたいと存じます。

○加藤敏幸君 どうもありがとうございます。最後に、今回の法制は、使用済核燃料の再処理に關しまして、二十五年先の世界を見詰めて様々な角度から検証され、原子力発電の姿と役割を示されたものだと思います。しかし、二十五年というのとは様々な不確定要素を持つていくというのも事実でございます。

現に私たちは、二十五年前を振り返りますと、例えば一九七八年の第五回原子力長期計画では、我が国の原子力開発を軽水炉から高速増殖炉路線とすることを確認をいたしました。一九九五年から二

〇〇五年の間を高速増殖炉の臨界達成の目標、この定められたわけでございます。しかし、現実には周知のとおりでございます。さらに、一九七八年には原子力の安全性の確保から原子力安全委員会を発足させましたが、翌一九七九年にはアメリカのスリーマイルアイランドで原発事故が発生したと、

こういうふうなことであります。原子力発電という、開発立地から廃炉に至るまでの長期間、膨大な資金その他経営資源をつぎ込んで行方正に一大事業、このために大変多くのリスクを負うことは避けられませんが、これ

からも我が国にとつて、エネルギー需給の実情と見通し、さらにはエネルギー技術の進展状況、そして国際情勢の変化など、あらゆる要素を想定し、科学的な知見の下での確かなバックエンド対策を官民一体になって取り組んでいかれることを期待し、また私たちも最大限の努力をする必要があるというふうなことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。どうぞよろしく願ひいたします。原子力関連二法案に入る前に、実は全然原子力

とは関係ないんですけども、とつてもうれしい記事に出会いましたので、ちよつと一言申し上げたいと思ひます。

昨日の日経新聞に囲み記事で、「経産省、カンヌで後押し」という記事が載りました。「経済産業省は十一日からフランスで始まるカンヌ国際映画祭で、日本の映画産業を紹介するコーナーを設置し、日本映画を売り込む。作品だけでなく国内のロケ地や日本文化を紹介。海外の配給会社との商談の場にも活用する。政府が日本映画の海外展開を後押しする初めての試みだ。」そうであり

ます。「経産省は世界の映画関係者が注目するカンヌ映画祭をきっかけに、アニメやキャラクターも含めた日本のコンテンツ産業の情報発信を強化したいとしている。」というこの記事でございます。

実は私もカンヌ映画祭に行つたことがありますが、別に映画に出たわけじゃないんですけども、夫の仕事の関係で参りました。本場に世界じゅうの正に業界関係者が集まり、またそれを目当てに観光客がもう本場にたくさん集まり、すばらしい映画祭だったわけでございますけれども、そのコンテンツ産業というのは二〇一〇年には約十七兆円規模になると言われているわけござい

ます。日本にとりまして重要な私は戦略になると、新たな産業になるというふうにも思うわけでございます。正直言ひまして、経産省もなかなかやるなど。何となくお役所は頭が固いかなど、こういうふう

に思つておりましたけれども、とてもいいことをしていただいたなというふうにも思つております。新たな産業あるいはまた文化という点におきまして非常に大切である。

と申しますのは、ちよつとまた違う新聞なんですけれども、「日本の活路は「文化力」？」というのが載つておりました。三十年後にはGDPが第四位になると。じゃ、五十年後はどうかという

百五十兆円だそうでございます。二位の米国、九兆ドルも引き離すと。そして、インドの二十七兆八千三百億ドルは四位の日本の六兆六千七百三十億ドルの約四倍、ブラジルが五位だそうでございます。ですから、日本はITに次ぐ第三次産業革命のような新技術を開発できなかったら、日本の世界に対する影響力もすべて落ちてしまうという、こういう危惧もあるんですけれども、また反面、いやいや、そうではないと。日本の文化力、この日本の文化というものをと発信していけばもともと世界に影響力を保てるという御意見もありまして、特に最近では、アニメ、漫画、あるいは宇多田ヒカルさんのような世界に通用する歌手もいらつしやいますけれども、そうした平和と文化の国日本というものをと世界にアピールすればいいのだと、日本情報文化センターといった文化機関を中国を始め世界各地に作り、アニメなどを見せるとともに、平和憲法の存在も知ってもらうような文化活動を積極的に行う必要があると、こうおっしゃっている方もいるわけでございます。私は、また新たな産業、そして文化という両方の点で今回こういう取組をしていただいた経済産業省、とてもすばらしいなというふうに思っているわけでございます。

大臣、何かございましたら一言、どうぞお願いいたします。

○国務大臣(中川昭一君) もう何といいましようか、松先生の前で文化の話をするほど私もずうずうしくはないんですが、まず、経済産業省が文化あるいはコンテンツについていろいろやっていただいていることにつきまして、今評価をしていただいたことを職員を代表して厚く御礼を申し上げます。大変今後の励みになる御発言でございます。

去年の新産業創造戦略の先端的な四分野の一つとしてコンテンツというものを挙げまして、そして去年の東京国際映画祭においてアジアの映画をできるだけ集めて、そして多くの世界じゅうの人に見ていただくという第一弾の事業をスタート

いたしました。その後、アジア、特にASEANの私のカウンタートパートの皆さん方に、今年の十月の東京国際映画祭には是非担当大臣と、それからそれぞれの国々の映画あるいはアニメあるいは文化、その他みんなで持ち寄って、そして、より世界に、アジアはもとより世界に広げていこうということ、それから御招待を去年しているところでございます。今年の秋の東京国際映画祭は、映画に限らず、いわゆる広い意味のコンテンツを更にASEANとの、広く言えば共有できる部分も多い東アジアでございますので、そういうものを更に広げていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

カンヌにつきましても、つい先日、私もパリへ行つてまいりました。ジェトロの職員を中心に、あるいはまた大使館の皆さん、あるいはあそこは日本文化センターというんですか、パリの日本文化センター、前、NHKの磯村さんが会長をやられて、今度新しく交代されましたけれども、等々の関係者が、今御指摘のように、カンヌにおいて日本の映画の文化村みたいな、発信基地みたいなものをつくらうと、大変張り切つて今準備作業をしているということで、督励をしてきたところでございます。

ただ、日本は映画にしても音楽にしてもアニメにしても、あるいは絵であつても、お相撲も含めましていろいろな文化等々があるわけでありまして、これを特にIT関連ということで、アニメとか映画とかいろいろあるんですけれども、私もコンテンツは行け行けとこう思つておりましたが、ただいい作品を作ればいいというだけではないんだということを最近ちょっと感じまして、ただ立派な作者がいるだけでは駄目なわけで、そのアニメを実際に動画にする人であるとか、それをプロデュースしたりあるいは販売したり営業したりする人との文字どおりチームプレーであるわけでございますので、そういう意味で、コンテンツ、コンテンツ、宮崎先生、何とか先生の作品と言つて

いるだけでは後に続いていかない。

例えば、韓国の場合には国を挙げて映画村があるようでありますけれども、どうも日本としては単発的に、何か後押しをすればいいというだけでは、私はそう長くない時期に、もうアジアあるいはインド、その他の国々、アフリカも今頑張っているようでありますから、競争の中で埋没してしまうわけでありまして、中長期的な戦略を立ててあらゆるコンテンツにかかわる人たちがそれぞれやっていくように、例えばフランスですと、もう子供のころから、自分は映画の舞台照明のために頑張るんだとか、あるいはまた道具のために頑張るんだというような志を立て、そしてまたそれをいろんなところが支援をして一流のパレエ団になったり映画になったりということ。これを日本で体系的にやっている唯一の機関は、歴史を誇る宝塚だけではないかと私は思つておりますけれども、そういうものを、そういう民間で頑張っている部分を今後も広いコンテンツの中の主要分野のお手本として、国として何ができるかということが大事だろうと。

今、展望と同時に若干危機感を持っておりますので、今後ますます松先生の御指導を賜りますことを心からお願ひを申し上げます。

○松あきら君 大臣、力強い御発言、ありがとうございます。特に宝塚を挙げていただきました。大変に感謝を申し上げます。中長期的な、しかもチームで体制的に取り組むことが必要であると、正にそのとおりでありまして、どうか文科省のおしりをたたきながら、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、原子力関連二法案に移らせていただきますと思います。

朝から御専門の先生方が数々の御質問なさいまして、私もない知恵を絞つていろいろ質問考へたんですけれども、半分以上、三分の二ぐらいは出ちゃったなという、これも駄目、あれも駄目という、消していきながら、重なる部分もあるかもしれないけれども、お許しをいただきたいと思います。

ます。一昨年、特に関東圏におきましては、停電、大停電ということが心配されました。これは福島あるいは新潟の原子力発電所が止まってしまったことによることでございますけれども、いろんな報道なんかもありまして、大パニックかなというふうに心配いたしておりましたけれども、それは杞憂に終わつてとてもよかったわけでございますけれども、やはり原子力発電所が安定的に運転されることを始めたというところ、これは強く私も感じましたし、また多くの皆様がそういうふうに感じてくださったのではないかなというふうに思っております。

もちろん、日本の電力の供給は原子力だけではございません。石炭、天然ガス、石油といった火力発電あるいは水力発電、太陽光などの新エネルギー、地熱など、多様なエネルギー源が用いられているわけでございます。何にしても電力供給にはとても大切な位置付けを持っているということを確認すべきであるというふうに考えております。そうした総合的な立場に立つて考えても、やはり原子力の重要性というものはまた新たな認識をされるところでございます。やはり原子力を長期的に、安定的に利用していくという視点が必要なわけでございます。

国は原子力を基幹電源と位置付けまして、これを推進していく方向であるというふうに理解をしておりますけれども、原子力発電を我が国の基幹電源と位置付ける以上は、原子力発電に伴い発生します使用済燃料の処分、どうするか大きな問題になっております。

先ほど来御質問も出ておりますけれども、我が国では使用済燃料を再処理して、再度燃料としてリサイクルをする核燃料サイクル政策の推進が基本的考え方とされております。

一方で、この核燃料サイクル政策につきましては、昨年来、新聞紙上をにぎわしております様々な多様な御意見があるというのも事実であります。

す。核燃料サイクル政策三百年計画、あるいは三百年先というふうなお話も出ましたけれども、そうした核燃料サイクル政策については、多様な意見を踏まえながら推進していくことが重要であるというふうな思っておりますけれども、その核燃料サイクルの実現に向けた決意をお伺いしたいと思います。

○副大臣(保坂三蔵君) お答えいたします。

ただいまの松先生からもお話がありましたように、原子力政策につきましては、一昨年十月の長期計画の中におきまして核燃料サイクルを含めて日本の基幹電源にすることが明記されております、もちろん安全性確保という大前提の下。その後、内閣府にございます原子力委員会でもエネルギーの原子力の長期計画の検討を続けておりまして、この四月十四日に中間の取りまとめが出ました。この中におきましても、原子力発電に関しましては、中長期的なスパンで見れば現在の水準あるいはそれ以上、まあ現在の水準といえますとおおむね供給配分は三〇％ぐらいでございますが、それ以上を期待をするというふうな原子力政策の基本がここに明らかにされたわけでございます。

当省といたしましても、これに基づきまして、安全性の確保と、それから国民の皆様の信頼性をしっかりと確保した上で、この長期安定供給型の、しかも環境負荷が少ない原子力の推進に向けて努力を続けてまいりたいと思っております。

○松あきら君 ありがとうございます。

午前中に藤原先生からも御質問出ましたけれども、核不拡散という御質問も出ました。一方で、北朝鮮の核問題を見ても分かりますように、この核燃料サイクルの実施に当たっては、原子力の平和利用について国際的な協調体制を構築することがやはり大事だと思うんですね。藤原先生は国際管理というふうにおっしゃっていたというふうな思いです、同じような内容であるとは思いますが、それから、日本が唯一、非核兵器国として唯一

商業用の再処理工場を有する日本であります。原子力の平和利用に向けた国際協調体制をどのように主導していくのか、これをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(小平信因君) 原子力はそのすそ野の広さ、人類社会全般への影響の大きさから、国際的な視野に立つて取り組むべき問題でございます。

我が国は、様々な分野で世界の原子力の平和利用に関しまして、これまで主導的な役割を果たしながら、国際的な協調を進めてきております。例えば、核不拡散につきましては、我が国は原子力の平和利用のフロントランナーということで、厳格な保障措置、輸出管理規制、核物質防護等を講じてきております。

特に、大型商業再処理施設の保障措置手法の検討、開発、実証に我が国がイニシアチブを取りまして、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、IAEAなどと協力しながら取り組んでまいりました。そうした努力の結果もございまして、我が国は非核兵器国として唯一商業用の再処理施設の設置、運転を行うことが可能になったわけでございます。

このように、核不拡散体制に万全を期しながら原子力の平和利用を進めることにつきまして世界に範を示していくことが日本に期待される役割であり、また責務でもあるというふうなことであります。これからは国際機関や各国と協調しながら、原子力の平和利用のフロントランナーとして、引き続きその責務を果たしてまいりたいというふうに考えております。

○松あきら君 是非しっかりとした主導をよろしくお願い申し上げます。

使用済燃料を再処理して得られたプルトニウムは、当面今ある原子力発電所で燃料としてリサイクルをされます。これがプルサーマルというわけでございますけれども、電力会社は二〇一〇年までに十六基から十八基の原子力発電所でプルサーマルを実施するというふうな表明しているわけ

でございます。

二〇〇二年の東京電力の不正記録問題や、あるいは昨年の美浜原発の事故などが発生する中で、プルサーマル実施の見通しに対して危惧する声が上がっているところでございます。このプルサーマル実施の見通しについて、御説明をよろしくお願いいたします。

○政府参考人(小平信因君) プルサーマルでございますけれども、昨年の五月に九州電力から出されておりました原子炉設置変更許可申請につきましては、本年二月、原子力安全・保安院の一次審査を終了いたしました。現在、原子力委員会及び原子力安全委員会の二次審査に付されているところであります。また、四国電力からは昨年十一月に地元の事前了解を得まして、原子炉等規制法に基づき原子炉設置変更許可申請が出されております。このようにプルサーマル計画の実現に向けて、現在着実に前進が見られているというふうに認識をいたしております。

経済産業省といたしましては、エネルギー基本計画にございまして、プルサーマルを含めた核燃料サイクル政策を着実に進めていくことが重要であるというふうに考えておりまして、今申し上げました二社以外の電力会社による取組も含めまして、電力会社とともに引き続き地元説明会などによりまして地元の住民の方々への理解活動を行うなど、プルサーマルの実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○松あきら君 原子力政策そして核燃料サイクル政策の着実な推進に向けて進んでいるという御回答であったというふうに思います。また、そのために今回、再処理積立金法案を国会に提出されたというふうなことは理解をいたしております。

先ほどもバックエンドの御質問が出ましたけれども、やはりその再処理事業を始めとする原子力バックエンド事業というのは超長期の事業でありまして、事業の不確定性も高いと言われております。このためにバックエンド事業に要する費用に

ついては、当然今後増減があるというふうな思うわけですね。先ほど来、バックエンドコストということも問題になりました。産業界ももちろんですけれども、やっぱり私は主婦でもありまして、この電気料金という形で私たちに転嫁されるんじゃないかな。やっぱり電気料金、特に家庭の電気料金というのは非常に国民にとっては関心があるわけございまして、この法律案の制定によって簡単に言えば電気料金は上がるのか、上がらないのか、下がるのか、お答えしにくいでしょうけれども、どうなんでしょうか。

○政府参考人(安達健祐君) 御説明申し上げます。

電力会社は、本法律によりまして再処理等に要する費用の外部積立てを行うこととなります。この際、この積立てに要する費用相当額は料金原価に織り込まれ、電気料金として回収されることとなります。一方で、各電力会社が料金において具体的にどう取り扱うにつきましては、本法案に基づき積み立てるべき再処理等に要する費用だけを考慮することとなく、その他の費用の動向とか経営効率化の進展状況などを総合的に判断した上で実施されるものであるため、いつ料金改定が行われるのか、またその電気料金が値上がりするかどうかにつきましては、現時点では確たることは申し上げられない状況でございます。

ただ、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の試算によりますと、バックエンド事業に要する費用につきましては、現在でも内部留保型の準備金制度がございまして、その一部が料金として回収されておりますことから、今般の制度改正の前後において需要家の負担に大きな影響はないというふうに考えてございます。

○松あきら君 まあ、そうなんでしょうね。そんなに詳しくは下がるか上がるか言えませんが、何となく分かったような分からないような気がいたしますけれども、ありがとうございます。

今回の原子炉等規制法の改正案では、放射性廃

棄物として取り扱う必要のない廃棄物を通常の廃棄物と同じ産業廃棄物ですね、同じ扱いができるようにするクリアランス制度を設けることがもう一つの柱になっております。

クリアランス制度につきましては、パブリックコメントでも多くの意見が寄せられております。まずもって、国民の皆様にとつてこの不安が現実のものにならないように、しっかりと規制を行っていただきたい。そして、もしそのクリアランス制度が人体に影響のあるような物質が混ざったりおかしな運用をされたりすると、それはもう大変な問題でありまして、ともかくしっかりとした規制の運用をする必要があるというふうに思っておりますけれども、どのような取組をされるのでしょうか、お伺いをいたします。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。クリアランス制度でございますけれども、松委員御指摘のとおり、クリアランスレベル以下であることの確認ということをする確に行うということが非常に大事でございます。これは、一義的には事業者の責任でございますけれども、国はその活動が適切に行われているかどうかということ厳格にチェックすることとしております。

具体的に申し上げますと、原子力事業者は、国が定めます技術基準などに基きまして、クリアランスの対象資材の測定及び評価の方法を定めまして、その放射性核種濃度の測定などを行いまし、クリアランスレベル以下になっているかどうかということ判断をいたします。こうして判断されたものにつきましては、具体的に搬出されるまでの間、適切に保管、管理いたしますとともに、その測定などの記録を作成・保管をする、こういう義務があるわけでございます。また、これら一連の活動につきましては、適切な品質保証体制の下に行われるというふうなことが重要でございます。

国につきましては、こうした事業者における測定・評価の方法が技術基準に照らして妥当である

かどうかということにつきましては、第一弾として審査をいたしまして、認可をいたします。次に、事業者による測定及び評価の結果につきましては、記録及び抜取り測定によりまして確認をします。またさらに、保安検査や立入検査等を通じて、事業者のこうした品質保証活動がきちっと行われているかどうかということをチェックすると、こういう形で厳格にチェックをしていくこととしております。

○松あきら君 今、厳格にチェックをするというふうにお答えいただきましたけれども、ちよつと素人的なまた質問で申し訳ないんですけども、例えば二から三ぐらい捨てるのかなと思つていたら、二十から三十、あるいは二百から三百捨てるちゃつたなということになるとしても、もし、その一つずつを見れば基準が本当に安心な基準であつたとしても、そういう心配があるんじゃないかと、こう思うんですね。ですから、例えば一定の、これだけの以上の廃棄物は捨てませんとか、これぐらいの以上になったら捨てさせませんとか、そういう基準がちゃんとあるのかないのか、そういうこともしっかりと情報提供もしていただきたいと思つたけれども、その点いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、クリアランスされる対象廃棄物の量、これが環境や人体に与える影響、あるいは事業者による自主的な再生利用への取組などを含めまして、適時適切に国民の皆様へ情報提供を行うことによりましてこうしたクリアランス制度についての信頼感を醸成していくということが非常に大事だということに考えております。したがって、いままでも、昨年の夏以来、全国主要都市でシンポジウムを開催いたしまして説明会を行うなど、いろいろな形で国民の理解の促進に努めてまいりました。

今、具体的に御質問いただきましたその廃棄物の量との関係でございますけれども、クリアラン

スレベルを算出する際の線量目安量として年間〇・〇一ミリシーベルトという水準を定めておりますけれども、これは、複数の線源からの影響を考慮して言わば安全側に設定されたものの、具体的に言いますと、かなりの多くの量の廃棄物が例えば一か所のところに捨てられて、そのところに、例えば非常に近いところにだれかが住んでいる、あるいはそういう廃棄物を具体的に搬出するその作業に具体的に従事する人がそこにおられる、そういう極端なケースを想定しても、この〇・〇一ミリシーベルトという言わば目安量の中に定まるように具体的なクリアランスのレベルを設定しておりますので、今御指摘のような形で途中で量が増えてというようなことになりましたら、言わば大きな問題は起こらないというふうにお考えいただいていいのではないかとこのように考えております。

○松あきら君 どうぞ国民の皆様にも、その点もしっかり基準を決めていますので御心配いただくことなく結構ですということを広報していただきたいというふうに思つた。今私が質問申し上げたようなことを御心配なさるといけないので、是非よろしく願ひいたします。

ところで、現在でも電力供給源の半分以上を占めております火力発電をどのようにしていくかという問題がまたあると思つた。二酸化炭素排出という観点から、火力発電はいずれにしても化石燃料を燃やして発電するので、原子力や水力あるいは新エネルギーにはかなわないわけですから、資源の安定性やあるいは経済性を考えると、これを利用しないという状況はやつぱり日本としては考えられないのじゃないかというふうに思つた。また、原油の価格が非常に高い水準で推移しておりますし、やはり石炭の利用というものも当然視野に入れていかなければならないのじゃないかと思つた。また、例の中国の関係も取りざたされている天然ガス、これもいかに安定的に確保して、これも利用していくかということも重要なわけでございます。

実は、この石炭のガス化なんですけれども、私、石炭というのはもう単に、ああ、これはもう大変だ、CO₂をどんどん出すと、こう思つておりましたら、昨年この当委員会の参考人に新日鉄の会長の千速会長来ていただきました。石炭も今は燃やすんじやなくてガス化するんですね、そして、もうとてもクリーンなエネルギーになっているので、考え方を改めてくださいというふうなお話がありました。これをクリーンコールテクノロジーと呼ぶんだそうでございます。やはりこうした技術開発が日本でも進められているわけなんです。やはり供給の安定性や低コストを念頭に置くと、私は重要な燃料ではないかというふうに思つております。

石炭ガス化技術の現状、そして今後の利用可能性について、御説明よろしく願ひいたします。手短によろしく願ひいたします。

○政府参考人(近藤賢二君) 御説明を申し上げます。今先生御指摘のように、石炭は供給の安定性、経済性の面で非常に優れているわけでございます。経済性の面に例を取りますと、キロカロリ当たりの石炭の値段は、大ざっぱに言いまして石油の三分の一程度ということでございます。他の化石燃料に比べて燃焼時に二酸化炭素が多いという課題は一方であるわけでございます。こういう中で、私もクリーンコールテクノロジーと申しておりますけれども、環境に調和した形で石炭利用技術をやつていくということ、石炭のガス化の技術の開発にも非常に努力をしているわけでございます。

具体的に、手短に申し上げますが、福島県のいわき市の勿来発電所におきまして、従来の石炭火力発電所より高効率の発電、これを、石炭ガス化複合発電システムの実証実験をやっておりますし、また、北九州市の電源開発若松事業所におきまして、それに更に燃料電池を組み合わせた形での研究開発といったことを実証実験もしておりますのでございます。

いずれにいたしましても、こういったところの技術をできるだけ早期に実用化を図るべく、今後とも技術開発に対する支援を継続し、一刻も早い技術開発を完成をさせていきたいと、このように考えておるところでございます。

○松あきら君 私、これ、すばらしいと思います。たら、この石炭ガス化にするものに建て替えるとしたらとても費用が掛かるというふうに向いましたので、やっぱりいいことをするにはお金が掛かるのだというふうに思いましたけれども、高経年化をしているわけで、そうした火力発電所を建て替えるときはこういうものに替えていくということが大変じゃないかなというふうに思っています。

先ほどもお話が出ましたように、中国やインドやあるいはそうした後進国が、正にどんどんどんどんそのまなま石炭燃やしちゃっている。地球家族ですから、大臣もおっしゃいましたように、幾ら日本だけがいろいろ努力をしたって、隣から酸性雨も降ってくるわけで、なかなかこれも大変なわけでございます。ですから、中国やインドへの石炭ガス化技術の輸出の可能性、これ、これ造らしたらいと思うんですね。やっぱりこういうのを、石炭使いたいんならこれやりなさいと、そうすればクリーンになるからということ、こういうことも積極的にやっていくべきだと思いませんか、これについてはいかがでございますでしょうか。

○政府参考人(近藤賢二君) お答えを申し上げます。中国、インドを始めといえますアジア諸国で、石炭は最も重要なエネルギー源の一つだというわけでございます。例えば、中国におきましてはその五六％を石炭に頼っているわけでございまして。今後とも、この中国、インドの需要の伸びが非常に大きなものが見込まれているわけでございます。そういう中で、先生御指摘のとおり、アジア域内の環境エネルギー問題を解決していくためには、我が国の優れた石炭利用技術、いわゆる

クリーンコールテクノロジーをアジアに普及していくことが極めて重要でございます。

このため、私どもは、石炭ガス化技術につきましても、将来のアジアでの普及を視野に入れて現在、開発・実証を進めているところでござい

す。今年度予算の中でもお金をいたしまして、こういったクリーンコールテクノロジーの国内外への普及の可能性についての調査というものも実施をすることとしております。この一環として、石炭のガス化技術を中国やインド、そのほかのアジアの国々に普及していくためにどういうことをやっていけばいいか、どういう問題があつて、そこをどう乗り越えていけばいいか、こういったことについての検討も行つてまいり予定にしておりますのでござい

ます。引き続き、これについての努力を進めていきたいと、こんなふう考えているところでござい

○松あきら君 是非、しっかりとした推進をよろしくお願いいたします。

私たちは、もはや電力なくては生活できないというところでござい

ます。余りにも電力に依存し過ぎていて

ではないかと自分でも反省もいたしておりますけれども、しかし、こうした便利な生活に慣れますと、やはりこれは後戻りができないという状況であります。このような電力の位置付けの大きさを理解した上で、様々な想定され

す万が一の際にも電力の安定供給が確保されますように、政策面での対応に万全を期することを強く要請をいたすところでござい

ます。最後に、原子力発電を着実に推進するために、電気料金から電源開発促進税を徴収し、それを電源開発促進特別会計、いわゆる電源特会に繰り入れをしたと。原発立地地域の公共施設整備やあるいは産業振興事業の促進を図るとい

う電源三法制度があります。しかし、電源特会については以前から、予算に計上されたにもか

かわらず実際に執行されないことによる不用額あるいは剰余金が多額である、こうした指摘がなされて

おります。

その指摘を受けまして、平成十五年の十月から、将来的な原発立地が進んだときの財政需要に備えるという目的で周辺地域整備資金が整備をされましたが、依然として様々な問題が指摘をされているところでござい

ます。衆議院の当委員会の原子力二法案の審議でも、原子力の広報のためのホームページの作成費などに関して、いわゆる税金の無駄遣いがあると

言われても仕方がない過大な予算見積りがなされていたという審議がな

された。問題点が指摘をされております。

私も実は、今回レクに来てくださった方にこれをちょっと言つたら、いろいろおっしゃったんで

すよ。私、だから、言い訳はするなつて言つたんです。正に予算として計上したことは確か

なんです。三億何億ですかね、これ出ていますけれども、余り、いい新聞記事は好きなんですけれども、悪い新聞記事とか嫌いなんで

すけれどもね。でも、やっぱり言うべきは言わなきゃいけないなと。ですから、私も、まず最初に、いや、そう

じゃないんです、実際ホームページには一千何百万円しか使つていないで

どうのこうのの

おっしゃったから、そういうことは言っちゃいけない、事実は事実として認めて、そして、しかし

は、これは真実はこうなんです、次からは真実に基づいた予算計上いた

します。ですから、大変申し訳ありませんでした、こういう姿勢がないと、私は与党だけれども、

やっぱり私だって腹が立ちますよというふう

に申し上げた次第でござい

ます。

最後に、大臣は電源特会の抜本見直しの方針を表明されたよう

でございますけれども、経済産業省の特別会計全般についての見直しの必要性あるいは方向性についてどのような御見解をお持ちな

のかお伺いをして、質問を終わります。

○国務大臣(中川昭一君) 今、松委員御指摘のとおり、とにかく、予算参考書と言った

らそうなんですけれども、に計上されていて、実際には使われな

かったというものがあつたということが国会の御審議の中で判明をいたしまして、これはもう松委員

御指摘のとおりで、とにかく計上する以上は何ら

かの根拠を持つて使うという必然性の下で計上したというふう

に考えるのが自然でございます。それにもか

かわらず実際大きく乖離をした結果になつて

いるということ、四月二十二日に、私は、電源特会の広報事業等について見直し

ということで五つの改善策を指示をしたところでござい

ます。

いづれにいたしましても、第二の予算とも言われております特会でございますから、国民の皆さんの御理解あるいは御審議をいただいておる国会にきちつと説明ができればいけないわけ

でございます。これに関しては少なくともきちつとした説明ができなかつた。したがつて、徹底的に調べて資料を国会に提出をさせていただいたところ

でございます。これに限らず、我が省、あるいは政府全体がもしませんけれども、この特会あるいは予算全般に関して、これだけ財政が厳しいとか、あるいはまた節約しなければいけないとか、大事に使わなければいけないと言っている中でこういうことがあつたということは、大いに改善を抜本的にしなければいけないと思つて

おります。

本来の電源特会の位置付けは私は重要なものがあるというふう

に思つておりますが、その目的達成のためにもきちつとした今改善のための作業をやつて

おりますので、またそれが全体が出ましたら、またしかるべき形で御報告をさせていただきますというふう

に思つております。

○松あきら君 ありがとうございます。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道です。

私の地元は新潟でございます。新潟には柏崎刈羽として巻と、二つの原子力発電所の計画がござい

ました。柏崎刈羽は現在順調に運転を続けておりますが、巻につきましては、住民投票の結果、計画が白紙撤回をされました。そしてまた、柏崎刈羽原子力発電所につきましても、いわゆるブル

サール計画については刈羽村で住民投票が行わ

れ、その結果、プルサーマル計画は中止ということになりました。

つまり、二つの住民投票の結果が原子力発電であるいはプルサーマル計画にノーを突き付けたと、そういうところでありますので、私にとりましては、今日この委員会では原発の、原子力発電の着実な推進、この声が圧倒的に多数でございますけれども、また一方、私も、原子力エネルギーの重要電源であること、あるいは基幹エネルギーであるということも重々承知をしておりますけれども、しかし、なかなかこの私の地元新潟では着実な推進一色という形にはならない。やっぱり三十年間、この原子力発電であるいはプルサーマルで揺れ続いてきた、そういうところであります。しかも、首都圏の電源を賄う、そういうところであるにもかかわらず合意形成がなかなか得られない、そういうところでもありますので、この今回の原発二法についてもなかなかやっぱり厳しい意見がある、これは率直な事実でございます。

そこで私は、この原子力二法につきまして、様々な不安とかあるいは懸念とか、そういうものを少し中心に、そこは本当に大丈夫なのかどうか、皆さんにお尋ねをしていきたいと、こういうふうに思います。

まず最初に、原子炉等規制法の一部改正であります。これは核物質の防護対策の強化ということと、今ほど来お話がありましたクリアランス制度の確立と、これを二つの柱にしているわけでございます。最初に、その核物質の防護対策の強化についてお聞きをしたいというふうに思っております。

事業者の中には、新聞情報でございますけれども、この間、徹底した情報公開を信頼回復の手段としてきた、しかし今回の改正はこの流れの障壁となるかもしれないと、こういうふうにおっしゃっておられる方がいるとか、あるいは守秘義務というものを理由に情報公開の煩わしさから解放されたいとの誘惑も働く、こういうことを新聞等に吐露されておられる方もございます。そう

いうことなどもありまして、この間、情報公開が原発の安全性を担保する、そういう文化がそれなりにやっぱり形成されてきたというふうに私は思っています。

この間の美浜の三号の事故の問題もそうでありまして、まあ、原発ではありませんけれども、この間の尼崎の列車事故などもそうでありまして、やっぱり情報公開が安全性を最終的にやっぱりきちと担保をする、国民の、住民の監視の目が安全をやっぱり担保している、その側面はやっぱり否めない。

そういうふうな情報公開というものが機能してきたというふうな思っておるわけでありまして、今回の改正によりまして、原発の中に秘密部分というものがあつて意味づけられると、あるいは安全保障上問題のある箇所は非公開、こういう言わば制度になるわけでありまして、こういう改正案は、私は、意図するところからぬわけではありませんが、原子力発電に関する情報公開の流れ、この間の流れをやっぱり阻害することになりはしないか。あるいは内部の脅威対策という、そういう言わば概念を持ち込んで、原発従事者に様々なやっぱり規制を求める、こういうことは、ある意味で内部告発を非常に難しく、やりにくくする、こういう側面はありはしないか。

確かに、この間の原発の安全性を確保する意味で、この内部からの問題提起というのは非常に重要な意味を持っていた、これはもう隠しようのない事実だというふうに思うんですが、ここが果たしてどうなるんだろうか。テロ対策だとかあるいは情報管理、これを口実に、電気事業者の、まあ率直に言つて隠ぺい体質、まだまだ私はあるというふうな思っております。この隠ぺい体質に格好な口実を与えることになりはしないか。また、原発については、当初から核管理社会、これを具体化するおそれがあるという指摘がされておりますけれども、この情報公開の流れを阻害しないか、核管理社会を促進することになりはしないか、そういうものにこの核物質防護対策の強化が資する

ことになりはしないか、こういう懸念はやっぱり率直に言つてたくさんあります。

そうではないんだというしつかりとした説明を大臣からお聞かせをいただきたい、こういうふうに思っています。

○副大臣(保坂三蔵君) お答え申し上げます。

今、委員のお話を聞きながら、確かにごもつともな点が多いと思いますが、今回の守秘義務の対象となる秘密、この秘密は、国際原子力機関、IAEAのガイドラインに基づいて、この情報が不法に開示されずと核物質やあるいは原子力施設の防護を損なうおそれがあるものというものの限定をしてこれを設定するということがあくまでも前提に立っているわけでございます。

お話のとおり、一方で、原子力にしましては、公開というものが極めて信頼性に結ぶ重要なファクターではございますけど、やはり施設を守るといことは大前提でございますので、そのまますべて安全につながるわけでございます。

今回の場合は、原子炉等規制法に基づきます関係省令でまずその秘密の範囲を、具体的に申し上げますと、指定をいたします。範囲を。それから、その後国が具体的に指針を、どういう事項をやつたらいいかということ特定をした上で策定をいたします。指針を。これを受けて、事業者がまず情報の管理要領というのを作りまして、これを策定した上で秘密事項を、それぞれ秘密事項とそれから秘密保護、保持者でございますね、この範囲を順次決めます。ここまでは事業者が決めます。それについて国が関与していきまして、この秘密を決めたことについて国がまず確認をいたします。それから、第三者機関によりまして、これをもう一回、妥当であるかどうかという審査をいたします。

こういうチェックをずっと入れておりますので、かなりこの秘密の範囲につきましては限定される。しかも、客観的なものでございまして、隠ぺい体質というお話がございましたけど、そういうものには入り切れない、そういうシステムに

なっております。

それから、法令違反等のいわゆる内部告発、これにつきましては、これは罰則の内容になつておりません。したがって、従前ありました、守秘義務の導入によりまして、この内部告発が妨げられる、いわゆる公益的な内部告発が妨げられるというふうなおそれはないと思っております。

いずれにいたしましても、情報公開の精神やあるいはまた原子力の公開の原則というもののひとつとしてこのシステムが運用されていくことによつて御懸念は解消されるものと信じてやみません。

○近藤正道君 核物質の防護は必要だ、必要である、というふうにしたとしても、守秘義務について条文中に秘密情報の範囲を具体的に定めておらず、これはすべて省令等にゆだねられる、こういう形になつておまして、これでは行政と事業者へのある意味での白紙委任、こういう結果になるんじゃないか、こういうふうな懸念を持っております。

その結果、恣意的な秘密指定を許すことになりはしないか。今ほど、国の、あるいは第三者のチェックというお話がありましたけれども、そういう懸念はやっぱりぬぐい去ることができない、こういうふうな思っております。事故だとかあるいはトラブルの際、守秘義務を盾に事業者が情報の開示を拒否するということおそれはないだろうか。また、こうしたおそれに歯止めを掛けるという意味もあつて、今ほど、その仕組みとして第三者による、第三者機関の関与、こういうものがあるんだと、こういうものをつくるんだと、こういうふうにお話しになられましたけれども、なぜこの第三者機関の関与がこの歯止めになるのか。歯止めになる、こういうことであるんだという理由をもう少し具体的にお聞かせをください。

○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。核物質防護対策の重要な要素といたしまして、例えばDBTそのものもそうでございますけれども

も、そういうものがきちつと秘密として担保されるということは、言わばこうした対策のかねめでございます。しかし同時に、これが、これまでの原子力発電所について国民の信頼を得る際の重要な要素となってきた、情報公開でございまして、かそういうことについて妨げにならないように厳格に運用しなければならぬ。その辺のところの仕組みをどうするかということにつきましては、ただいま副大臣が御答弁されましたとおりでございます。

それで、御指摘でございましてその第三者機関のところにつきまして、やや詳細に申し上げますと、国が、具体的に事業者が設定をいたしました秘密の範囲あるいは守秘義務の対象者の範囲をどういうふうに決めているのか、あるいはどういうふうに運用しているのかということにつきましては、国がチェックをし、場合により入立検査等を通じて確認するわけですが、そうした状況につきまして国が確認をするということだけじゃなくて、各分野の専門家から成る第三者機関、これは早急に策定をしたいと思っておりますけれども、十数名の委員の、第三者の立場から成る、委員から成る機関を設けたいと思っておりますけれども、そこにお諮りをいたしまして、事業者の判断、あるいは事業者の判断が法律に従ってきちつとされているということについての国の確認というものについて改めて第三者の視点から監査をしてもらうと、こういう機関として設定をするものでございます。

こうした運用を通じて、秘密の範囲が過大に設定をされている、あるいはそういうことを通じて情報公開とかあるいは原子力公開の原則に言わばのつとっていないのではないかと、こういう運用にならないようにきちつと対応していきたいというふうな考えております。

○近藤正道君 次に、クリアランス制度の確立についてお尋ねをいたしたいと思います。

クリアランスレベルの設定経過が、この間、随分転々としてきた、そういう経緯があるというふう

うに思っています。自然放射線よりも二けた低いから大丈夫ということをおっしゃいますが、この間、クリアランスレベルの設定経過、例えばトリウム一つを取りましても、以前に言っていたことと、その後いろいろところでこれがクリアランスレベルだというのが随分変わった。最高四けたも変わった。したがって、二けた、自然界の放射線よりも二けたレベルが低いといっても、この間四けた変わってきた経緯がありますので本当に大丈夫かいなと、私は素人ながらそういうふうには思わざるを得ない。しかも、いったんクリアランスされて加工されましても、もうその後は全くどこに使われるか分からない、そういうことを考えますと、本当にこれはしつかりとやっていただかないとやっぱり困る。私は率直に言って大丈夫かなという思いがあるわけでございます。

時間があるわけでもない、今日は最後の質問になるのかと思いますが、環境省の方、来ておられますか。

一点だけお聞かせをいただきたいというふうに思いますが、このクリアランス制度の導入は循環型社会形成の推進に資すると、これが大きなクリアランス制度導入の契機になっているわけでありますが、原子力発電所からの廃棄物が世間にリサイクルされるということについて、そもそも環境省としてはどういうお考えを基本的に持っておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○政府参考人(南川秀樹君) お答え申し上げます。

まずこの法案で、環境省としましては、クリアランスの確認結果について経産省より逐一報告を受けまして、その内容を踏まえて適宜廃棄物の放射線濃度の測定を含む現地調査あるいは確認情報との照合などを行った上で、必要な場合には措置命令等の必要な対応を経産省に要請するといったことになるわけでございます。

私ども、この今回のクリアランスでございますけれども、その制度の厳格な運用をする、そして安全性が確保されるということ、それを前提に

運用したいと思っておりますし、そして、これが通常の産廃として扱うことができれば、それは循環型社会の形成に寄与するものと考えておりますし、私も常に目指しております循環型社会の形成、それから脱温暖化社会の形成といったことに役立つわけございまして、METI、経産省と連携しながら厳格な運用を図りまして国民の安全、安心を確保していきたいと考えております。

○近藤正道君 もう一つお聞きをいたしますが、今の話で、環境省としては必要な際に措置命令等を出して言わば介入をします、こういうことでございます。是非、環境をつかさどる省としてしっかりと見ていっていただきたいし、監視をしていただきたいというふうに思います。

そのクリアランスによって、放射性の廃棄物が一般のごみあるいは産業廃棄物になるわけでございます。そうなりますと自治体がこれを今度はどう管をしますと、こういう形になるんですが、環境省とその自治体、それと原子力発電所、この三つの関係はどういうことになるんでしょうか、御説明ください。

○政府参考人(南川秀樹君) まず、先ほど若干答弁が不足しましたが、私ども、経産省に対して必要な意見を述べるということで経産省に的確な対応をお願いしようと思っております。

その上でございまして、現地では実際に都道府県等が許可等をやるわけでございます。私ども、都道府県とは常に緊密に連絡取っておりますけれども、今回のクリアランスの制度の趣旨を徹底し、また途中の情報も適宜自治体にも示しながら、なおかつ一般の方にも示しながら、それが心配を引き起こすことのないようにしてまいります。

また、自治体においても、産廃業者等を経由する場合には当然ながらマニフェストなども残るわけでございます。そういう中で、その廃棄物がどのように扱われたか、リサイクルされたか、あるいは処理されたかも含めて、問題が残ることのないようにいたします。

いような処理をしまいたいと考えております。

○近藤正道君 終わります。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

午前中から午後にかけてのやり取りを伺っております。それは、アメリカの未来学者で社会学者でありますジョン・マックヘル、一九六七年に「未来の未来」という本を書いたんですが、その巻頭言、過去の未来は未来にあり、現在の未来は過去にあり、未来の未来は現在にある。正に、未来の未来は現在にある、その未来を審議している大切な本日の委員会だと思っております。そうした気構えて本日最後の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

午前中、加納先生からもお話がございましたけれども、新エネルギーに関しまして初めに伺ってまいります。

今日は、二〇三〇年、そして三百年後、三百年前、いろいろ年代の話が出ておりますが、私が申し上げますのは二一〇〇年でございます。二一〇〇年までの超長期エネルギー需給見通しが今年の三月、原子力委員会の原子力長期計画策定会議に提示されましたけれども、この資料によりますと、地球温暖化の防止ではCO₂の排出量を半分以上に抑えなければならぬとしておりまして、原子力は現状と同じ程度が必要であるとしております。一方で、新エネルギーにつきましては、太陽光それから風力など、新エネルギーの導入はCO₂の排出削減には非常に有効な手段であるが、経済性、供給安定性などの課題が存在するとしておりまして、新エネルギーの普及は限界があるのではないかとしております。まあ細かい数字もこの中に出ておるんですが、今日はあえて御紹介しません。

午前中の大臣の発言にもございましたように、政府としてこの新エネルギーをやっていくという強い表明は分かるんですが、今回のこの超長期の見通しによって新エネルギーの扱い、

今後どのようなふうになっていくのか、その辺から伺ってまいりたいと思います。お願いします。
○政府参考人(小平信因君) お答えを申し上げます。

ただいま先生から御指摘のございました二〇〇〇年の見通しでございますけれども、これは、原子力委員会の長期計画の策定が現在検討されておりますけれども、その中で資源エネルギー庁といたしまして、エネルギーは大変超長期の問題でございますので、二〇一〇年までを見通すというふうな需要の見通しになり、それに対応するに、今、省エネを含めどのような政策を講じていく必要があるかと、こういうことを大変、議論のたき台として提起をさせていただいたものでございます。

その中で、新エネルギーにつきましては、現時点で経済性の課題を有しますけれども、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策に資する貴重なエネルギーであるということで、これは今まであるいは現在遂行しておりますエネルギー政策と同様のことを述べておるわけでございます。

したがって、今後とも新エネルギーの推進につきましては様々な手段を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。具体的には、平成十七年度、新エネルギー関連予算は千六百六十六億円を計上いたしております。研究開発への支援、設備導入の補助を行っております。また、平成十四年に電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法によります電気事業者への新エネルギー利用の義務付け等を講じておるところでございます。

今後の見通しでございますけれども、二〇〇〇年の件につきましては先ほど申し上げたような位置付けのものでございますけれども、二〇三〇年のエネルギー需給展望におきましては、新エネルギー、二〇〇二年度実績で一・六%となっておりますものを、二〇一〇年度は約三%、二〇三〇年度で約七%というふうに伴びていくと見通しております。

今後とも、新エネルギーの導入拡大に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

以前の質問の機会にもお話をさせていただきまして、青森県の八戸市ではマイクログリッド、世界で初めての試験が行われています。それから、大臣の御出身、北海道、石狩市なんですけれども、こちらでは市民風車事業の費用出資の呼び掛け、これに全国から二か月で、必要事業費の四億円余りがあつたという間に、二か月の間に集まるなど、新エネルギーに対する市民レベルの関心高いものがありますし、動きもこの新エネルギーに関しましては活発になっていく。特に風力がいりんな形で動きがあると思います。市民出資事業の風力発電に関しましては、このほかにも、今年の三月現在なんです、北海道、青森、秋田など五か所が挙げられています。このうちの四か所に関しては、新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOでも一億円の補助金の交付を決めていると。

こうした国の動きはエネルギーの選択に非常に有り難いことだと思っておりますけれども、こうした市民レベル、今後予測がつかない部分で、いろいろな形で市民の新エネルギーに対する関心というものは高まっていく可能性もあるわけですが、この市民レベルの新エネルギーに対する積極的な取組を今後とも支援していくお考えはどうか、その辺を伺いたいんですが。

○政府参考人(小平信因君) ただいま御指摘ございましたように、一般市民の方々が主体となられてまして風力発電や太陽光発電の導入を行うケースが幾つか出てきております。こういう取組は新エネルギー導入のすそ野を広げ、また新たなビジネスモデルを構築する契機となり得るものでございまして、大変有意義なものと考えております。このため、経済産業省といたしましては、こうした取組を支援すべく、平成十二年度から市民レベルでの新エネルギー導入の取組を支援をいたしてお

ります。具体的には、ただいま先生から御指摘ございましたように、新エネルギー・産業技術総合開発機構を通じて、NPO等の非営利活動を行う民間団体に対して設備導入に係ります費用の補助を行っております。平成十六年度におきましては合計百六十五件、十五億二千六百万円の支援実績がございまして、風力発電十件、太陽光発電百十九件、太陽熱利用十二件等となっております。

経済産業省といたしましては、引き続きこうした市民レベルでの取組を支援し、新エネルギーの導入を図ってまいりたいと考えております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。
こうした動きがますます活発になってくるものだと思います。新エネルギーに対する市民レベルの動きが活発だというのは、そこに安全と安心、それから地球環境に対する啓蒙が進展してきている表れだと私はとらえておるんです。

そこで、こうした動きとともに大切なのは、将来も大きな役割を担うであろう原子力に対する安全性、そして信頼性について、今回の二法案を含めて核燃料サイクルなど国民的な理解が必要であると考えます。いろいろとお話しておりますけれども、あえて伺います。

老朽化した施設の高経年化対策などを含めまして、地方自治体や国民の理解を得るための方策、どのようにしていくのか、あえて伺います。
○政府参考人(松永和夫君) お答え申し上げます。

原子力発電所等の安全確保につきましては、法律にのっとりまして、事業者の取組につきましては検査等を通じて厳格にチェックをしていくことは当然大事でございますが、こうした活動について自治体あるいは国民に対して十分に説明をし、信頼を得ていくということが御指摘のとおり非常に大事だと思っております。

このため、原子力安全・保安院といたしましては、昨年の四月にこうした活動をミッションといたします課を設置をいたしまして、広報誌の発行、メールマガジンの発行、あるいは住民との直接対話の試みなどを開始をしているところでございます。

また、地元に対しましては積極的に御説明をするというところで、機会があることに大臣、副大臣、大臣政務官を始めといたしまして幹部が直接地元へ赴きまして説明や意見交換を行うというふうなことをやってきております。

御指摘の高経年化対策でございます。これは原子力安全規制上の非常に重要な課題でございますけれども、昨年の十二月から審議会に特別の検討委員会を設けまして審議を開始したところでございますけれども、この審議は公開で行い、また、二回は福井県、地元で開催をする、また、その資料等につきましては直ちにホームページ等に掲載をいたしまして、いろいろな形で情報提供に努めているところでございます。

今後とも、国といたしましては、特に原子力の安全についての透明性を確保し、信頼感を確保するという観点から一層積極的な情報発信、それから立地地域を中心とした地道な説明活動、これに最大限努めてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木陽悦君 私もマスコミ出身でございます。テレビ出身でございますので、多くの皆さんに広く知ってもらい、情報の共有、これは非常に大切なことだと思っておりますので、今後とも積極的な進めたいだきしたいと思います。

さて、安全性についてお話しただきましてけれども、このたびの兵庫県尼崎市のJ-R西日本の脱線事故を見ますと、日に日に国民の、いろんな事件が、次々に情報が出てくるにつれて国民の企業に対する信頼というものは残念ながら薄れていく一方ではないかと思えます。特に安全性に対する信頼、政策推進のキーワードと言っても過言ではないと思う原子力発電につきましても、同じくくりではちょっと表現できないかもしれませんが、公共の交通機関と同様に高いものでなければいけないと考えます。

去年の美浜原発の事故も企業の持つ体質が露呈した形になっていると私感しております。大臣は、常々、人材の育成が日本の将来を担うポイントとおっしゃっておりますが、私も同感でございます。その中には企業育成、最近よく使われます安全文化の醸成ということが非常に大切な点ではないかと思っております。そこで、大臣に企業の安全文化について御所見伺えればと思います。

○国務大臣(中川昭一) 今、鈴木委員御指摘のとおり、あの鉄道事故については今、事故究明、鋭意やられておられるわけで、まあいずれにしても百人以上の方が、通常の鉄道であれだけの方の人命が失われるというのはちょっと信じられないんですけれども、いずれにしても御冥福と一日も早い全容解明が必要だと思っております。

また、美浜につきましても、当委員会でも何回も御審議いただき、先日、報告書が出まして、その中でも安全文化の劣化ということが厳しく指摘されているところでございます。

いずれも日本を代表する企業でありますから、企業イメージといましようかブランド力というものがあるって、ブランドというものがあつて、あの会社は大丈夫だろう。まあ、空を飛んでいる会社も最近いろんな事故とか問題を起しているわけでありまして、やっぱり大丈夫だろうと。百キロで動くものに乗ったり、空を飛んだり、あるいはまた巨大なエネルギー施設、事故が起きないということは一〇〇%ない。しかし、事故を起こさないための最大限の努力をしているはずだということにこういう企業の信頼性あるいはブランド力、そして万が一のときには適時適切かつ全面的な対応、今、鈴木委員御指摘のような広報も含めて対策が求められるわけでございまして、緊張感、スピード感が必要だろうと思っておりますけれども、いずれもどうも欠けている、欠けていた。その結果、尊い人命が失われた、あるいはまた信用が損なわれていったということございまして、いずれにしても、大企業であろうが中小企業であろうが、あるいはどんな仕事であつても、そういうものは正に株式会社としての経営の根幹にかかわる問題であり、お客様、その他多くの関係者にとつても多大な御迷惑をお掛けすることであり、最大限の緊張感あるいは努力をしていかなければなりません。とりわけ巨大なエネルギー機関であります発電所については、こういうものが、もうこれでいいというものがないぐらいに緊張感をやつて、今後もやっていくことによつて初めて、地元を始め国民の御理解と、午前中から御審議いただいております当法案の核燃サイクルが回っていくための最低限の私は条件だろうというふうなことを考えております。

でも、そういうものは正に株式会社としての経営の根幹にかかわる問題であり、お客様、その他多くの関係者にとつても多大な御迷惑をお掛けすることであり、最大限の緊張感あるいは努力をしていかなければなりません。とりわけ巨大なエネルギー機関であります発電所については、こういうものが、もうこれでいいというものがないぐらいに緊張感をやつて、今後もやっていくことによつて初めて、地元を始め国民の御理解と、午前中から御審議いただいております当法案の核燃サイクルが回っていくための最低限の私は条件だろうというふうなことを考えております。

○鈴木陽悦君 大臣、ありがとうございます。それでは、多分、本日、これ最後の質問になると思いますが、使用済燃料の再処理積立金に関する法律案について伺つてまいります。

バックエンド事業に要する費用、十八・八兆円に及びます。このうち本法案の措置の対象となる費用、六ヶ所工場での再処理、これに伴い発生する使用済燃料についての再処理、これに伴い発生する廃棄物の処理費用などおよそ十二・六兆円ということなんです。これ、簡単に語れない莫大な費用でございます。資金管理の重要性を改めて感じます。

この費用が年度ごとに電気料金として回収されまして、積み立てられて、再処理が進むにつれて取り戻されていくということなんです。各年度ごとの積立額、取り戻し額はどの程度になるのか。また、最大の積立額はどの程度になるのか。さらに、取扱いの決まっていらない三・四万トン分は積立の対象外となっておりますけれども、いずれ処理費用が必要になるわけでございまして、その手当ては今後どのようにされるのか。まだ具体的な見積りでき上がっていないと伺つておりますけれども、方向性を含めて最後の質問、伺います。

○政府参考人(小平信因君) お答えを申し上げます。再処理等積立金の年度ごとの積立額等の具体的な数字でございますけれども、これは使用済燃料

の発生状況など様々な要因によつて変動いたしますので、正確な数字を申し上げるのは困難でございます。しかしながら、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会におきまして合理的であるというふうな判断をされました電気事業者が行いました試算を基に計算をいたしましたところ、電力会社全体の数字でございますけれども、まず積立額につきましましては、当面は毎年度二千五百億円でございまして、過去に発生しました使用済燃料に対応する積立額が終了しました後は毎年度千五百億程度になるものと見込まれております。また、これに加えまして、法律の施行から十五年以内のうちに、現在各電力会社に内部留保されております引当金が外部に積み替えられるということになるわけでございます。

次に、取り戻し額でございますけれども、毎年度二千億程度から三千億程度になるというふうに見込まれております。

さらに、積立額の残高でございますけれども、当面三兆円程度で推移をいたしまして、最大で約三・五兆円程度の残高になるところという見込みでございます。

次に、現時点におきまして取扱いが決まっていらない使用済燃料でございますけれども、我が国におきましては、中間貯蔵されました後の使用済燃料につきましては、中間貯蔵されまして再処理するということを基本方針としておるところでございます。しかしながら、このような当面は貯蔵し、将来再処理を行うこととなります使用済燃料につきましては、昨年十一月に取りまとめられました原子力委員会新計画策定会議の中間取りまとめにおきまして、六ヶ所再処理工場に続く施設につきましては二〇一〇年ごろから検討が開始されることとされております。現時点におきましては再処理等に要する費用の合理的な見積りができないわけでございます。

また、本法案に基づきます積立額につきましましては、発電コストの一部を成すということでございまして、電気料金として回収されることとなります。

すので、そのような合理的な見積りができない費用につきましては、積立を義務付けました場合には、需要家に対して適正性を欠く負担を強いることになる可能性がございます。したがいまして、当面貯蔵されます使用済燃料につきましましては、二〇一〇年ごろから検討が開始されることとなつております六ヶ所再処理工場に続く施設の建設計画が具体化し、再処理等に必要費用の合理的な見積りが可能となった段階で適切な検討を行った上で積立を行うことになるわけでございます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。まだ不確定要素があるということ、もつとこれから質問したい部分がございますけれども、後日の方に譲らせていただきます。本日の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(佐藤昭郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。午後三時十四分散会

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、中小業者への経営支援強化に関する請願
(第九五三三号)
一、中小業者への経営支援に関する請願(第九五六号)

第九五三三号 平成十七年四月十九日受理
中小業者への経営支援強化に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡朝倉町大字比良松三
一三〇一 仲山隆造 外二千二百五十一名

紹介議員 渕上 貞雄君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第九五六号 平成十七年四月十九日受理
中小業者への経営支援に関する請願
請願者 北九州市八幡東区前田一ノ七二

四 松田明日香 外二千三十二名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案

一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び管理のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「使用済燃料」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。)をいう。

2 この法律において「再処理」とは、使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

3 この法律において「分離有用物質」とは、再処理に伴い使用済燃料から分離された核燃料物質その他の有用物質をいう。

4 この法律において「再処理等」とは、次に掲げるものをいう。

一 再処理

二 次に掲げるものの処理、管理及び処分(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第十七号)第二条第二項に規定する最終処分を除く。)

イ 再処理に伴い使用済燃料から分離有用物質を分離した後に残存する物(以下「残存物」という。)

ロ 再処理に伴い使用済燃料、分離有用物質又は残存物によって汚染された物

三 再処理施設(原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。以下同じ。)の解体

四 前三号に掲げるもののほか、分離有用物質の貯蔵(再処理施設において行うものに限る。)その他の政令で定める行為

5 この法律において「特定実用発電用原子炉」とは、原子炉等規制法第二十三条第二項第八号に掲げる処分の方法として再処理する旨を記載して同条第一項の許可を受けた実用発電用原子炉をいう。

6 この法律において「特定実用発電用原子炉設置者」とは、特定実用発電用原子炉を設置している者をいう。

(使用済燃料再処理等積立金)

第三条 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣が第四項の規定により通知する額(第五項の変更の通知があつた場合は、その変更後の額)の金銭を使用済燃料再処理等積立金として積み立てなければならない。

2 使用済燃料再処理等積立金の積立ては、経済

産業省令で定めるところにより、第十条第一項に規定する資金管理法(次項及び第六条において単に「資金管理法」という。)にしなければならない。

3 使用済燃料再処理等積立金は、資金管理法が管理する。

4 使用済燃料再処理等積立金の額は、特定実用発電用原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生状況、再処理施設の再処理能力及び稼働状況(分離有用物質の発生状況を含む。)、再処理等に要する費用その他の事項を基礎とし、経済産業省令で定める基準に従い、特定実用発電用原子炉設置者ごとに経済産業大臣が算定して通知する額とする。

5 経済産業大臣は、使用済燃料の発生の状況の著しい変化その他著しい事情の変更があると認めるときは、前項の額の変更を通知することができる。

6 経済産業大臣は、第四項の規定により通知する場合において必要があると認めるときは、併せて、特定実用発電用原子炉設置者であつた者に対して、その者が現に積み立てている使用済燃料再処理等積立金の額、再処理等に要する費用その他の事情を勘案して、使用済燃料再処理等積立金として追加して積み立てるべき金額を通知することができる。

7 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、その通知された額の金銭を使用済燃料再処理等積立金として積み立てなければならない。

(再処理事業者等の届出)

第四条 原子炉等規制法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者及び第二条第四項第二号に掲げる行為を業として行う者(経済産業省令で定める者を除く。以下「再処理事業者等」という。)は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の稼働状況、再処理等の実施に関する計画、再処理等に要する費用その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届

け出なければならない。その届け出た事項に変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)が生じたときも、同様とする。

(特定実用発電用原子炉設置者の届出)

第五条 特定実用発電用原子炉設置者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その者に係る特定実用発電用原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生の状況、再処理等の実施に関する計画、再処理等に要する費用その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)が生じたときも、同様とする。

(利息)

第六条 資金管理法は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料再処理等積立金に利息を付さなければならない。

(取戻し)

第七条 特定実用発電用原子炉設置者等(特定実用発電用原子炉設置者及び特定実用発電用原子炉設置者であつた者をいう。以下同じ。)は、再処理等の実施に要する費用に充てる場合その他使用済燃料再処理等積立金を積み立てておく必要がないものとして経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、次項の規定により承認を受けた計画に従つて使用済燃料再処理等積立金を取り戻すことができる。

2 特定実用発電用原子炉設置者等は、使用済燃料再処理等積立金を取り戻そうとするときは、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(承継)

第八条 特定実用発電用原子炉設置者等について相統又は合併があつたときは、当該特定実用発電用原子炉設置者等が積み立てた使用済燃料再

処理等積立金は、当該特定実用発電用原子炉設置者等の相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が積み立てたものとみなす。

2 特定実用発電用原子炉設置者から他の特定実用発電用原子炉設置者に対する使用済燃料の譲渡があつたときは、当該特定実用発電用原子炉設置者が積み立てた当該使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金は、当該他の特定実用発電用原子炉設置者が積み立てたものとみなす。

3 前項の規定は、特定実用発電用原子炉設置者であつた者から特定実用発電用原子炉設置者に対する使用済燃料の譲渡があつた場合に準用する。

(経済産業省令への委任)

第九條 第三條及び第六條から前條までに定めるもののほか、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び取戻しに関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(指定等)

第十條 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次項に規定する業務(以下「資金管理業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、資金管理法として指定することができる。

一 資金管理業務を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が、資金管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 資金管理業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて資金管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第十八條第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 資金管理法は、次に掲げる業務を行うものとする。
一 使用済燃料再処理等積立金の管理を行うこと。

二 使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関し、取り戻された使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額が確実に再処理等に要する費用に支出されることを確認すること。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

4 資金管理法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(資金管理業務規程)

第十一條 資金管理法人は、資金管理業務の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について資金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一 資金管理業務の実施方法が適正かつ明確に

定められていること。
二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 特定実用発電用原子炉設置者等の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした資金管理業務規程が資金管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その資金管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十二條 資金管理法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、資金管理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 資金管理法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、資金管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第十三條 資金管理法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、資金管理業務の一部を休止し、又は廃止してはならない。

(使用済燃料再処理等積立金の運用)

第十四條 資金管理法人は、次の方法によるほか、使用済燃料再処理等積立金を運用してはならない。

一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等)に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。への金銭信託

2 資金管理法人は、使用済燃料再処理等積立金に係る経理を、経済産業省令で定めるところにより、一般の経理と区分し、使用済燃料再処理

等積立金を積み立てた特定実用発電用原子炉設置者等ごとに、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(帳簿)

第十五條 資金管理法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、資金管理業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(解任命令)

第十六條 経済産業大臣は、資金管理法人の役員が、この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分違反したとき、第十一条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、資金管理法人に對して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第十七條 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要限度において、資金管理法人に對し、資金管理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十八條 経済産業大臣は、資金管理法が次の各号のいずれかに該当するときは、第十条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 資金管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分違反したとき、又は第十一条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらないで資金管理業務を行ったとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定の取消しが行われた

場合において、特定実用発電用原子炉設置者等が当該指定を取り消された法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金がなお存するときは、当該指定を取り消された法人は、経済産業大臣が第十條第一項の規定により新たに指定する資金管理法人に当該積立金を速やかに引き渡さなければならぬ。

4 経済産業大臣は、前項の規定により使用済燃料再処理等積立金を引き渡すべき新たな資金管理法人を指定したときは、その旨を関係する特定実用発電用原子炉設置者等に通知しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十九條 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定実用発電用原子炉設置者等及び再処理事業者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、特定実用発電用原子炉設置者等及び再処理事業者等の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、資金管理法人に対し、資金管理業務の状況若しくは資産に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、資金管理法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

第二十條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十一條 第三條第一項又は第七項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條又は第五條の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第七條第二項の承認を受けずに使用済燃料再処理等積立金を取り戻した者

三 第十九條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十三條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした資金管理法人の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條の許可を受けずに資金管理業務の全部を廃止したとき

二 第十五條の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき

三 第十九條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

四 第十九條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十一條 三億円以下の罰金刑

二 第二十二條 一億円以下の罰金刑

附則

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四條、第五條、第十九條第一項、第三項及び第四項、第二十二條第一号、第三号及び第四号、第二十四條第二号並びに次条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第二條 第十條第一項の規定による指定及びこれに關して必要な手続その他の行為(資金管理業務規程の認可を含む。)は、この法律の施行前においても、同条及び第十一條の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

第三條 第三條第一項の規定により毎年度積み立てるべき使用済燃料再処理等積立金のほか、この法律の施行の際現にその特定実用発電用原子炉の運転の開始の日からこの法律の施行の日の前日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料がある特定実用発電用原子炉設置者は、当該使用済燃料の再処理等に要する費用に充てるため、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣が第五項において準用する同条第四項の規定により通知する額の金銭を資金管理法人に積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てられた金銭は、第三條第一項の使用済燃料再処理等積立金として積み立てられたものとみなす。

3 第一項の規定による積み立て(この法律の施行の日の属する年度の開始の日からこの法律の施行の日の前日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理等に要する費用に相当するものとして経済産業省令で定める金額に係るものを除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、この法律の施行の日の属する年度から十五年目の年度までの各年度に均等に分割して行うものとする。ただし、再処理等の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められる場合において、経済産業省令で定めるところにより、

経済産業大臣の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、分割して行うことができる。

4 前項の経済産業省令で定める金額に係る第一項の規定による積み立ては、経済産業省令で定めるところにより、この法律の施行の日の属する年度において行うものとする。

5 第三條第四項の規定は、第一項の規定により積み立てるべき積立金に準用する。この場合において、同条第四項中「特定実用発電用原子炉の運転」とあるのは、「その運転の開始の日からこの法律の施行の日の前日までの間における特定実用発電用原子炉の運転」と読み替へるものとする。

(罰則)

第四條 前条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

(政令への委任)

第五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律案
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の五」を「第十二条の七」に、「第二十二條の七」を「第二十二條の九」に、「第四十三條の三」を「第四十三條の四」に、「第四十三條の二十六」を「第四十三條の二十八」に、「第五十一條の二十四」を「第五十一條の二十六」に、「第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制(第五十二條―第六十一條の二)」を「第五章の三 核燃料物質等の使用等に関する規制(第五十二條―第六十一條の二)」を「第六章 原子力事業者等に関する規制等(第五十八條―第六十一條の二)」に、「第六十一條の九の二」を「第六十一條の九の四」に改める。

第十條第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第十一條の三第二項」を「第十一條の二第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第十二條の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止したとき。

第十條第二項第十二号中「第六十二條第一項」を「第六十二條の二第一項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第五十九條の三第二項」を「第五十九條の二第二項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第五十九條の二第二項」を「第五十九條第二項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第五十八條の二第二項」を「第五十八條第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 第十二條の六第二項の規定に違反したとき。

第十一條の二を削り、第十一條の三を第十一條の二とする。

第十二條の二第一項中「第十一條の三第一項」を「第十一條の二第一項」に改め、同条に次の四項を加える。

5 製錬事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、経済産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

らない。

6 前項の検査に当たつては、経済産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて経済産業省令で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十二條の三第一項中「第十一條の三第一項」を「第十一條の二第一項」に改める。

第二章中第十二條の五の次に次の二條を加える。

(事業の廃止に伴う措置)

第十二條の六 製錬事業者は、その事業を廃止しようとするときは、製錬施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 製錬事業者は、前項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係る廃止措置計画が経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

5 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画について第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

散し、若しくは死亡した場合において、第八條第一項若しくは第九條第一項の規定による承継がなかつたときは、旧製錬事業者等(第十條の規定により指定を取り消された製錬事業者又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八條第一項若しくは第九條第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第十一條から第十二條の五までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお製錬事業者とみなす。

2 旧製錬事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第十條の規定により製錬事業者としての指定を取り消された日又は製錬事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧製錬事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

5 経済産業大臣は、第二項及び前項の認可の申請に係る廃止措置計画が前条第四項の経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときは、第二項及び前項の認可をしなければならない。

6 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画について第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

7 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画(第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後の

き、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 製錬事業者は、前項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係る廃止措置計画が経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

5 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画について第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画(第三項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて廃止措置を講じなければならない。

7 経済産業大臣は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製錬事業者に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができ。

8 製錬事業者は、廃止措置が終了したときは、その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

9 製錬事業者が前項の規定による確認を受けたときは、第三條第一項の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等に伴う措置)

第十二條の七 製錬事業者が第十條の規定により指定を取り消されたとき、又は製錬事業者が解

散し、若しくは死亡した場合において、第八條第一項若しくは第九條第一項の規定による承継がなかつたときは、旧製錬事業者等(第十條の規定により指定を取り消された製錬事業者又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八條第一項若しくは第九條第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第十一條から第十二條の五までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお製錬事業者とみなす。

2 旧製錬事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第十條の規定により製錬事業者としての指定を取り消された日又は製錬事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧製錬事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

ものに従つて廃止措置を講じなければならない。

8 経済産業大臣は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた旧製錬事業者等に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

9 旧製錬事業者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が前条第八項の経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

第十六条の二第二項中「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

4 加工事業者は、第一項の認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第十六条の三第二項第一号中「前条」を「前条第一項」に改め、「方法」の下に「(同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)」を加える。

第十六条の五第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二十二條の八第二項の認可を受けた場合(経済産業省令で定める場合を除く)は、この限りでない。

第二十条第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号中「第六十二條第一項」を「第六十二條の二第一項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五十九條の三第二項」を「第五十九條の二第二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五十九條の二第二項」を「第五十九條第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第五十八條の二第二項」を「第五十八條第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次

に次の二号を加える。

十一 第二十二條の八第一項の規定に違反して加工の事業を廃止したとき。

十二 第二十二條の八第二項の規定に違反したとき。

第二十二條第六項中「第二十二條第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第二十二條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第二十二條第六項において準用する第六項」を、「第二十二條第五項」に改める。

第二十二條の二を削り、第二十二條の二を第二十二條の二とする。

第二十二條の六第二項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「前項」を「前項に改め、(ついで)の下に、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査についてを加え、これらの規定」を「同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の六第一項」と、同条第三項から第五項までの規定に、「加工事業者」を「加工事業者」に改める。

第三章中第二十二條の七の次に次の二条を加える。

(事業の廃止に伴う措置)

第二十二條の八 加工事業者は、その事業を廃止しようとするときは、加工施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という)を講じなければならない。

2 加工事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、加工事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とある

のは「第二十二條の八第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第二十二條の八第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第二十二條の八第二項」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第十三條第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第二十二條の九 加工事業者が第二十條の規定により許可を取り消されたとき、又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八條第一項若しくは第十九條第一項の規定による承継がなかつたときは、旧加工事業者等(第二十條の規定により許可を取り消された加工事業者又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八條第一項若しくは第十九條第一項の規定による承継がなかつたとき)の清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。は、第十六條の五、第二十一條から第二十二條の二まで及び第二十二條の四から第二十二條の七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)の適用については、第五項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお加工事業者とみなす。

2 旧加工事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第二十條の規定により加工事業者としての許可を取り消された日又は加工事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧加工事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第一項の規定により加工事業者とみなされた旧加工事業者等が第二項の認可を受けた場合(経済産業省令で定める場合を除く)には、第十六條の五の規定は、適用しない。

5 第十二條の七第四項から第九項までの規定は、旧加工事業者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二

項」とあるのは「第二十二條の九第二項」と読み替へるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第二十二條の八第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第二十二條の八第三項において準用する前条第八項」と読み替へるものとする。

第二十七條第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

4 原子炉設置者は、第一項の認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第二十八條第二項第一号中「前条」を「前条第一項」に改め、「方法」の下に「(同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)」を加える。

第二十九條第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四十三條の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、主務省令で定める場合を除き、この限りでない。

第三十條に次のただし書を加える。

ただし、第四十三條の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、この限りでない。

第三十三條第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第十七号を同項第二十号とし、同項第十六号の二を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号中「第六十二條第一項」を「第六十二條の二第一項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五十九條の三第二項」を「第五十九條の二第二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五十九條の二第二項」を「第五十九條第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第五十八條の二第二項」を「第五十八條第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次

十一 第四十三條の三の二第二項の規定に違反して原子炉を廃止したとき。

十二 第四十三條の三の二第二項の規定に違反したとき。

第三十三條第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第十一号、第十二号又は第十七号」を「第十三号、第十四号又は第二十号」に改め、同項第三号中「第六十二條第一項」を「第六十二條の二第二項」に改める。

第三十七條第六項中「同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第三十七條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第三十七條第六項において準用する第六項」とを削る。

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

第三十九條第五項中「又はを、及び」に、「第六十五條第二項」を「第四十三條の三の二第三項」に改める。

第四十三條の二第二項を次のように改める。

2 第十二條の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と、「前項」とあるのは「第四十三條の二第二項」と、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第四項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第五項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七條第一項に規定する主務省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と、同条第七項中「経済産業省令」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務省令」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第二十三條第一項の許可は、第四十三條の三の二第二項の認可に係る原子炉について」と読み替えるものとする。

えるものとする。

第四章中第四十三條の三の次に次の三條を加える。

(原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三條の三の二 原子炉設置者は、原子炉を廃止しようとするときは、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の主務省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と読み替えるほか、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三條の三の二第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七條第一項に規定する主務省令」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三條の三の二第二項及び前項」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七條第一項に規定する主務省令」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の二第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七條第一項に規定する主務省令」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は原子炉」と、同条第八項中「経済産業省令」とあるのは「第二十七條第一項に規定する主務省令」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第二十三條第一項の許可は、第四十三條の三の二第二項の認可に係る原子炉について」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第四十三條の三の三 原子炉設置者が第三十三條第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一條第一項若しくは第三十二條第一項の規定による承継がなかつたときは、旧原子炉設置者等(第三十三條第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消された原子炉設置者又は原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一條第一項若しくは第三十二條第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第二十九條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條、第四十條及び第四十二條から第四十三條の三までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお原子炉設置者とみなす。

2 旧原子炉設置者等は、主務省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第三十三條第一項若しくは第二項の規定により原子炉設置者としての許可を取り消された日又は原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から主務省令で定める期間内に主務大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二條の七第四項から第九項までの規定は旧原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の二第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七條第一項に規定する主務省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と読み替えるほか、第十二條の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三條の

三の二第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は原子炉」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三條の三の二第三項において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三條の三の二第一項」と、「加工事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「第十六條の五」とあるのは「第二十九條」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第四十三條の三の四 外国原子力船運航者についての原子炉の廃止又は外国原子力船運航者の第三十三條第三項の規定による許可の取消しの場合については、政令で、外国原子力船運航者が講ずべき原子炉の廃止等に伴う核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のための措置に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の規定による政令には、必要な罰則を設けることができる。

3 前項の罰則に規定することができる罰は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はこれらの併科とする。

第四十三條の四第一項中「第六十六條第三項及び第七十七條第六号の二」を「第七十七條第六号の二及び第七十八條第十六号の二」に、「再処理事業者」を「第四十四條第一項の指定を受けた者に、再処理施設又は同条第二項第七号を「第四十四條第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二條第二項第七号」に改める。

第四十三條の八第一項中「次項及び第三項を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。
4 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
第四十三條の九第二項第一号中「前条」を「前条

第一項に改め、「方法」の下に「(同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のものを)を加える。」
第四十三条の十一第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合(経済産業省令で定める場合を除く。)は、この限りでない。

第四十三条の十三に次のただし書を加える。

ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

第四十三条の十六第二項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号中「第六十二条第一項」を「第六十二条の二第一項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五十九条の三第二項」を「第五十九条の二第二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五十九条の二第二項」を「第五十九条第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第五十八条の二第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止したとき。

十二 第四十三条の二十七第二項の規定に違反したとき。

第四十三条の二十六第六項中「第四十三条の二十五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第四十三条の二十六第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第四十三条の二十六第六項において準用する第六項」と、「第四十三条の二十五項」に改める。
第四十三条の二十一を次のように改める。
第四十三条の二十一 削除
第四十三条の二十五第二項中「から第四項まで」

を「から第五項まで」に、「前項」を「前項」に改め、「ついで」の下に「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を加え、「これらの規定」を「同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の二十五第一項」と、同条第三項から第五項までの規定」に、「使用済燃料貯蔵事業者」を「使用済燃料貯蔵事業者」に改める。

第四章の二中第四十三条の二十六の次に次の二条を加える。

(事業の廃止に伴う措置)
第四十三条の二十七 使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を廃止しようとするときは、使用済燃料貯蔵施設の解体、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項」と、同条第七項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の四第一項の許可」と読み替えるものとする。(許可の取消し等に伴う措置)

第四十三条の二十八 使用済燃料貯蔵事業者が第四十三条の十六の規定により許可を取り消されたとき、又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、

若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用済燃料貯蔵事業者等(第四十三条の十六の規定により許可を取り消された使用済燃料貯蔵事業者又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第四十三条の十一、第四十三条の十七から第四十三条の二十まで及び第四十三条の二十二から第四十三条の二十六までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用済燃料貯蔵事業者とみなす。

2 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の二十八第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の二十七第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の二十七

第三項において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の二十八第一項」と、「加工事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と、「第十六条の五」とあるのは「第四十三条の十一」と読み替えるものとする。

第四十五条第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

4 再処理事業者は、第一項の認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第四十六条第二項第一号中「前条」を「前条第一項」に改め、「方法」の下に「(同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のものを)を加える。」
第四十六条の二の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合(経済産業省令で定める場合を除く。)は、この限りでない。

第四十六條の四に次のただし書を加える。

ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

第四十六條の七第二項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第五号中「第五十條の三第二項」を「第五十條の二第二項」に改め、同項第六号中「第五十條の四第一項」を「第五十條の三第二項」に改め、同項第七号及び第八号中「第五十條の四第二項」を「第五十條の三第二項」に改め、同項第九号中「第五十一條第一項」を「第五十條の四第一項」に改め、同項第十号中「第五十一條第二項」を「第五十條の四第二項」に改め、同項第十六号を同項第十八号とし、同項第十五号中「第六十二條第一項」を「第六十二條の二第一項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同項

第十三号中「第五十九条の第三項」を「第五十九条の第二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五十九条の第二項」を「第五十九条第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第五十八条の第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 第五十条の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止したとき。

十二 第五十条の五第二項の規定に違反したとき。

第五十条第六項中「第五十条第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十条第六項において準用する第六項」を、「第五十条第五項」に改める。

第五十条の二を削る。

第五十条の三第二項中「第二十二條の二の第二項」を「第二十二條の第二項」に改め、同条を第五十条の二とする。

第五十条の四第二項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「前項」を「前項」に改め、「ついで」の下に、「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を加え、「これらの規定」を「同条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の三第一項」と、同条第三項から第五項までの規定に、「再処理事業者」を「再処理事業者」に改め、同条を第五十条の三とする。

第五十一条を第五十条の四とし、第五章中同条の次に次の二条を加える。

(事業の廃止に伴う措置)

第五十条の五 再処理事業者は、その事業を廃止しようとするときは、再処理施設の解体、その保有する使用済燃料又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の廃棄その他の経済産

業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 再処理事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、再処理事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十条の五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、同条第七項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「第三條第一項」とあるのは「第四十四條第一項」と読み替えるものとする。

(指定の取消し等に伴う措置)

第五十一条 再処理事業者が第四十六条の七の規定により指定を取り消されたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは、旧再処理事業者等(第四十六条の七の規定により指定を取り消された再処理事業者又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたとき)の清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下(同じ)は、第四十六条の二の二及び第四十七条から第五十条の四までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお再処理事業者とみなす。

2 旧再処理事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十六条の七の規定により再処理事業者としての指定を取り消された日又は再処理事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧再処理事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧再処理事業者等の廃止措置について、第十二条の九第四項の規定は旧再処理事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十一条第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十一条第一項」と、「加工事業者」とあるのは「再処理事業者」と、「第十六條の五」とあるのは「第四十六條の二の二」と読み替えるものとする。

第五十一条の二第二項第二号中「第六十一条の二の二第六項に規定する海洋投棄」を削る。

第五十一条の七第一項中「次項及び第三項」を「以下この条に改め、同条に次の一項を加える。」

4 廃棄物管理事業者は、第一項の認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第五十一条の八第二項第一号中「前条」を「前条第一項」に改め、「方法」の下に「(同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)」を加える。

第五十一条の十第一項に次のただし書を加える。

ただし、第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合(経済産業省令で定める場合を除く。)は、この限りでない。

第五十一条の十四第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「二」を「いずれかに」に改め、同項第十八号を同項第二十号とし、同項第十七号を同項第十九号とし、同項第十六号中「第六十二條第一項」を「第六十二條の二第一項」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十五号を同項第十七号とし、同項第十四号中「第五十九條の三第二項」を「第五十九條の二第二項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五十九條の二第二項」を「第五十九條第二項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五十八條の二第二項」を「第五十八條第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の次に次の二号を加える。

十二 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。

十三 第五十一条の二十五第二項の規定に違反したとき。

第五十一条の十八第七項中「第五十一条の十六項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する第六項」を、「第五十一条の十八第六項」に改める。

第五十一条の二十三第二項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「前項」を「前項」に改め、「ついで」の下に「同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について」を加え、「これらの規定」を「同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十三第一項」と、同条第三項から第五項までの規定に、「廃棄物管理事業者」を「廃棄物管理事業者」に改める。

第五章の二中第五十一条の二十四の次に次の二

条を加える。

(事業の廃止に伴う措置)

第五十一条の二十五 廃棄事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 廃棄事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、廃棄事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十一条の二第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第五十一条の二十六 廃棄事業者が第五十一条の十四の規定により許可を取り消されたとき、又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第一項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承継がなかつたときは、旧廃棄事業者等(第五十一条の十四の規定により許可を取り消された廃棄事業者又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第一項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第五十一条の十、第五十一条の十五から第五十一条の十八まで及び第五十

一条の二十から第五十一条の二十四までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお廃棄事業者とみなす。

2 旧廃棄事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧廃棄事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧廃棄事業者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧廃棄事業者等(廃棄物管理事業者に係る者に限る。)について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十一条の二十六第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十一条の二十五第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十一条の二十五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十一条の二十六第一項」と、「加工事業者」とあるのは「廃棄物管理事業者」と、「第十六条の五」とあるのは「第五十一条の十」と読み替えるものとする。

第六章の章名を削る。

第五十二条の前に次の章名を付する。

第五章の三 核燃料物質等の使用等に関する規制

第五十六条中「各号の一にを」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「一にを」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第五十八條又は第五十九條」を「第五十七條の四又は第五十七條の五」に改め、同条第十一号を次のように改める。

十一 第五十七條の六第一項の規定に違反して核燃料物質のすべての使用を廃止したとき。第五十六條第十八号を同条第十九号とし、同条第十七号を同条第十八号とし、同条第十六号中「第六十二條第一項を」を「第六十二條の二第一項に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号中「第五十九條の三第二項」を「第五十九條の二第二項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「第五十九條の二第二項」を「第五十九條第二項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第五十八條の二第二項」を「第五十八條第二項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第五十七條の六第二項の規定に違反したとき。

第五十六條の三第六項中「同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十六條の三第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十六條の三第六項において準用する第六項」とを削る。

2 第十二條の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する。この場合において、同条第五項の検査について準用する。この場合においては「文部科学大臣」と、「前項」とあるのは「第五十七條の二第一項」と、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、同条第四項中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、同条第五項中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と読み替えるものとする。

次の四条及び章名を加える。

(運搬の基準)

第五十七條の五 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬(使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。)について、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

(使用の廃止に伴う措置)

第五十七條の六 使用者は、核燃料物質のすべての使用を廃止しようとするときは、使用施設等の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の文部科学省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 使用者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるほか、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十七條の六第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七條の六第二項及び前項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第五十七條の六第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第五十七條の六第二項」と、同条第八項中「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十二條第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第五十七条の七 使用者が第五十六条の規定により許可を取り消されたとき、又は使用者が解散し、若しくは死亡したときは、旧使用者等(同条の規定により許可を取り消された使用者又は使用者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第五十六条の二から第五十七条の五までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用者とみなす。

2 旧使用者等は、文部科学省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第五十六条の規定により使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に文部科学大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧使用者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。

この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十七條の七第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十七條の六第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十七條の六第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

(核原料物質の使用の届出等)

第五十七條の八 核原料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 製錬事業者が核原料物質を製錬の事業の用に供する場合

二 第六十一条の三第一項の許可を受けた者が国際規制物質である核原料物質を当該許可を受けた使用の目的に使用する場合

三 放射能濃度又は含有するウラン若しくはトリウムの数量が政令で定める限度を超えない核原料物質を使用する場合

2 前項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的及び方法

三 核原料物質の種類

四 使用の場所

五 予定使用期間及び年間(予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間)の予定使用量

六 核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要

3 第一項の規定による届出をした者(以下「核原料物質使用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、文部科学大臣に届け出なければならない。

4 核原料物質を使用する者は、核原料物質の使用(第一項第一号又は第三号に該当する使用を除く。次項において同じ。)については、文部科学省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

5 文部科学大臣は、核原料物質の使用について前項の基準に適合していないと認めるときは、当該核原料物質を使用する者に對し、その基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。

6 核原料物質使用者は、文部科学省令で定めるところにより、核原料物質の使用に関し文部科学省令で定める事項を記録し、これをその工場

又は事業所に備えて置かなければならない。

7 核原料物質使用者は、当該届出に係る核原料物質のすべての使用を廃止したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

8 核原料物質使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

第六章 原子力事業者等に関する規制等

第五十八條の二第一項中「使用者」を削り、「及び廃棄事業者(以下この条において「使用者等」とを「廃棄事業者及び使用者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」とに改め、「使用施設等」を削り、「又は廃棄物理施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等」に、第五十九條の二第一項、第五十九條の三第一項及び第六十六條第二項を「次条第一項、第五十九條の二第一項及び第六十一條の二第一項」に、「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「廃棄事業者」の下に「(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)」を加え、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 使用者(旧使用者等を含む。以下この号において同じ。及び使用者から運搬を委託され

た者 文部科学大臣

第五十九條の二第一項第三号中「原子炉設置者及び」を「原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。及び」に改め、同条第二項中「使用者等」を「原子力事業者等」に、「前項各号」を「同項各号」に改め、同条第三項から第五項まで及び第八項から第十項までの規定中「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同条を第五十九條とする。

第五十九條の三第一項中「使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(以下この条において「使用者等」という。)」を「原子力事業者等」に、「使用者等」という。を「原子力事業者等」に改め、同条第二項中「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同条を第五十九條の二とする。

第六十條第一項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者」を「原子力事業者等(外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者及び廃棄事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。を除く。))に改め、同項第一号中「再処理事業者」の下に「(旧製錬事業者等、旧加工事業者等又は旧再処理事業者等

者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下この条において「使用者等」という。))を「原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。))に、「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「廃棄事業者及び」を「及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。及び」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 使用者(旧使用者等を含む。以下この号において同じ。及び使用者から運搬を委託され

た者 文部科学大臣

第五十九條の二第一項第三号中「原子炉設置者及び」を「原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。及び」に改め、同条第二項中「使用者等」を「原子力事業者等」に、「前項各号」を「同項各号」に改め、同条第三項から第五項まで及び第八項から第十項までの規定中「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同条を第五十九條とする。

第六十條第一項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者」を「原子力事業者等(外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者及び廃棄事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。を除く。))に改め、同項第一号中「再処理事業者」の下に「(旧製錬事業者等、旧加工事業者等又は旧再処理事業者等

者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下この条において「使用者等」という。))を「原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。))に、「使用者等」を「原子力事業者等」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「廃棄事業者及び」を「及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。及び」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

を含む。』を加え、同項第二号中「使用者」の下に「(旧使用者等を含む。)」を加え、同項第三号中「原子炉設置者」の下に「(旧原子炉設置者等を含む。)」を加える。

第六十一条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第九号中「第六十六条第一項の規定に基づく主務省令で定めるところにより、」を「旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等が、第十二条の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の七第二項の認可を受けた廃止措置計画(第十二條の七第四項又は第六項(これらの規定を第二十二條の九第四項、第四十三條の三の三第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。))の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの(に従つて)に改める。

第六十一条の二を次のように改める。
(放射能濃度についての確認等)

第六十一条の二 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣(以下この条において「主務大臣」という。))の発する命令をいう。以下この条において同じ。で定める基準を超えないことについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の確認を受けることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。 経済産業大臣
二 使用者(旧使用者等を含む。 文部科学大臣

三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。 第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣
四 外国原子力船運航者 国土交通大臣

2 前項の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところによりあらかじめ主務大臣の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定により主務大臣の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

4 経済産業大臣は、製錬事業者、加工事業者、特定原子炉設置者(原子炉設置者のうち実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係る者をいう。以下この項において同じ。)、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等(特定原子炉設置者に係る者に限る。))、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。に係る第一項の確認に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

5 機構は、前項の規定により確認に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

第六十一条の二の二を削る。
第六十一条の三第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者

等が第十二條の七第九項(第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第五十一條第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。))の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用する場合第六十一条の三第三項中「第六十一条の二第二項第六号を」第五十七條の八第二項第六号に改め、同条第四項中「第一項各号の一」を「第一項第一号から第五号までのいずれかに」に改め、同条に次の三項を加える。

7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、文部科学省令で定めるところにより、第十条若しくは第四十六條の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三條第一項若しくは第二項若しくは第五十六條の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

8 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、第四十三條の二十八第四項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において国際規制物資を貯蔵する場合には、文部科学省令で定めるところにより、第四十三條の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される貯蔵の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

9 旧廃棄事業者等は、第五十一條の二十六第四項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において国際規制

物資を廃棄する場合には、文部科学省令で定めるところにより、第五十一條の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その廃棄する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

第六十一条の六中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「二」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第六十二條第二項」を「第六十二條の二第二項」に改める。

第六十一条の七中「使用済燃料貯蔵事業者及び」を「使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下この条において同じ。及び)」に、「廃棄事業者を」を「廃棄事業者(旧廃棄事業者等を含む。以下この条において同じ。及び)」を含む。以下この条において同じ。及び」及び第六十八條第十五項から第十八項までを、第六十七條第一項、第六十八條第十五項から第十八項まで、第七十八條第二十九号及び第八十條第十号に、「及び第七十一條第二項」を、「第七十一條第二項及び第七十二條第三項」に改める。

第六十一条の八第一項中「一」を「いずれかに」に、「及び第六項」を「第六項、第八項及び第九項」に改める。

第六十一条の九の二第二項中「書類」を「届出書」に改め、同条に次の二項を加える。
4 国際特定活動実施者は、当該届出に係るすべての国際特定活動を終えたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

5 国際特定活動実施者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

第六章の二第一節第六十一条の九の二を第六

十一條の九の四とし、第六十一條の九の次に次の二條を加える。

(使用の廃止等の届出)

第六十一條の九の二 國際規制物資使用者は、國際規制物資のすべての使用を廃止したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第六十一條の三第一項の許可は、その効力を失う。

3 國際規制物資使用者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(使用の廃止等に伴う措置)

第六十一條の九の三 舊國際規制物資使用者等(第六十一條の六の規定により許可を取り消された國際規制物資使用者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならない者をいう。次項において同じ。)は、文部科学省令で定めるところにより、國際規制物資を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

2 舊國際規制物資使用者等は、第六十一條の六の規定により國際規制物資使用者としての許可を取り消された日、國際規制物資のすべての使用を廃止した日又は國際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、前項の規定により講じた措置を文部科学大臣に報告しなければならない。

第六十一條の二十三の十六中「一」を「いずれかに」に改め、同条第六号中「第六十二條第一項」を「第六十二條の二第一項」に改める。

第六十一條の二十五及び第六十一條の二十六を次のように改める。

(機構の行う廃棄確認)

第六十一條の二十五 經濟産業大臣は、機構に、第五十一條の六第二項及び第五十八條第二項の

確認(同条第一項第一号及び第三号(実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。))を行わせるものとする。

2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、第五十八條第二項の確認(同条第一項第二号及び第三号(第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。))を行わせることができる。

(機構の行う運搬物確認)

第六十一條の二十六 經濟産業大臣は、機構に、承認容器による運搬物に係る第五十九條第二項の確認(同条第一項第一号及び第三号(実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。))を行わせるものとする。

2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、承認容器による運搬物に係る第五十九條第二項の確認(同条第一項第二号及び第三号(第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。))を行わせることができる。

3 前二項の規定による機構の確認は、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限るものとする。

第六十一條の二十七中「第五十九條の二第二項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))」を「第五十九條第二項」に改める。

第六十二條を第六十二條の二とし、第七章中同条の前に次の一條を加える。

(海洋投棄の制限)

第六十二條 核原料物質若しくは核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、海洋投棄をしてはならない。ただし、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構造物の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項において「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構造物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構造物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構造物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構造物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構造物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構造物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。

(主務大臣等への報告)

第六十二條の三 原子力事業者等(核原料物質使用者を含む。以下この条において同じ。)は、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物処理施設若しくは廃棄物管理施設、使用施設等又は核原料物質の使用に係る施設(以下この条において「製錬施設等」という。)に関し人の障害が発生した事故(人の障害が発生するおそれのある事故を含む。)、製錬施設等の故障その他の主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣(以下この条において「主務大臣」という。))の発する命令第五十九條第五項の規定による届出をした場合については、内閣府令をいう。以下この条において同じ。)で定める事象が生じたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、事象の状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣(同項の規定による届出をした場合については、都道府県公安委員会)に報告しなければならない。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)

二 經濟産業大臣(第五十九條第一項に規定する運搬に係る場合にあつては經濟産業大臣及び国土交通大臣、船舶又は

航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)

二 使用者(旧使用者等を含む。)

(原子炉設置者等を含む。)

三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。)

四 外國原子力船運航者 国土交通大臣

五 核原料物質使用者 文部科学大臣

第六十三條の見出しを「(警察官等への届出)」に改め、同条中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外國原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(第六十六條第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。))並びにこれらの者から運搬を委託された者及び受託貯蔵者」を「原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。)」に改める。

第六十四條第一項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外國原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(以下この条において「事業者等」という。))並びに事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者」を「原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。以下この条において同じ。))」に改め、同条第三項中「事業者等」を「原子力事業者等」に改め、同条第一号中「廃棄事業者等」の下に「(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)」を加え、「第五十九條の二第一項」を「第五十九條第一項」に改め、

同項第二号中「使用者及び」を「使用者旧使用者等を含む。以下この号において同じ。」及び「に、第五十九条の二第二項を第五十九条第一項に改め、同項第三号中「原子炉設置者及び」を「原子炉設置者旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。」及び「に、第五十九条の二第二項を第五十九条第一項に改める。」

第六十五条及び第六十六条を削る。

第六十六条の二第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「第六十一条の二十六第二項各号に掲げる」を「第六十一条の二十六第二項に規定する」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第六十一条の二十六第一項各号に掲げる」を「第六十一条の二十六第一項に規定する」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二十五第二項各号に掲げる」を「第六十一条の二十五第二項に規定する」に改め、同号を同項第二十五第一項各号に掲げる」を「第六十一条の二十五第一項に規定する」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第六十一条の二第四項に規定する確認に関する事務の一部 経済産業大臣

第六十六条の二を第六十五条とし、第六十六条の三を第六十六条とする。

第六十六条の四第一項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者」を「原子力事業者等（外国原子力船運航者を除く。以下この条において同じ。）に、これらの者を「原子力事業者等」に、「主務大臣」を「次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ当該各号に定める大臣」に改め、同項に次の各号を加える。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄

事業者等を含む。） 経済産業大臣
二 使用者（旧使用者等を含む。） 文部科学大臣
三 原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。） 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

第六十六條の四第二項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者」を「原子力事業者等」に改め、同条を第六十六条の二とする。

第六十七條第一項中「第五十九条の二第六項を「第五十九条第六項」に、「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者又は国際特定活動実施者」を「原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者を含む。）に、「事業者等」を「原子力事業者等」に、「文部科学大臣」を「文部科学大臣」に、「第五十九条の二第五項」を「第五十九条第五項」に、「届出をした者については」を「届出をした場合については」に改め、「政令で定めるところにより」を削り、同条第二項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。）を「原子力事業者等（外国原子力船運航者を除き、使用者及び旧使用者等にあつては、第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。）に、「これらの者を「原子力事業者等」に改め、同条第三項中「第六十六条の二第一項各号」を「第六十五条第一項各号」に改め、同条第四項中「第六十一条の二第二項」を「第六十二条第一項」に改める。

第六十七條の二の見出し及び同条第一項中「及び原子力保安検査官」を、「原子力保安検査官及び核物質防護検査官」に改め、同条第三項中「第二

三条第一項第一号及び第四号の」を「実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる」に改め、同条第四項中「及び原子力保安検査官」を、「原子力保安検査官及び核物質防護検査官」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 文部科学省の核物質防護検査官は第四十三條の二第二項又は第五十七條の二第二項において準用する第十二條の二第五項の検査（第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第五項の検査については、第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、経済産業省の核物質防護検査官は第十二條の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二第二項、第五十條の三第二項及び第五十一條の二第三項において準用する場合を含む。）の検査（第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第五項の検査については、実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、それぞれ従事する。

第六十八條第一項中「事業者等」を「原子力事業者等」に、「一に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項及び第六項」を「いずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項」に、「第五十九條の二第六項」を「第五十九條第六項」に、「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する者又は国際特定活動実施者」を「原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国

際特定活動実施者を含む。）に改め、「その者の」を削り、同条第二項中「その者の」を削り、同条第三項中「第六十一条の二の二第二項」を「第六十二条第一項」に改め、同条第五項及び第七項中「第六十六条の二第一項各号」を「第六十五条第一項各号」に改め、同条第十二項中「一に」を「いずれかに」に、「若しくは第六項」を「第六項、第八項若しくは第九項」に改め、「その者の」を削る。

第六十八條の二の次に次の一条を加える。
（秘密保持義務）
第六十八條の三 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。次項において同じ。）及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

2 国又は原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、その委託された業務に関して知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

3 職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密を知ることのできた国の行政機関又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であつた者は、正当な理由がなく、その秘密を漏らしてはならない。

第六十九條第二項中「第五十一条第二項」を「第五十條の四第二項」に改める。

第七十條第一項第三号中「第六十一条の二十五第一項各号に掲げる」を「第六十一条の二十五第一項に規定する」に改め、同項第四号中「第六十一条の二十五第二項各号に掲げる」を「第六十一条の二十五第二項に規定する」に改め、同項第五号中「第六十一条の二十六第一項各号に掲げる」を「第六十一条の二十六第一項に規定する」に改め、同項第六号中「第六十一条の二十六第二項各号に掲げる」を「第六十一条の二十六第二項に規定する」に改め

6 この法律に定めるもののほか、この法律の規定により文部科学大臣、経済産業大臣若しくは国土交通大臣又は機構が処分、届出の受理その他の行為（政令で定めるものに限る。）をした場合における文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣への通報その他の手続については、政令で定める。

第七十二条第二項中「第五十条の四第一項」を「第五十条の三第一項」に改め、「認可をし」の下に、「第十二条の六第八項(第十二条の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。)若しくは第十二條の七第九項

(第二十一条の九第五項、第四十三条の三の第三四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。)の確認をし、第十二条の二第五項(第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。)の検査をしを加え、「第五十一条第二項を」「第五十条の四第二項に」、「第六十一条の二第二項を」「第五十七条の八第一項」に改め、「若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出(国際規制物質資使用者又は国際特定活動実施者に係る届出を除く。)」を削り、同項を同条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 第六十八条第六項及び第十一項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第二項において準用する第十二条の二第三項」及び「第四十三條の二十五第一項、同条第二項において準用する第十二條の二三第三項を削り、「第五十條の四第一項、同条第二項において準用する第十二條の二三第三項、第五十一條第一項を」「第五十條の四第一項に改め、「第五十一條の二十三第一項、同条第二項において準用する第十二條の

二第三項」を削り、「第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、第五十七條の二第二項、同條第二項において準用する第十二條の二第三項を」、「第五十七條の二第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第五項」に、「第四十三條の二第二項、同條第二項において準用する第十二條の二第三項を」、「第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第五項」に、「第六十條第二項第六十六條第二項において準用する場合を含む。）」を「第六十條第二項」に、「第六十條第一項」を「同條第一項」に改め、同項を同條第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の二

（環境大臣との関係）

第七十二條の二の二 環境大臣は、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三項において同じ。）の適正な処理を確保するため特に必要があると認めるときは、第六十一条の二第一項又は第二項の規定の運用に関し文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣に意見を述べることができる。

2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十一条の二第一項の確認をし、又は同条第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に連絡しなければならない。

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、環境大臣に対し、第六十一条の二第二項の確認を受けた物が廃棄物となつた場合におけるその処理に関し、必要な協力を求めることができる。

第七十二条の三第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第五十一条の八第一項及び第五十五条の二第二項の規定による使用前検査」を「及び第五十一条の八第一項の規定による使用前検査並びに第五十五条の二第二項の規定による施設検査」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の六第二項及び第三項、第十二条の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二條の七第二項及び第四項、第十二條の九第五項、第四十三條の三の三、第四

第七十二条の三第一項に次の一号を加える。

七 第六十一条の二第二項の規定による認可第七十二条の四中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者若しくは使用者を「原子力事業者等（外国原子力船運航者を除く。）」に改める。

第七十五条第一項第三号を次のように改める。

三 第十二条の六第二項若しくは第三項(第二

十二条の八第三項、第四十三條の三の第二項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を

含む。)、第十二条の七第二項若しくは第四項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第六項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）、第十六條の二第一項若しくは第二項、第二十二條の八第二項、第二十二條の九第二項、第二十七條第一項若しくは第二

項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第四十三條の二十七第二項、第四十三條の二十八第二項、第四十五條第一項若しくは第二項、第五十條の五第二項、第五十一條第二項、第五十一條の七第一項若しくは第二項、第五十一條の二十五第二項、第五

十一條の二十六第二項、第五十七條の六第二項、第五十七條の七第二項又は第六十一條の第二項の認可を受けようとする者

第七十五條第一項第五号を次のように改める。

五 第十二條の六第八項(第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。)、第十二條の七第九項(第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。)、第五十一條の六第六項若しくは第二項、第五十八條第二項、第五十九條第二項若しくは第六十一條の第二項の確認又は第五十九條第三項の承認を受けようとする者

第七十六條の四を削る。

第七十八條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第二十一條の二第二項、第二十一條の三第二項、第三十六條第二項、第四十三條の十九第二項、第四十九條第二項、第五十一條の十七第二項、第五十七條第三項、第五十九條第四項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。又は第六十條第三項の規定による命令に違反した者

第七十八條第四号の次に次の三号を加える。

四の二 第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の規定に違反した者

四の三 第十二條の二第三項(第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

四の四 第十二條の二第六項(第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

四の四 第十二條の二第六項(第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十八條第五号中「第五十一條第一項」を「第五十條の四第一項」に改め、同号の次に次の六号を加える。

五の二 第十二條の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止した者

五の三 第十二條の六第二項、第二十二條の八第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の二十七第二項、第五十條の五第二項、第五十一條の二十五第二項又は第五十七條の六第二項の規定に違反して廃止措置を講じた者

五の四 第十二條の六第七項(第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

五の五 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の七第二項の規定に違反した者

五の六 第十二條の七第三項、第二十二條の九第三項、第四十三條の三の三第三項、第四十三條の二十八第三項、第五十一條第三項、第五十一條の二十六第三項又は第五十七條の七第三項の規定に違反した者

五の七 第十二條の七第八項(第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七

第四項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

第七十八條第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第二十一條の三第一項、第三十六條第一項、第四十三條の十九第一項、第四十九條第一項、第五十一條の十七第一項、第五十八條第三項又は第五十九條第四項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。の規定による命令に違反した者

第七十八條第九号中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 第二十二條の八第一項の規定に違反して加工の事業を廃止した者

第七十八條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 第四十三條の三の二第一項の規定に違反して原子炉を廃止した者

第七十八條第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 第四十三條の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止した者

第七十八條第十九号中「第五十條の三第一項」を「第五十條の二第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十九の二 第五十條の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止した者

者に係る部分を除く。の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第七十八條第二十八号中「第六十六條の四第二項」を「第六十六條の二第二項」に改め、同条第二十九号中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者(次号及び第八十号において「製錬事業者等」という。)」を「核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に、」に限定する

を「核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一條の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に、」に限定するを「を除く」に改め、同条第三十号中「製錬事業者等」を「核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一條の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に、」に限定するを「を除く」に改め、同条に次の二号を加える。

三十一 第六十八條の三の規定に違反した者

三十二 第七十二條第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十八條の四中「第六十一條の二第二項」を「第六十二條第一項」に改める。

第七十九條中「五十万円」を「三百万円」に改め、同条第二号から第五号までを削り、同条第六号を同条第二号とし、同条第七号から第八号までを削り、同条第九号を同条第三号とし、同条第十号中「(第六十六條第二項において準用する場合を含む。)、第五十八條第一項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。)、第五十九條(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))又は第六十條第一項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))」を「第五十七條の四、第五十七條の五又は第六十條第一項」に改め、同条を同条第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 第五十七條の八第一項の規定による届出をしない核原料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反した者

五 第五十七條の八第一項の規定による届出をしない核原料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反した者

五 第五十七條の八第一項の規定による届出をしない核原料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反した者

五 第五十七條の八第一項の規定による届出をしない核原料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反した者

第七十九條第十一号中「第五十八條の二第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）を「第五十八條第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十二号中「第五十九條の二第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）を「第五十九條第二項」に、「第五十九條の二第五項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）を「同条第五項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第十三号中「第五十九條の二第八項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）を「第五十九條第八項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十四号を削り、同条第十五号を第九号とし、第十六号を第十号とし、第十七号を第十一号とし、第十八号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 第六十一條の九の三第一項の規定に違反した者

第七十九條第十九号中「第六十二條第一項」を「第六十二條の二第一項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第二十号を削る。

第八十條中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第六十一條の二第二項第二号」を「第五十七條の八第二項第二号」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第五十七條の八第七項若しくは第八項、第六十一條の九の二第一項若しくは第三項、第六十一條の九の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第八十條第八号を削り、同条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「第六十一條の三第四項」の下に「若しくは第七項」を、「同条第五項」の下に「若しくは第八項」を、「同条第六項」の下に「若しくは第九項」を加え、同号を同条第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 第五十九條第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査

を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者

第八十條第十一号を同条第十二号とし、同条第十号中「製錬事業者等」を「核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一條の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「製錬事業者等」を「核原料物質使用者、国際規制物質使用者及び国際特定活動実施者」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同条第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 第六十二條の三（核原料物質使用者に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十條の二及び第八十條の三中「一」を「い」に、「二」を「ろ」に改め、同条第二十号を削る。

第八十條の四の二「二十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一号を加える。

第八十條の五 第七十六條の二及び第七十六條の三の罪は、刑法第四條の二の例に従う。

2 第七十八條第三十一号の規定は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

第八十一條第二号中「第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）の下に、第八号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）を、「第二十一号」の下に、「第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）」を加える。

第八十一條の二第一号中「第六十六條の二第一項」を「第六十五條第一項」に改め、同条第二号中「第六十六條の二第二項」を「第六十五條第二項」に改める。

第八十二條中「一」を「い」に改め、同条第二号中「第五十一條第二項」を「第五十條の四第二項」に改め、同条第三号中「第二十二條の二

第二項（第五十條の三第二項）を「第二十二條の二第二項（第五十條の二第二項）に改め、同条第九号中「第五十九條の三第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）を「第五十九條の二第二項」に改め、同条第十号中「第六十六條第三項」を「第六十一條の九の三第二項」に改める。

第八十三條中「第六十一條の二第三項」を「第五十七條の八第三項」に改める。

第八十五條第一項第一号中「第六十一條の二第二項」を「第六十二條第一項」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧法」という。）第三十八條第一項の規定による届出をした者（この法律の施行前に旧法第六十五條第一項又は第三項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該届出に係る原子炉の廃止に係るこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）第四十三條の三の二第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合に限り、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間）は、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、主務省令（新法第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣（以下この項において「主務大臣」という。）の発する命令をいう。）で定めるところにより、新法第四十三條の三の二第二項に規定する廃止措置計画を定め、主務大臣にその認可の申請をすることができる。

3 新法第四十三條の三の二第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は、前項の認可について準用する。

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第四十三條の三の二第二項の規定により受けた認可とみなす。

第三条 この法律の施行前に旧法第二十二條の二第一項、第四十三條の二十一第一項又は第五十條の二第一項の規定による届出をした者（この法律の施行前に旧法第六十五條第一項又は第三項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該届出に係る加工施設、使用済燃料貯蔵施設又は再処理施設に係る加工、使用済燃料の貯蔵又は再処理の事業の廃止に係る新法第二十二條の八第一項、第四十三條の二十七第一項又は第五十條の五第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合に限り、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間）は、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、経済産業省令で定めるところにより、それぞれ新法第二十二條の八第二項、第四十三條の二十七第二項又は第五十條の五第二項に規定する廃止措置計画を定め、経済産業大臣にその認可の申請をすることができる。

3 新法第二十二條の八第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第二十二條の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第四十三條の二十七第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第四十三條の二十一第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について、新法第五十條の五第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は第一項に規定する者のうち旧法第五十條の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可に

4 第二項の規定により受けた認可は、新法第二十二條の八第二項、第四十三條の二十七第二項又は第五十條の五第二項の規定により受けた認可とみなす。 第四條 この法律の施行の際現に使用施設等の解体を行っている使用者（この法律の施行前に旧法第六十五條第一項又は第四項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該使用施設等に係る核燃料物質のすべての使用の廃止に係る新法第五十七條の六第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合）には、その申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、なお従前の例による。 2 前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、文部科学省令で定めるところにより、新法第五十七條の六第二項に規定する廃止措置計画を定め、文部科学大臣にその認可の申請をすることができ。 3 新法第五十七條の六第三項において準用する新法第十二條の六第四項の規定は、前項の認可について準用する。 4 第二項の規定により受けた認可は、新法第五十七條の六第二項の規定により受けた認可とみなす。 第五條 この法律の施行前に、旧法第十條若しくは第四十六條の七の規定により指定を取り消された製錬事業者若しくは再処理事業者、旧法第二十條、第三十三條第一項若しくは第二項、第四十三條の十六、第五十一條の十四、第五十六條若しくは第六十一條の六の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物資使用者又は旧法第六十五條第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出をした者については、旧法第六十一條第九号及び第六十六條の規定並びに同条第二項において準	用する旧法第五十七條、第五十八條から第五十九條の三まで及び第六十條第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。 （処分等の効力） 第六條 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。 （罰則の適用に関する経過措置） 第七條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （政令への委任） 第八條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 （検討） 第九條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 （原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正） 第十條 原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。 第十五條 第一項第四号中「第五十八條、第五十八條の二第一項、第五十九條又は第五十九條の二第一項を」第五十七條の四、第五十七條の五、第五十八條第一項又は第五十九條第一項に改める。 （地価税法の一部改正）	第十一條 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。 別表第二第三号中「第六十一條の二第一項を」第五十七條の八第一項に改める。 （核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正） 第十二條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）の一部を次のように改正する。 第六十八條の二の次に一條を加える改正規定中「第六十八條の二」を「第六十八條の三を第六十八條の四とし、第六十八條の二に改め、第六十八條の三に見出しとして（包括的核実験禁止条約機関の指定する者等の立入検査等）」を付する。 第七十六條の四を改め、同条を第七十六條の五とし、第七十六條の三を第七十六條の四とし、第七十六條の二の次に一條を加える改正規定中「第七十六條の四」を「第七十六條の二及び前条に、」刑法第四條の二を「刑法第四條の二の例に、第七十六條の三の罪は同法第三條に改め、同条を第七十六條の五とし、」を削り、同改正規定の次に次のように加える。 第七十八條第三十一号中「第六十八條の三」を「第六十八條の四」に改める。 第八十條中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に一號を加える改正規定中「第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を」第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号に、「十」第六十七條の二第一項を「十一」第六十七條の二第一項に改める。 第八十條に二號を加える改正規定中「十三第六十八條の三第一項を」十四 第六十八條の三第一項に、「十四 第六十八條の三第二項」を「十五 第六十八條の三第二項に改め、同改正規定の次に次のように加える。 第八十條の五第一項中「第七十六條の三」を	「第七十六條の四」に、「刑法第四條の二」を「刑法第四條の二の例に、第七十六條の三の罪は同法第三條に改める。 （テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正） 第十三條 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。 附則第二條第二項中「第七十六條の四」を「第八十條の五第一項」に改める。 （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正） 第十四條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。 別表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）の項中「第五十九條の二第五項」を「第五十九條第五項」に改める。
--	--	---	---